

第十五回国会
衆議院

大蔵委員会議録第二十四号

昭和二十八年二月十日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 奥村又十郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 川野 芳満君

理事 内藤 友明君 理事 佐藤 觀次郎君

上塚 司君 大泉 寛三君

西村 茂生君 西村 直己君

三和 精一君 荒木 萬壽夫君

加藤 高藏君 吉田 正君

小川 豊明君 久保田 鶴松君

坊 秀男君

出席政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君

大蔵事務官 (主税局長) 渡辺 喜久造君

委員外の出席者

大蔵事務官 (主税局長) 堀崎 潤君

局税制第二課長 榎木 文也君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

二月七日

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四〇号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四一號)

富給税法を廃止する法律案(内閣提出第四二號)

相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四三號)

酒税法案(内閣提出第四四號)

同日

戦没者遺族国庫債券の現金化に関する請願(栗山博君紹介)(第一五七八号)

同(山下春江君紹介)(第一六六四号)

第一類第六号

大蔵委員会議録第二十四号

昭和二十八年二月十日

第一類第六号

大蔵委員会議録第二十四号

昭和二十八年二月十日

第一類第六号

台湾における外地資産の補償に関する請願(關谷勝利君外一名紹介)(第一六〇九号)

同(砂田重政君外二名紹介)(第一六一〇号)

同(山本正一君紹介)(第一六一一號)

電気洗濯機に対する物品税軽減に関する請願(川野芳満君紹介)(第一六二七号)

酒税法の一部改正等に関する請願(清瀬一郎君紹介)(第一六二八号)

建築物用大理石及びテラゾーに対する物品税撤廃の請願(大村清一君紹介)(第一六五九号)

審判機針に対する物品税撤廃の請願(早稲田柳右門君紹介)(第一六六〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

公聴会開會承認要求に関する件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四〇号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四一號)

富給税法を廃止する法律案(内閣提出第四二號)

相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四三號)

酒税法案(内閣提出第四四號)

○農村委員長 これより會議を開きます。

議案の審査に入ります前にちよつとお諮りいたします。それは公聴会開會

承認要求に関する件についてであります。去る七日日本委員会に付託された税制改正の五法案中、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、富給税法を廃止する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の四法案につきましては、重要な輸入法案として、国会法第五十一条により公聴会を開き、審査の慎重を期したいと存じますので、この際お諮りいたします。右四法案について公聴会を開くため、議長の承認を求めたいと存じます。この点御異議ありませんか。

○農村委員長 御異議ないようです。それから公聴会開會について議長の承認がありました場合に、公聴会開會の日時等を決定の上議長のもとに公聴会開會報告書を提出することになつておりますが、それらの手続及び新聞公告、官報の告示、その他公述人の選定等公聴会開會の手続につきましては、その煩を避けるため、すべて委員長及び理事に御一任願いたいと存じます。この点も御異議ございませんか。

○農村委員長 御異議ないようであります。御一任願つて、さよりとりはからうことといたします。

○農村委員長 これより議案の審査に入ります。

まず所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律

案、富給税法を廃止する法律案、相続税法の一部を改正する法律案及び酒税法案、この五法案を一括議題として、政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。愛知大蔵政務次官。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「營業所に預入された」を「營業所(事務所を含む。以下同じ)に預入された」に、

「利子又は」を「利子若しくは」に改め、「支払を受ける」ときの下に「又はこの法律の施行地において事業をなす者に対する出資につき匿名組合契約及びこれに準ずる契約で命令で定めるもの(以下匿名組合契約等という)に基く利益の分配を受ける」とき」を加え、同条第三項中「一者を除く」の下に「のうちにこの法律の施行地に住所を有しないものに対するこの法律の規定(第六十五條の規定を除く)の適用を加え、」を「みなす。」「に改め、同条第四項中「社債」の下に「(会社以外の法人の発行する債券を含む。以下同じ)を」「合同運用信託の利益の支払」の下に「匿名組合契約等」に基く利益の分配」を加え、「第五條に規定する利益の配当又は剰余金の分配を除く。」を削る。

第三条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第四号の二を同

条第四号とし、同条第七号中「及び商船管理委員会」を削り、同条第八号中「北海道土功組合、耕地整理組合及び同連合会」を削り、同条第十三号中「牧野組合」を削り、同条に次の一項を加える。

前項各号に掲げる法人の所得(法人税法第五條第一項に規定する収益事業から生じた所得を除く。)でその源泉がこの法律の施行地外にあるものにつきその所在地の法令により所得税及び法人税に相当する税を課さない場合において、その所在地に本店又は主たる事務所を有する法人で大蔵大臣の指定するものについては、その指定の時後において生じた所得に對しては、所得税を課さない。

第三条の次に次の一條を加える。

第三条の二 資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属すると認められる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益については、所得税は、その収益を享受する者に對して、これを課するものとする。

第五條を次のように改める。

第五條 左に掲げる金額は、これを法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなして、この法律を適用する。

一 株式の消却若しくは資本の減少に因り株主が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻し

して社員若しくは出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額のうち、当該法人の資本又は出資の金額、資産再評価法の規定による再評価積立金額並びに法人税法第九条の二乃至第九条の四の規定により利益に算入されなかつたもの及び同法第九条の五第一項に規定する合併減資益金で留保した金額の合計額から成る部分の金額（以下資本金額等から成る部分の金額という。）を超過する場合におけるその超過金額

二 法人が法人税法第十六条に規定する積立金額の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた資本金額のうち、株主の有する株式に対応する部分の金額

前項第一号に規定する場合において、株主、社員又は出資者が金銭その他の財産を数回にわたり取得するときは、これらの金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額は、まず、当該法人の資本金額等から成る部分の金額から支払われ又は交付され、なお残額があるときは、資本金額等から成る部分の金額以外の金額から支払われ又は交付されたものとみなす。

第六条第五号中「所得のうち、」の下に「有価証券（有価証券取引税法第二条に規定する有価証券その他命令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）及び」を加え、同条第六号を同条第十一号とし、以下同条第九号までを五号ずつ繰り下げ、同条第五号の次に次の五号を加える。

六 この法律の施行地に本店又は

主たる事務所を有する法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、株主、社員又は出資者が解散した法人（以下解散法人という。）の株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額

七 法人が合併した場合において合併に因り消滅したこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人（以下被合併法人という。）の株主、社員又は出資者が合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人（以下合併法人と総称する。）から合併に因り取得する株式又は出資の価額及び金銭の額の合計額が、株主、社員又は出資者が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額

八 第五條第一項第一号に規定する場合において、株式若しくは出資に係る資本金額等から成る部分の金額又は株主、社員若しくは出資者が取得した金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額のうちいずれか低い金額が、株主、社員又は出資者が株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額

九 証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因り又は元本の追加信託をなしている証券投資信託につき証券投資信託の受益証券を有する者に對し分配される収益のうち、信託財産に属する有価証券の譲渡

に因る収益（信託財産に属する有価証券に係る収益のうち、株式の消却、資本の減少、退社、脱退又は出資の減少に因る収益で第五条の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるもの以外のもの、この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の解散又は合併に因り受けるもの及び評価益を含む。）に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額

十 証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因り証券投資信託の受益証券を有する者に対し支払われる金額と証券投資信託について当初信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が、その者が当該受益証券を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額

第七條第一項の次に次の一項を加える。

この法律において貸付信託とは、合同運用信託のうち、貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託をいう。

第八條第一項前段中「三万円」を「三万五千元」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、扶養親族と生計を一にする第一親等以上の親族は、これらの納税義務者のすべてと生計を一にする扶養親族は、すべて命令で定める一の納税義務者の扶養親族であるものとする。但し、当該扶養親族をすべて当該納税義務者の扶養親族とすることに因り、当該納税義務者

の総所得金額及び退職所得の金額並びに所得税額について第十一条の三乃至第十一条の七第一項及び第十五条の規定による控除並びに第十五条の二乃至第十五条の六及び第十五条の八の規定による控除をその全額について受けられないと認められるときは、命令で定める扶養親族は、命令の定めるところにより、当該納税義務者と生計を一にする他の納税義務者の扶養親族とすることができ。

第八條第五項第一号中「五万円」を「六万円」に改め、同項第二号中「十万円」を「十五万円」に改め、同条第六項中「前五項」を「第一項乃至第五項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

この法律において社会保険料とは、左に掲げるもの（第六條第十四号に掲げる給与から控除されるものを除く。）をいう。

一 健康保険法の規定により被保険者として負担する健康保険の保険料

二 厚生年金保険法の規定により被保険者として負担する厚生年金保険の保険料及び同法第七十四條の規定に基き厚生大臣の指定した共済組合の組合員で同法の被保険者でない者が負担する当該共済組合の掛金

三 失業保険法の規定により被保険者として負担する失業保険の保険料

四 船員保険法の規定により被保険者として負担する船員保険の保険料

五 国民健康保険法の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税

六 国家公務員共済組合法第六十八條（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による掛金

七 恩給法第五十九條（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による納金

八 第六号に掲げるものを除き、法律又は条例の規定により、地方公共団体がその職員に關し実施する共済制度又は退職年金若しくは退職一時金の制度に基き地方公共団体の職員が負担する費用

第九條第一項各号列記以外の部分中第七号乃至第九号を「第八号及び第九号」に、「第二項」を「第三項」に、「十万円を控除した金額」を「十五万円を控除した金額の十分の五に相当する金額」に改め、同項第一号中「並びに合同運用信託の利益」を「合同運用信託の利益並びに証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約に因り分配される収益のうち、公債、社債及び預金の利子並びに合同運用信託の利益に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額」に改め、「社債の利子」の下に「並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券につき受ける利益及び収益を加え、同項第二号中「収益の分配」の下に「前号に該當する部分の金額及び第六條第九号の金額を除く。」を加え、「無記名受益証券」を「無記名の貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券」に改め、同項第五号中「三万円」を「四万五千元」に改め、同項第六号中「十五万円」を「二十万円」に改め、同項第七号中「控除した金額」を「控除し、その残額から十五万円（当該残額が十五万円に満たない場合には当該残

額）を控除した金額」に改め、同項第七号中「控除した金額」を「控除し、その残額から十五万円（当該残額が十五万円に満たない場合には当該残

三 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得す

「**配当**」の下に、「**利益**」を加える。

に依じ、各扶養親族につき当該各号に掲げる金額を第一条第一項の規定に該当する個人の總所得金額又は退職所得の金額から控除する。

控除後の山林所得以外

(以下變動所得と総称する。) がある

り、且つ、変動所得の金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合においては、納税義務者の選択により、総所得金額に対する所得税の税額は、左の各号に掲げる税額の合計金額によることとができる。この場合において、その年において第十四条の二第二項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による。

一 第十一条の三乃至第十二条の規定による控除は、まず山林所得及び変動所得以外の所得の金額についてこれをなし、なお不足額があるときは、これを山林所得の金額から控除し、なお不足額があるときは、これを変動所得の金額から控除し、これらの規定による控除後の山林所得及び変動所得以外の所得の金額と山林所得の金額の五分の一に相当する金額と変動所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額、控除後の山林所得の金額の五分の一に相当する金額と変動所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額又は控除後の変動所得の金額の五分の一に相当する金額（以下変動調整所得金額と総称する。）に対し第十三条に規定する税率を適用して計算した税額

二 前号に掲げる税額の変動調整所得金額に対する割合を、山林所得の金額と変動所得の金額との合計額、控除後の山林所得の金額と変動所得の金額との合計額又は控除後の変動所得の金額の五分の一に相当する金額（以下変動調整所得金額と総称する。）に改め、同条第二項中「甲種変動所得」を「変動所得」に改め、「又は乙種変動所得の金額が五十万円以下であるとき」を削り、「甲種若しくは乙種変動所得のいずれか又は甲種及び乙種変動所得の全部を「変動所得」に改める。

第十五条第一項中「第十四条第一項の規定により」を「第十三条の二又は第十四条第一項の規定により」に改め、「第十三条」の下に「第十三条の二第一号、」を加える。

第十五条の六中（証券投資信託の

乗じて計算した税額
前条及び前項に規定する山林調整所得金額及び変動調整所得金額は、調整所得金額と総称し、これらの規定に規定する山林特別所得金額及び変動特別所得金額は、特別所得金額と総称する。

第十四条の二第一項各号列記以外の部分中「前条第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、その年分の甲種変動所得の金額が五十万円をこえるとき若しくはその年分の総所得金額の百分の五十をこえるとき、又はその年分の乙種変動所得の金額が五十万円をこえるとき」を前条第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、その年分の変動所得の金額が五十万円をこえるとき又はその年分の総所得金額の百分の五十をこえるとき、に「当該各年において前条第一項を当該各年において第十三条の二又は前条第一項」に改め、同項第一号中「前条第一項」を「第十三条の二又は前条第一項」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「普通所得」を「変動所得以外の所得」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「第十三条の二又は前条第一項」に改め、同条第二項中「甲種変動所得」を「変動所得」に改め、「又は乙種変動所得の金額が五十万円以下であるとき」を削り、「甲種若しくは乙種変動所得のいずれか又は甲種及び乙種変動所得の全部を「変動所得」に改める。

第十五条第一項中「第十四条第一項の規定により」を「第十三条の二又は第十四条第一項の規定により」に改め、「第十三条」の下に「第十三条の二第一号、」を加える。

第十五条の六中（証券投資信託の

収益の分配に因る配当所得については、百分の十五を削る。
第十五条の七の次に次の一条を加える。

第十五条の八 第一条第一項の規定に該当する個人がこの法律の施行地外にその源泉がある所得につきその所在地の法令により所得税に相当する税を課せられたときは、命令の定めるところにより、第十三条乃至前条の規定により計算した所得税額から、当該所得の生じた日又は期間の属する年分の所得税額のうち当該国にその源泉がある所得に對應するものとして命令の定めるところにより計算した金額を限度として、当該国の法令により課せられた税額を控除する。

前項の規定による控除は、まず総所得金額に対する所得税の税額から控除し、なお不足額がある場合においては、これを退職所得の金額に対する所得税の税額から控除するものとする。

第十六条中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、「徴収すべき税額」の下に「及び第四十一条第二項の規定により納付された税額」を加える。

第十七条中「同項第二号に規定する所得、同項第三号の利子所得、同項第四号の配当所得若しくは同項第五号に規定する所得」を「同項第二号乃至第五号に規定する所得」に改め、「無記名債権の利子、」の下に「無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益、」を加え、「無記名受益証券を、無記名の証券投資信託の受益証券」に改め、「支払を受けた金額」の下に「とし、証券投資信託の収益の分配については、第六条第九号

に掲げる金額を控除した金額とする。以下第十八条において同じ。」を加える。

第十八条第一項中「又は配当所得（第五条に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く。）」を、「配当所得又は匿名組合契約等に基づく利益の分配」に改め、「（無記名債権の利子、無記名株式の配当及び無記名受益証券につき受ける収益の分配については、支払を受けた金額、以下本条において同じ。）」を削る。

第二十一条第一項各号列記以外の部分中「五万円と第十一号の六」を「六万円と第十一号の七」に改め、同項第二号中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に改め、同項第三号中「第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第四号中「第十四条第一項」を「第十三条の二又は第十四条第一項」に改め、同項第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額並びに当該合計額につき第十五条の二乃至第十五条の七を「第十三条の二第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額又は第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額並びにこれらの合計額につき第十五条の二乃至第十五条の八に改め、同項第五号中「第十五条の二乃至第十五条の七」を「第十五条の二乃至第十五条の八」に改め、同項第六号中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、「所得税額及び当該税額」を「所得税額及び第四十一条第二項の規定により納付される税額並びにこれらの税額」に改め、同項第七号中「徴収税額」の下に「及び納付税額」を加え、同項第九号中

「又は第十五条の二乃至第十五条の六を、第十五条の二乃至第十五条の六又は第十五条の八」に改め、同条第二項第二号中「第十一号の五及び第十一号の六を、第十一号の五乃至第十一号の七」に改め、同条第三項中「五万円と第十一号の六を、六万円と第十一号の七」に改める。

第二十一条の二第四項中「六月三十日」を「七月一日」に改め、その旨を政府に届け出たときに限り、その変動に係る見積額を算入することとができる。この場合において「を」を「七月一日の現況によることとができる。この場合において同項の規定による申請書を前に政府に提出していたときは」に、「第二項の規定により申請書」を「同項の規定により申請書」に改め、同条第七項第一号及び第二号中「第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年六月三十日」を「第四項但書の規定の適用がある場合においては、その年七月一日」に改め、同条第十一項中「第七号の三」を「第十号の二」に改める。

第二十二条第一項第一号及び第二号中「五万円と第十一号の六」を「六万円と第十一号の七」に改め、同条第三項中「六月三十日」を「七月一日」に改め、同条第三十一日」を「十一月一日」に改める。

第二十三条第三項中「第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年六月三十日」を「第四項但書の規定の適用がある場合においては、その年七月一日」に改め、同条第五項中「第十号の三」を「第十号の二」に改める。

「徴収さるべき所得税額」の下に「及

であつた場合」の下に「又は当該更正

六条の二第一項」を、第三十六條の

五條の七の規定により計算した所

告された扶養親族の有無及び

その数に應じ、別表第三の甲欄により求めた率を当該賞手の金額に乘じて計算した金額

ハ イの賞手の支払者から前月中に支払を受けたその他の給手の金額がないときは、当該賞手については、賞手の金額の六分の一(当該賞手の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二分の一)以下本項において同じ。

ニ ロの賞手の支払者から前月中に支払を受けたその他の給手の金額がないときは、当該賞手については、賞手の金額の六分の一に相当する金額に應じ、別表第二の月額表乙欄に掲げる税額に六を乘じて計算した金額

第三十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、給手から控除される社会保険料があるときは、同項の規定の適用については、当該給手の額から当該社会保険料の額を控除した金額に相当する額の給手の支払を受けるものとみなし、当該社会保険料の額が当該給手の額に等しいときは、給手の支払を受けないものとみなす。

第三十八条に次の一項を加える。
第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給手所得の支払をなす者(第一項に規定する命令で定める者を除く)は、給手の支払を受ける者が第一項の七第二項の規定の適用を受ける旨の申告があり、且つ、その者の扶養親族が三人以下である場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第三号に掲げる扶養親族があるとき又はその扶養親族が三人をこえる場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき、同項第二号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同号に掲げる扶養親族が一人であるときは、その給手の支払をなす際、第一項の規定に準じ、当該給手所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

る場合においては三百五十円、別表第二の週額表による場合においては八十円、別表第二の日額表による場合においては十円を控除した金額により、同項第七号イの規定により求める別表第三の甲欄により求める率は、扶養親族がないものとして当該甲欄により求める率による。

第三十八条の二第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第三十九条第一項中「前条第一項」を「第三十八条第一項」に、「給手の支払者及び」を「給手の支払者並びに」に改め、「氏名、」の下に「扶養親族について第十一号の七第二項の規定の適用を受ける場合」は「その旨及び当該扶養親族について同項各号の順位、」を加え、同条第三項中「保険料の金額」を「社会保険料(給手から控除されるものを除く)の金額、」第十一号の六の規定により控除を受ける生命保険料の金額」に改める。

第四十条を次のように改める。
第四十条 第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給手所得につき支払をなす者(当該個人に係る前条の規定による申告書の提出を経由した者であつて、且つ、当該個人に對してその年最後に給手の支払をなすものに限る)は、第六項の規定による場合を除く外、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に比し過不足のあるときは、過納額は、その年最後に給手の支払をなす際徴収すべき所得税額にこれを充當し、不足額は、その年最後に給手の支払をなす際これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

一 その年中の支給に係る給手所得につき第三十八条の規定により徴収する所得税額の合計額

二 別表第五の附表により当該給手所得の収入金額に應じて求めた金額(以下勤労控除後の給手の金額といふ)当該支払者から受ける給手から控除される社会保険料がある場合にはその社会保険料の金額を、前条第三項の規定による申告書の提出がなされている場合にはその申告に應じ第十一号の五の規定により控除を認められる社会保険料(給手から控除されるものを除く)の金額及び第十一号の六の規定により控除を認められる生命保険料の金額を、それぞれ勤労控除後の給手の金額から控除した金額とする。)、申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数並びに当該給手所得の支払を受ける者が申告された不具者、老年人、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等保護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年人、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうかに応じ、別表第五に掲げる税額

前項の場合において、同項に規定する過納額をその年最後に給手の支払をなす際徴収すべき所得税額に充當し、なお過納額があるときは、当該過納額については、左の各号の定めるところによる。

一 給手所得の支払を受ける者が当該過納額の全部の還付を求めるときは、その年十二月三十一日までに当該給手の支払者に提出したときは、当該給手の支払者は、その請求に係る税額を還付し、当該過納額をその翌年において給手の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充當(この場合に徴収すべき税額がないときは、還付)する。

二 給手所得の支払を受ける者が当該過納額の一部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに当該給手の支払者に提出したときは、当該給手の支払者は、その請求に係る税額を還付し、当該過納額をその翌年において給手の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充當(この場合に徴収すべき税額がないときは、還付)する。

三 給手所得の支払を受ける者が当該過納額の全部又は一部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに当該給手の支払者に提出しなかつたときは、当該給手の支払者は、当該過納額をその翌年において給手の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充當(この場合に徴収すべき税額がないときは、還付)する。

第一項の場合において、同項に規定する不足額をその年最後に給手の支払をなす際徴収し、なお不足額があるときは、当該給手の支払者は、その翌年において給手の支払をなす際順次これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第一項に規定する不足額がある場合において、その年最後の給手の支払をなす日の属する月(以下本項において給手の最終支払月といふ)中に給手の支払者から支払われる給手所得の総額から当該給手所得につき第三十八条の規定又

出たときは、当該給手の支払者は、当該過納額の全額を還付する。

二 給手所得の支払を受ける者が当該過納額の一部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに当該給手の支払者に提出したときは、当該給手の支払者は、その請求に係る税額を還付し、当該過納額をその翌年において給手の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充當(この場合に徴収すべき税額がないときは、還付)する。

三 給手所得の支払を受ける者が当該過納額の全部又は一部の還付を求める請求書をその年十二月三十一日までに当該給手の支払者に提出しなかつたときは、当該給手の支払者は、当該過納額をその翌年において給手の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充當(この場合に徴収すべき税額がないときは、還付)する。

は第一項の規定により徴収される税額を控除した残額が、その年一月から給与の最終支払月の前月までの間に当該給与の支払者から支払を受けた給与所得の総額から当該給与所得につき第三十八条の規定により徴収される税額の合計額を控除した残額の月割額に比し著しく減少すると認められる場合において、当該給与所得の支払を受ける者が政府の承認を受けたときは、当該給与の支払者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該承認に係る金額を不足額から控除した残額をその年最後の給与の支払をなす際徴収し、当該承認に係る金額の二分の一に相当する金額をその翌年一月及び二月に給与の支払をなす際、それぞれ徴収し、なお、不足額があるときは、三月以後給与の支払をなす際これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

前項の月割額の意義その他前四項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得につき支払をなす者（当該個人に係る前条の規定による申告書の提出を経由した者であつて、且つ、当該個人に対してその年最後に給与の支払をなすものに限る）は、給与所得の支払を受ける者につき、第十一条の七第二項の規定の適用を受ける旨の申告があり、且つ、その扶養親族が三人以下である場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第三号に掲げる扶養親族があるとき又はその扶養親族が三人をこえる場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき、同項第二号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同号に掲げる扶養親族が一人であるときは、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に比し過不足のあるときは、当該過不足を第一項に規定する過不足とみなして、前五項の規定に準じて、過納額はこれを充たし又は還付し、不足額はこれを徴収し、政府に納付しなければならない。

一 その年中の支給に係る給与所得につき第三十八条の規定により徴収する所得税額の合計額

二 当該給与所得に係る勤務控除後の給与の金額（当該支払者から受ける給与から控除される社会保険料がある場合にはその社会保険料の金額を、前条第三項の規定による申告書の提出がなされている場合にはその申告に附し第十一号の五の規定により控除を認められる社会保険料（給与から控除されるものを除く）の金額及び第十一号の六の規定により控除を認められる生命保険料の金額を控除した金額とする。）につき、申告された扶養親族の数及びその扶養親族についての第十一号の七第二項各号の順位に附し第十一号の七第二項及び第十二条の規定に準じて控除をなした残額を課税総所得金額とみなし、その課税総所得金額とみなされた金額が六十五万円以下である場合には別表第一により求めた税額に相当する金額、その課税総所得金額とみなされた金額が六十五万円をこえる場合には第十三条の規定

を適用して計算した税額に相当する金額から、不具者として申告された扶養親族の有無及びその数並びに当該給与所得の支払を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七条の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三条の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうかに応じ、第十五条の二乃至第十五条の五の規定による控除をなした残額

第四十一条第一項中「支払うべき金額」の下に「（証券投資信託の収益の分配については、第六条第九号の金額を控除した金額とする。）」を加え、同条第二項中「若しくは事業所」を削る。

第四十二条第二項中「その他命令で定めるこれらに準ずる者に対し」を「その他命令で定める者に対し」に改め、同条に次の一項を加える。

第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において匿名組合契約等に基く利益の分配につき支払をなす者は、その支払をなす際、その支払うべき金額に対し百分の二十の税率を適用して計算した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第四十三条第一項及び第二項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改め、同条第四項中「前条但書」を「前項但書」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三十七条、第三十八条、第三十八条の二、第四十条、第四十一

条第一項又は前条の規定により所得税の徴収がなされたときは、当該徴収に係る税額（これらの規定により徴収されるべき税額に限る。）の当該納税義務者に対する還付又は充たしについては、これらの規定により所得税を徴収して納付すべき者がこれらの規定により徴収した税額を政府に納付すべき日（徴収の日がその納付すべき日後であるときは、徴収の日）において当該税額の納付があつたものとみなす。

第四十四条第五項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第四十六条第一項中「及び第十号」を「第十号及び第十二号」に、「及び第四号」を「第四号及び第八号」に改め、同条第六項中「その更正し又は決定したとき、その更正し若しくは決定したとき」を「第十号又は第十二号若しくは、過少である場合」に改め、「第十号又は第十二号若しくは」の下に「又はその更正した第二十六号第一項第十二号若しくは第二十六号の二第一項第八号に規定する第十五条の八の規定による控除の額が過大である場合」を加え、同条第八項中「第十条の三」を「第十条の二」に改める。

第四十六条の二第一項中「第九号乃至第十五条の七」を「第九号乃至第十五条の八」に改める。

第四十六条の三第一項中「若しくは第三十六号の二」を「乃至第三十六条の三」に改める。

第四十七条第二項中「同条第七項」を「第四十六条第七項」に改め、同条第三項中「第一項又は第二項」を「第一項若しくは第二項」に、「の規定により更正」を「又は第六項の規定により更正」に改め、同条に次の一項を加える。

政府は、第四十六条第一項若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項の規定により更正をなした場合において、第三十六号の三第一項「同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する第三十六条第五項の規定により還付した所得税額のうち、当該更正に因り過大となつた税額（第三十六条の三第三項において準用する第三十六条第六項の規定により加算される金額のうち、当該過大となつた金額に對應する部分の金額を含む。）があるときは、第四十六条第七項の規定による通知をなした日から一箇月を納期限として、当該金額を徴収する。

第四十八条第一項中「第三十六条の二第三項」の下に「及び第三十六条の三第三項」を加え、「及び同項」を「第三十六条の二第三項及び第三十六条の三第三項」に、「第五十七号の二第七項又は第六十二号の二第七項」を「又は第五十七号の二第七項に、若しくは第五十七号の二第十号若しくは第十二号」に、「若しくは第四号」を「、第四号若しくは第八号」に、「第五十七号の二第一項乃至第四項の規定により徴収される重加算税額又は第六十二号の四第一項の規定により徴収される重加算税額」又は第五十七号の二第一項乃至第四項の規定により徴収される重加算税額」に改め、同条第三項中「第十条の三」を「第十条の二」に、「第十号の四」を「第十号の三」に改め、同条第六項中「第十号の三」を「第十号の二」に改める。

第四十九条第九項中「第十号の三」を「第十号の二」に改める。

第五十条第二項中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改める。

第五十五條第一項第一号中「第三十一條」を「第三十一條第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第四号中「又は第三十六條の第二項（同条第三項）」を、「第三十六條の第二項（同条第三項）」に改め、「以下本条において同じ。」の下に「又は第三十六條の第三項（同条第三項）において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。」を加え、「の規定により修正に係る申告書に不足額が」を「若しくは第三十六條の第三項（同条第三項）において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。」の規定により修正に係る申告書に不足額若しくは超過額が」に、「又は第三十六條の第二項第一項の規定による還付」を、「第三十六條の第二項又は第三十六條の第三項第一項の規定による還付」に改め、同条第二項中「第三十一條」を「第三十一條第一項」に改め、同条第三項中「前二項の規定を」を「第一項の規定に改め、同条第四項中「前三項の下に」及び第七項を加え、「百元を三百円に改め、同条第六項中「第二項若しくは第三項」を「第二項乃至第四項」に改め、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第一項又は前項の利子税額の計算の基礎となる所得税額、追徴税額又は第四十七條第二項乃至第四項に規定する税額（これらの税額の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額の全額）が十円未満で、且つ、その計算の基礎となる期間の総日数が百八十日未満であるときは、第一項の規定により納付すべき利子税額又は前項の規定により徴収する利子税額は、第一項乃至第三項及び前項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる所得税額、追徴税額又は第四十七條第二項乃至第四項に規定する税額及び期間に應じ、命令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

第五十六條第一項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改め、同条第三項中「第七項」の下に「乃至第九項」を加える。

第五十七條第二項中「又は第三十六條の第二項第一項」を「第三十六條の第二項第一項」に改め、第三十六條の第二項第一項において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定により所得税額の還付」に、「若しくは第三十六條の第二項」を、「第三十六條の第二項」に、「の規定による附記」を「若しくは第三十六條の第三項（同条第三項）において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定による附記」に、「第四十七條第二項若しくは第三項」を「第四十七條第二項乃至第四項」に改め、同条第四項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改め、同条第五項中「第三十六條の第二項」の下に「又は第三十六條の第三項」を加え、同項及び同条第七項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改め、同条第八項中「第三十八條」を「第三十八條」に改め、同条第九項の次に次の二項を加える。

第五十八條中「（貸付信託法第二條第一項に規定する貸付信託をいう。以下同じ。）を削る。

第六十一條第一項に次の二号を加える。

五 保険会社の委託を受けて保険契約の締結の代理をなす者に対しその報酬の支払をなす者

六 匿名組合契約等に基づく利益の分配をなす者

第六十一條の二を次のように改める。

第六十一條の二 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は、株式の消却若しくは資本の減少に因り株主に對し、又は退社、退股若しくは出資の減少に因り持分の払戻として社員若しくは出資者に対し、金銭又は金銭以外の財産を支払い又は交付する場合においては、命令の定めるところにより、政府及び当該金銭又は金銭以外の財産の支払又は交付を受ける者に對し、当該金銭の額、金銭以外の財産の価額、これらの合計額並びに当該合計額のうち第五條第一項第一号の規定により利益の配当とみなされる金額を通知しなければならぬ。

第六十一條の三の次に次の一條を加える。

第六十一條の四 この法律の施行地に本店を有する法人は、証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因り又は元本の追加信託をなししる証券投資信託につき証券投資信託の収益の分配をなす場合においては、命令の定めるところにより、政府及び当該収益の分配を受ける者に對し、当該収益の分配額を利子所得の金額、配当所得の金額及び第六條第九号の金額に区分して通知しなければならぬ。

第六十二條第一項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に、「第三十九條」を「その年中の支給に係る給与から控除した社会保険料の金額並びに第三十九條」に、「第十一條の五の規定により控除を受けた保険料の金額」を「第十一條の七第二項の規定の適用がある場合には、その旨及び扶養親族についての同項各号の順位、第十一條の五の規定により控除を受けた社会保険料の金額、第十一條の六の規定により控除を受けた生命保険料の金額」に改める。

第六十二條の二第一項及び第二項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改める。

第六十二條の三及び第六十二條の四を削る。

第六十五條第五項中「第十條の三」を「第十條の二」に改める。

第六十七條に次の一項を加える。

第一項の規定は、三以上の営業所を有する法人で、その営業所の二分の一以上に當る営業所につき、当該営業所の所長、主任その他の当該営業所に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と命令で定める特殊の關係のある個人（以下本条において所長等という。）が前に当該営業所において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等の有する当該法人の株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の二分の一以上に相當するものの行為又は計算で、これを容認した場合においては、当該所長等の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合について、これを準用する。

第六十七條の次に次の一條を加える。

第六十七條の二 法人に五以上の営業所がある場合において、その営業所の三分の二以上に當る営業所につき、当該営業所の所長、主任等又はこれらの者の親族その他の当該所長、主任等と命令で定める特殊の關係のある個人が前に当該営業所において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長、主任等が現に当該営業所に係る事業を主宰しているとき、当該法人は、当該営業所から生ずる収益の配属については単なる名義人であり、当該所長、主任等が当該収益を享受する者であると推定する。

第六十九條第一項中「若しくは第三十六條の第二項」を、「第三十六條の第二項」に、「場合を含む。）の規定による」を「場合を含む。）若しくは第三十六條の第三項（同条第三項）において準用する第三十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同条第三項中「第三十六條の第二項」の下に「又は第三十六條の第三項」を加える。

第六十九條の二第一項並びに第六十九條の三第一項及び第三項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改める。

第七十條第三項中「第三十八條第一項」を「第三十八條」に改め、同条第六号中「又は第六十一條の三」を「第六十一條の三又は第六十一條の四」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表(第十五条第一項及び第三項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額 (イ)		(ロ)の(イ) に對する割合		課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額 (イ)		(ロ)の(イ) に對する割合		課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額 (イ)		(ロ)の(イ) に對する割合	
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
500円未満	500円	0	0	40,000	41,000	7,000	17	85,000	86,000	16,750	19
500	1,000	75	15	41,000	42,000	7,200	17	86,000	87,000	17,000	19
1,000	1,500	150	15	42,000	43,000	7,400	17	87,000	88,000	17,250	19
1,500	2,000	225	15	43,000	44,000	7,600	17	88,000	89,000	17,500	19
2,000	2,500	300	15	44,000	45,000	7,800	17	89,000	90,000	17,750	19
2,500	3,000	375	15	45,000	46,000	8,000	17	90,000	91,000	18,000	20
3,000	3,500	450	15	46,000	47,000	8,200	17	91,000	92,000	18,250	20
3,500	4,000	525	15	47,000	48,000	8,400	17	92,000	93,000	18,500	20
4,000	4,500	600	15	48,000	49,000	8,600	17	93,000	94,000	18,750	20
4,500	5,000	675	15	49,000	50,000	8,800	17	94,000	95,000	19,000	20
5,000	6,000	750	15	50,000	51,000	9,000	18	95,000	96,000	19,250	20
6,000	7,000	900	15	51,000	52,000	9,200	18	96,000	97,000	19,500	20
7,000	8,000	1,050	15	52,000	53,000	9,400	18	97,000	98,000	19,750	20
8,000	9,000	1,200	15	53,000	54,000	9,600	18	98,000	99,000	20,000	20
9,000	10,000	1,350	15	54,000	55,000	9,800	18	99,000	100,000	20,250	20
10,000	11,000	1,500	15	55,000	56,000	10,000	18	100,000	102,000	20,500	20
11,000	12,000	1,650	15	56,000	57,000	10,200	18	102,000	104,000	21,000	20
12,000	13,000	1,800	15	57,000	58,000	10,400	18	104,000	106,000	21,500	20
13,000	14,000	1,950	15	58,000	59,000	10,600	18	106,000	108,000	22,000	20
14,000	15,000	2,100	15	59,000	60,000	10,800	18	108,000	110,000	22,500	20
15,000	16,000	2,250	15	60,000	61,000	11,000	18	110,000	112,000	23,000	20
16,000	17,000	2,400	15	61,000	62,000	11,200	18	112,000	114,000	23,500	20
17,000	18,000	2,550	15	62,000	63,000	11,400	18	114,000	116,000	24,000	21
18,000	19,000	2,700	15	63,000	64,000	11,600	18	116,000	118,000	24,500	21
19,000	20,000	2,850	15	64,000	65,000	11,800	18	118,000	120,000	25,000	21
20,000	21,000	3,000	15	65,000	66,000	12,000	18	120,000	122,000	25,500	21
21,000	22,000	3,200	15	66,000	67,000	12,200	18	122,000	124,000	26,100	21
22,000	23,000	3,400	15	67,000	68,000	12,400	18	124,000	126,000	26,700	21
23,000	24,000	3,600	15	68,000	69,000	12,600	18	126,000	128,000	27,300	21
24,000	25,000	3,800	15	69,000	70,000	12,800	18	128,000	130,000	27,900	21
25,000	26,000	4,000	16	70,000	71,000	13,000	18	130,000	132,000	28,500	21
26,000	27,000	4,200	16	71,000	72,000	13,250	18	132,000	134,000	29,100	22
27,000	28,000	4,400	16	72,000	73,000	13,500	18	134,000	136,000	29,700	22
28,000	29,000	4,600	16	73,000	74,000	13,750	18	136,000	138,000	30,300	22
29,000	30,000	4,800	16	74,000	75,000	14,000	18	138,000	140,000	30,900	22
30,000	31,000	5,000	16	75,000	76,000	14,250	19	140,000	142,000	31,500	22
31,000	32,000	5,200	16	76,000	77,000	14,500	19	142,000	144,000	32,100	22
32,000	33,000	5,400	16	77,000	78,000	14,750	19	144,000	146,000	32,700	22
33,000	34,000	5,600	16	78,000	79,000	15,000	19	146,000	148,000	33,300	22
34,000	35,000	5,800	17	79,000	80,000	15,250	19	148,000	150,000	33,900	22
35,000	36,000	6,000	17	80,000	81,000	15,500	19	150,000	152,000	34,500	23
36,000	37,000	6,200	17	81,000	82,000	15,750	19	152,000	154,000	35,100	23
37,000	38,000	6,400	17	82,000	83,000	16,000	19	154,000	156,000	35,700	23
38,000	39,000	6,600	17	83,000	84,000	16,250	19	156,000	158,000	36,300	23
39,000	40,000	6,800	17	84,000	85,000	16,500	19	158,000	160,000	36,900	23

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額 (イ)		税額 (ロ)	(ウ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額 (イ)		税額 (ロ)	(ウ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額、 第二次調整所得 金額又は課税退 職所得金額 (イ)		税額 (ロ)	(ウ)の(イ) に対する 割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
160,000	162,000	37,500	23	275,000	278,000	75,750	27	440,000	444,000	140,500	31
162,000	164,000	38,100	23	278,000	281,000	76,800	27	444,000	448,000	142,100	32
164,000	166,000	38,700	23	281,000	284,000	77,850	27	448,000	452,000	143,700	32
166,000	168,000	39,300	23	284,000	287,000	78,900	27	452,000	456,000	145,300	32
168,000	170,000	39,900	23	287,000	290,000	79,950	27	456,000	460,000	146,900	32
170,000	172,000	40,500	23	290,000	293,000	81,000	27	460,000	464,000	148,500	32
172,000	174,000	41,100	23	293,000	296,000	82,050	28	464,000	468,000	150,100	32
174,000	176,000	41,700	23	296,000	299,000	83,100	28	468,000	472,000	151,700	32
176,000	178,000	42,300	24	299,000	302,000	84,150	28	472,000	476,000	153,300	32
178,000	180,000	42,900	24	302,000	305,000	85,300	28	476,000	480,000	154,900	32
180,000	182,000	43,500	24	305,000	308,000	86,500	28	480,000	485,000	156,500	32
182,000	184,000	44,100	24	308,000	311,000	87,700	28	485,000	490,000	158,500	32
184,000	186,000	44,700	24	311,000	314,000	88,900	28	490,000	495,000	160,500	32
186,000	188,000	45,300	24	314,000	317,000	90,100	28	495,000	500,000	162,500	32
188,000	190,000	45,900	24	317,000	320,000	91,300	28	500,000	505,000	164,500	32
190,000	192,000	46,500	24	320,000	324,000	92,500	28	505,000	510,000	166,750	33
192,000	194,000	47,100	24	324,000	328,000	94,100	29	510,000	515,000	169,000	33
194,000	196,000	47,700	24	328,000	332,000	95,700	29	515,000	520,000	171,250	33
196,000	198,000	48,300	24	332,000	336,000	97,300	29	520,000	525,000	173,500	33
198,000	200,000	48,900	24	336,000	340,000	98,900	29	525,000	530,000	175,750	33
200,000	203,000	49,500	24	340,000	344,000	100,500	29	530,000	535,000	178,000	33
203,000	206,000	50,550	24	344,000	348,000	102,100	29	535,000	540,000	180,250	33
206,000	209,000	51,600	25	348,000	352,000	103,700	29	540,000	545,000	182,500	33
209,000	212,000	52,650	25	352,000	356,000	105,300	29	545,000	550,000	184,750	33
212,000	215,000	53,700	25	356,000	360,000	106,900	30	550,000	555,000	187,000	34
215,000	218,000	54,750	25	360,000	364,000	108,500	30	555,000	560,000	189,250	34
218,000	221,000	55,800	25	364,000	368,000	110,100	30	560,000	565,000	191,500	34
221,000	224,000	56,850	25	368,000	372,000	111,700	30	565,000	570,000	193,750	34
224,000	227,000	57,900	25	372,000	376,000	113,300	30	570,000	575,000	196,000	34
227,000	230,000	58,950	25	376,000	380,000	114,900	30	575,000	580,000	198,250	34
230,000	233,000	60,000	26	380,000	384,000	116,500	30	580,000	585,000	200,500	34
233,000	236,000	61,050	26	384,000	388,000	118,100	30	585,000	590,000	202,750	34
236,000	239,000	62,100	26	388,000	392,000	119,700	30	590,000	595,000	205,000	34
239,000	242,000	63,150	26	392,000	396,000	121,300	30	595,000	600,000	207,250	34
242,000	245,000	64,200	26	396,000	400,000	122,900	31	600,000	605,000	209,500	34
245,000	248,000	65,250	26	400,000	404,000	124,500	31	605,000	610,000	211,750	35
248,000	251,000	66,300	26	404,000	408,000	126,100	31	610,000	615,000	214,000	35
251,000	254,000	67,350	26	408,000	412,000	127,700	31	615,000	620,000	216,250	35
254,000	257,000	68,400	26	412,000	416,000	129,300	31	620,000	625,000	218,500	35
257,000	260,000	69,450	27	416,000	420,000	130,900	31	625,000	630,000	220,750	35
260,000	263,000	70,500	27	420,000	424,000	132,500	31	630,000	635,000	223,000	35
263,000	266,000	71,550	27	424,000	428,000	134,100	31	635,000	640,000	225,250	35
266,000	269,000	72,600	27	428,000	432,000	135,700	31	640,000	645,000	227,500	35
269,000	272,000	73,650	27	432,000	436,000	137,300	31	645,000	650,000	229,750	35
272,000	275,000	74,700	27	436,000	440,000	138,900	31	650,000円		232,000	35

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、災害等の控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額とは、山林所得又は変動所得がある場合において第十四条第一項第一号又は第十四条第二項第一号の規定により計算した金額をいい、第二次調整所得金額とは、前年以前に変動所得があつた場合において第十四条の二第一項第一号の規定により計算した金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の収入金額から200,000円を控除した金額の50%に相当する金額について、災害等の控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

第十二条の第一号又は

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表（一）

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八 条第一項第五 号の規定によ る税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保 険料控除後の給 与の金額の12%に 相当する金額
3,000	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保 険料控除後の給 与の金額の14%に 相当する金額
6,000	6,200	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	937
6,200	6,400	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	971
6,400	6,600	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,005
6,600	6,800	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,039
6,800	7,000	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,073
7,000	7,200	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,112
7,200	7,400	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,155
7,400	7,600	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,197
7,600	7,800	219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,240
7,800	8,000	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,282
8,000	8,200	277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,325
8,200	8,400	311	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,367
8,400	8,600	345	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,410
8,600	8,800	379	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,452
8,800	9,000	413	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,495
9,000	9,200	447	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537
9,200	9,400	481	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,580
9,400	9,600	515	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622
9,600	9,800	549	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,665
9,800	10,000	583	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,707
10,000	10,200	617	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,750
10,200	10,400	651	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792
10,400	10,600	685	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,835
10,600	10,800	719	163	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,877
10,800	11,000	753	189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,920
11,000	11,200	787	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,962
11,200	11,400	821	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,005
11,400	11,600	855	271	15	0	0	0	0	0	0	0	0	2,047
11,600	11,800	889	305	41	0	0	0	0	0	0	0	0	2,090
11,800	12,000	923	339	66	0	0	0	0	0	0	0	0	2,134
12,000	12,200	957	373	92	0	0	0	0	0	0	0	0	2,185
12,200	12,400	991	407	117	0	0	0	0	0	0	0	0	2,236
12,400	12,600	1,025	441	143	0	0	0	0	0	0	0	0	2,287
12,600	12,800	1,059	475	168	0	0	0	0	0	0	0	0	2,338
12,800	13,000	1,095	509	194	0	0	0	0	0	0	0	0	2,389
13,000	13,200	1,137	543	219	0	0	0	0	0	0	0	0	2,440
13,200	13,400	1,180	577	245	0	0	0	0	0	0	0	0	2,491
13,400	13,600	1,222	611	278	20	0	0	0	0	0	0	0	2,542
13,600	13,800	1,265	645	312	46	0	0	0	0	0	0	0	2,593
13,800	14,000	1,307	679	346	71	0	0	0	0	0	0	0	2,644
14,000	14,200	1,350	713	380	97	0	0	0	0	0	0	0	2,695
14,200	14,400	1,392	747	414	122	0	0	0	0	0	0	0	2,746
14,400	14,600	1,435	781	448	148	0	0	0	0	0	0	0	2,797
14,600	14,800	1,477	815	482	173	0	0	0	0	0	0	0	2,848
14,800	15,000	1,520	849	516	199	11	0	0	0	0	0	0	2,899
15,000	15,500	1,562	883	550	224	37	0	0	0	0	0	0	2,950
15,500	16,000	1,668	968	635	301	101	0	0	0	0	0	0	3,077
16,000	16,500	1,775	1,053	720	386	164	0	0	0	0	0	0	3,205
16,500	17,000	1,881	1,152	805	471	228	41	0	0	0	0	0	3,332
17,000	17,500	1,987	1,258	890	556	306	104	0	0	0	0	0	3,460

イ 月 額 表 (二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八 条第一項第五 号の規定によ る税額	
	扶 養 親 族 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
	税 額												
以上	未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
17,500	18,000	2,098	1,364	975	641	391	168	0	0	0	0	3,587	
18,000	18,500	2,215	1,470	1,060	726	476	232	44	0	0	0	3,715	
18,500	19,000	2,342	1,577	1,160	811	561	311	108	0	0	0	3,842	
19,000	19,500	2,470	1,683	1,266	896	646	396	172	0	0	0	3,970	
19,500	20,000	2,597	1,789	1,372	981	731	481	236	48	0	0	4,097	
20,000	20,500	2,725	1,895	1,479	1,066	816	566	316	112	0	0	4,242	
20,500	21,000	2,852	2,002	1,585	1,168	901	651	401	176	0	0	4,390	
21,000	21,500	2,980	2,108	1,691	1,274	986	736	486	289	52	0	4,539	
21,500	22,000	3,107	2,232	1,797	1,381	1,071	821	571	321	116	0	4,688	
22,000	22,500	3,235	2,359	1,904	1,487	1,174	906	656	406	179	0	4,837	
22,500	23,000	3,362	2,487	2,010	1,593	1,281	991	741	491	243	56	4,985	
23,000	23,500	3,490	2,614	2,116	1,699	1,387	1,076	826	576	326	119	5,134	
23,500	24,000	3,617	2,742	2,242	1,806	1,493	1,181	911	661	411	183	5,283	
24,000	24,500	3,745	2,869	2,369	1,912	1,599	1,287	996	746	496	247	5,432	
24,500	25,000	3,872	2,997	2,497	2,018	1,706	1,393	1,081	831	581	331	5,580	
25,000	25,500	4,000	3,124	2,624	2,124	1,812	1,499	1,187	916	666	416	5,729	
25,500	26,000	4,154	3,274	2,774	2,274	1,937	1,624	1,312	1,016	766	516	5,904	
26,000	26,500	4,329	3,424	2,924	2,424	2,062	1,749	1,437	1,124	866	616	6,079	
26,500	27,000	4,504	3,574	3,074	2,574	2,199	1,874	1,562	1,249	966	716	6,254	
27,000	27,500	4,679	3,724	3,224	2,724	2,349	1,999	1,687	1,374	1,066	816	6,429	
27,500	28,000	4,854	3,874	3,374	2,874	2,499	2,124	1,812	1,499	1,187	916	6,604	
28,000	28,500	5,029	4,024	3,524	3,024	2,649	2,274	1,937	1,624	1,312	1,016	6,779	
28,500	29,000	5,204	4,183	3,674	3,174	2,799	2,424	2,062	1,749	1,437	1,124	6,954	
29,000	29,500	5,379	4,358	3,824	3,324	2,949	2,574	2,199	1,874	1,562	1,249	7,142	
29,500	30,000	5,554	4,533	3,974	3,474	3,099	2,724	2,349	1,999	1,687	1,374	7,342	
30,000	30,500	5,729	4,708	4,124	3,624	3,249	2,874	2,499	2,124	1,812	1,499	7,542	
30,500	31,000	5,904	4,883	4,300	3,774	3,399	3,024	2,649	2,274	1,937	1,624	7,742	
31,000	31,500	6,079	5,058	4,475	3,924	3,549	3,174	2,799	2,424	2,062	1,749	7,942	
31,500	32,000	6,254	5,233	4,650	4,074	3,699	3,324	2,949	2,574	2,199	1,874	8,142	
32,000	32,500	6,429	5,408	4,825	4,241	3,849	3,474	3,099	2,724	2,349	1,999	8,342	
32,500	33,000	6,604	5,583	5,000	4,416	3,999	3,624	3,249	2,874	2,499	2,124	8,542	
33,000	33,500	6,779	5,758	5,175	4,591	4,154	3,774	3,399	3,024	2,649	2,274	8,742	
33,500	34,000	6,954	5,933	5,350	4,766	4,329	3,924	3,549	3,174	2,799	2,424	8,942	
34,000	34,500	7,142	6,108	5,525	4,941	4,504	4,074	3,699	3,324	2,949	2,574	9,142	
34,500	35,000	7,342	6,283	5,700	5,116	4,679	4,241	3,849	3,474	3,099	2,724	9,342	
35,000	36,000	7,542	6,458	5,875	5,291	4,854	4,416	3,999	3,624	3,249	2,874	9,542	
36,000	37,000	7,942	6,808	6,225	5,641	5,204	4,766	4,329	3,924	3,549	3,174	9,942	
37,000	38,000	8,342	7,175	6,575	5,991	5,554	5,116	4,679	4,241	3,849	3,474	10,342	
38,000	39,000	8,742	7,575	6,925	6,341	5,904	5,466	5,029	4,591	4,154	3,774	10,742	
39,000	40,000	9,142	7,975	7,308	6,691	6,254	5,816	5,379	4,941	4,504	4,074	11,142	
40,000	41,000	9,542	8,375	7,708	7,041	6,604	6,166	5,729	5,291	4,854	4,416	11,542	
41,000	42,000	9,942	8,775	8,108	7,441	6,954	6,516	6,079	5,641	5,204	4,766	11,942	
42,000	43,000	10,342	9,175	8,508	7,841	7,341	6,866	6,429	5,991	5,554	5,116	12,342	
43,000	44,000	10,742	9,575	8,908	8,241	7,741	7,241	6,779	6,341	5,904	5,466	12,742	
44,000	45,000	11,142	9,975	9,308	8,641	8,141	7,641	7,141	6,691	6,254	5,816	13,142	
45,000	46,000	11,542	10,375	9,708	9,041	8,541	8,041	7,541	7,041	6,604	6,166	13,542	
46,000	47,000	11,942	10,775	10,108	9,441	8,941	8,441	7,941	7,441	6,954	6,516	13,970	
47,000	48,000	12,342	11,175	10,508	9,841	9,341	8,841	8,341	7,841	7,341	6,866	14,420	
48,000	49,000	12,742	11,575	10,908	10,241	9,741	9,241	8,741	8,241	7,741	7,241	14,870	
49,000	50,000	13,142	11,975	11,308	10,641	10,141	9,641	9,141	8,641	8,141	7,641	15,320	
50,000	51,000	13,542	12,375	11,708	11,041	10,541	10,041	9,541	9,041	8,541	8,041	15,770	
51,000	52,000	13,970	12,775	12,108	11,441	10,941	10,441	9,941	9,441	8,941	8,441	16,220	
52,000	53,000	14,420	13,175	12,508	11,841	11,341	10,841	10,341	9,841	9,341	8,841	16,670	
53,000	54,000	14,870	13,575	12,908	12,241	11,741	11,241	10,741	10,241	9,741	9,241	17,120	
54,000	55,000	15,320	14,007	13,308	12,641	12,141	11,641	11,141	10,641	10,141	9,641	17,570	

イ 月 額 表 (三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十 八条第五 号に規定 する税額	
	扶 養 親 族 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上 未満	税 額												
55,000 円	56,000 円	15,770 円	14,457 円	13,708 円	13,041 円	12,541 円	12,041 円	11,541 円	11,041 円	10,541 円	10,041 円	9,541 円	18,020 円
56,000 円	57,000 円	16,220 円	14,907 円	14,157 円	13,441 円	12,941 円	12,441 円	11,941 円	11,441 円	10,941 円	10,441 円	9,941 円	18,470 円
57,000 円	58,000 円	16,670 円	15,357 円	14,607 円	13,857 円	13,341 円	12,841 円	12,341 円	11,841 円	11,341 円	10,841 円	10,341 円	18,920 円
58,000 円	59,000 円	17,120 円	15,807 円	15,057 円	14,307 円	13,745 円	13,241 円	12,741 円	12,241 円	11,741 円	11,241 円	10,741 円	19,370 円
59,000 円	60,000 円	17,570 円	16,257 円	15,507 円	14,757 円	14,195 円	13,641 円	13,141 円	12,641 円	12,141 円	11,641 円	11,141 円	19,820 円
60,000 円	61,000 円	18,020 円	16,707 円	15,957 円	15,207 円	14,645 円	14,082 円	13,541 円	13,041 円	12,541 円	12,041 円	11,541 円	20,270 円
61,000 円	62,000 円	18,470 円	17,157 円	16,407 円	15,657 円	15,095 円	14,532 円	13,970 円	13,441 円	12,941 円	12,441 円	11,941 円	20,720 円
62,000 円	63,000 円	18,920 円	17,607 円	16,857 円	16,107 円	15,545 円	14,982 円	14,420 円	13,857 円	13,341 円	12,841 円	12,341 円	21,170 円
63,000 円	64,000 円	19,370 円	18,057 円	17,307 円	16,557 円	15,995 円	15,432 円	14,870 円	14,307 円	13,745 円	13,241 円	12,741 円	21,620 円
64,000 円	65,000 円	19,820 円	18,507 円	17,757 円	17,007 円	16,445 円	15,882 円	15,320 円	14,757 円	14,195 円	13,641 円	13,141 円	22,070 円
65,000 円	66,500 円	20,270 円	18,957 円	18,207 円	17,457 円	16,895 円	16,332 円	15,770 円	15,207 円	14,645 円	14,082 円	13,541 円	22,520 円
66,500 円	68,000 円	20,945 円	19,632 円	18,882 円	18,132 円	17,570 円	17,007 円	16,445 円	15,882 円	15,320 円	14,757 円	14,195 円	23,195 円
68,000 円	69,500 円	21,620 円	20,307 円	19,557 円	18,807 円	18,245 円	17,682 円	17,120 円	16,557 円	15,995 円	15,432 円	14,870 円	23,870 円
69,500 円	71,000 円	22,295 円	20,982 円	20,232 円	19,482 円	18,920 円	18,357 円	17,795 円	17,232 円	16,670 円	16,107 円	15,545 円	24,545 円
71,000 円	72,500 円	22,970 円	21,657 円	20,907 円	20,157 円	19,595 円	19,032 円	18,470 円	17,907 円	17,345 円	16,782 円	16,220 円	25,220 円
72,500 円	74,000 円	23,645 円	22,332 円	21,582 円	20,832 円	20,270 円	19,707 円	19,145 円	18,582 円	18,020 円	17,457 円	16,895 円	25,895 円
74,000 円	75,500 円	24,320 円	23,007 円	22,257 円	21,507 円	20,945 円	20,382 円	19,820 円	19,257 円	18,695 円	18,132 円	17,570 円	26,570 円
75,500 円	77,000 円	24,995 円	23,682 円	22,932 円	22,182 円	21,620 円	21,057 円	20,495 円	19,932 円	19,370 円	18,807 円	18,245 円	27,245 円
77,000 円	78,500 円	25,670 円	24,357 円	23,607 円	22,857 円	22,295 円	21,732 円	21,170 円	20,607 円	20,045 円	19,482 円	18,920 円	27,920 円
78,500 円	80,000 円	26,345 円	25,032 円	24,282 円	23,532 円	22,970 円	22,407 円	21,845 円	21,282 円	20,720 円	20,157 円	19,595 円	28,595 円
80,000 円	81,500 円	27,020 円	25,707 円	24,957 円	24,207 円	23,645 円	23,082 円	22,520 円	21,957 円	21,395 円	20,832 円	20,270 円	29,270 円
81,500 円	83,000 円	27,695 円	26,382 円	25,632 円	24,882 円	24,320 円	23,757 円	23,195 円	22,632 円	22,070 円	21,507 円	20,945 円	29,945 円
83,000 円	84,500 円	28,370 円	27,057 円	26,307 円	25,557 円	24,995 円	24,432 円	23,870 円	23,307 円	22,745 円	22,182 円	21,620 円	30,620 円
84,500 円	86,000 円	29,045 円	27,732 円	26,982 円	26,232 円	25,670 円	25,107 円	24,545 円	23,982 円	23,420 円	22,857 円	22,295 円	31,295 円
86,000 円	87,500 円	29,720 円	28,407 円	27,657 円	26,907 円	26,345 円	25,782 円	25,220 円	24,657 円	24,095 円	23,532 円	22,970 円	31,970 円
87,500 円	89,000 円	30,395 円	29,082 円	28,332 円	27,582 円	27,020 円	26,457 円	25,895 円	25,332 円	24,770 円	24,207 円	23,645 円	32,666 円
89,000 円	90,500 円	31,070 円	29,757 円	29,007 円	28,257 円	27,695 円	27,132 円	26,570 円	26,007 円	25,445 円	24,882 円	24,320 円	33,416 円
90,500 円	92,000 円	31,745 円	30,432 円	29,682 円	28,932 円	28,370 円	27,807 円	27,245 円	26,682 円	26,120 円	25,557 円	24,995 円	34,166 円
92,000 円	93,500 円	32,420 円	31,107 円	30,357 円	29,607 円	29,045 円	28,482 円	27,920 円	27,357 円	26,795 円	26,232 円	25,670 円	34,916 円
93,500 円	95,000 円	33,166 円	31,782 円	31,032 円	30,282 円	29,720 円	29,157 円	28,595 円	28,032 円	27,470 円	26,907 円	26,345 円	35,666 円
95,000 円	96,500 円	33,916 円	32,457 円	31,707 円	30,957 円	30,395 円	29,832 円	29,270 円	28,707 円	28,145 円	27,582 円	27,020 円	36,416 円
96,500 円	98,000 円	34,666 円	33,207 円	32,457 円	31,707 円	31,145 円	30,582 円	30,020 円	29,457 円	28,895 円	28,332 円	27,770 円	37,166 円
98,000 円	99,500 円	35,416 円	33,957 円	33,207 円	32,457 円	31,895 円	31,332 円	30,770 円	30,207 円	29,645 円	29,082 円	28,520 円	37,916 円
99,500 円	101,000 円	36,166 円	34,707 円	33,957 円	33,207 円	32,645 円	32,082 円	31,520 円	30,957 円	30,395 円	29,832 円	29,270 円	38,666 円
101,000 円	102,500 円	36,916 円	35,457 円	34,707 円	33,957 円	33,395 円	32,832 円	32,270 円	31,707 円	31,145 円	30,582 円	30,020 円	39,416 円
102,500 円	104,000 円	37,666 円	36,207 円	35,457 円	34,707 円	34,145 円	33,582 円	33,020 円	32,457 円	31,895 円	31,332 円	30,770 円	40,166 円
104,000 円	105,500 円	38,416 円	36,957 円	36,207 円	35,457 円	34,895 円	34,332 円	33,770 円	33,207 円	32,645 円	32,082 円	31,520 円	40,916 円
105,500 円	107,000 円	39,166 円	37,707 円	36,957 円	36,207 円	35,645 円	35,082 円	34,520 円	33,957 円	33,395 円	32,832 円	32,270 円	41,666 円
107,000 円	108,500 円	39,916 円	38,457 円	37,707 円	36,957 円	36,395 円	35,832 円	35,270 円	34,707 円	34,145 円	33,582 円	33,020 円	42,416 円
108,500 円	110,000 円	40,666 円	39,207 円	38,457 円	37,707 円	37,145 円	36,582 円	36,020 円	35,457 円	34,895 円	34,332 円	33,770 円	43,166 円
110,000 円		41,416 円	39,957 円	39,207 円	38,457 円	37,895 円	37,332 円	36,770 円	36,207 円	35,645 円	35,082 円	34,520 円	43,916 円
110,000 円をこ え 176,000 円に 満たない金額	110,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 110,000 円 をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額											43,916 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 110,000 円を こえる金額の 50% に相当す る金額を加算 した金額	
176,000 円	74,445 円	72,957 円	72,124 円	71,290 円	70,665 円	70,040 円	69,415 円	68,790 円	68,165 円	67,540 円	66,915 円	66,290 円	77,195 円
176,000 円をこ え 259,000 円に 満たない金額	176,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 176,000 円 をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額											77,195 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 176,000 円を こえる金額の 55% に相当す る金額を加算 した金額	

イ 月 額 表 (四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十 八項のよ る第五 号に額	
	扶 養 親 族 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上 未満	税 額												
259,000 円	120,108	118,606	117,773	116,939	116,314	115,689	115,064	114,439	113,814	113,189	112,564	123,108	
259,000 円 を こえる金額	259,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 259,000 円 をこえる金額の 60%に相当する金額を加算した金額											123,108円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 259,000 円を こえる金額の 60%に相当す る金額を加算 した金額	
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人 ごとに 334 円を控除した金額													—
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 334 円(これ らの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、500 円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につき 334 円を、上の各欄によつて求 めた税額から控除した金額													—

(備考 税額の求め方)

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(以下に該当しない者)については、

(1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(i) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)のその月の給与の金額から、その者が当該給与
から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給
与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当
欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認めら
れる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 334 円(これらの控除を認められる者が遺
族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、500 円)を控除した金額)が、
その求める税額である。

(ii) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(i)により求
めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 334 円を控除した金額が、その求める税額であ
る。

(2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、その者のその月の給与の金額から、その者が当該
給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の
給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税
額である。

(二) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(i)第
1 順位の扶養親族のないもの、(ii)扶養親族の数が 3 人以下で、(i)に該当するもの及び第 4 順位又は第 4 順位よ
り後順位の扶養親族のあるもの、(iii)扶養親族の数が 4 人以上で、(i)に該当するもの、第 2 順位の扶養親族のな
いもの又は第 3 順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(一)の(1)の(i)に
より求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族 1 人につき 350 円を控除した金額が、
その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 週 額 表（一）

その週の社会		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三
保険料控除後		扶 養 親 族 の 数											十八條第
の給与の金額		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	一項第五
以 上	未 満	税 額											号の規定
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	による
700 円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	税 額
700	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その週の社
1,400	1,450	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	会保険料控
1,450	1,500	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	除後の給与
1,500	1,550	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	の金額の12
1,550	1,600	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	%に相当す
1,600	1,650	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	る金額
1,650	1,700	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1,700	1,750	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その週の社
1,750	1,800	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	会保険料控
1,800	1,850	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	除後の給与
1,850	1,900	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	の金額の14
1,900	1,950	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	%に相当す
1,950	2,000	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	る金額
2,000	2,050	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2,050	2,100	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円
2,100	2,150	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	218
2,150	2,200	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226
2,200	2,250	120	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	235
2,250	2,300	129	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	243
2,300	2,350	137	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	252
2,350	2,400	146	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	262
2,400	2,450	154	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	273
2,450	2,500	163	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283
2,500	2,550	171	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	294
2,550	2,600	180	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	305
2,600	2,650	188	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315
2,650	2,700	197	60	2	0	0	0	0	0	0	0	0	326
2,700	2,750	205	69	8	0	0	0	0	0	0	0	0	337
2,750	2,800	214	77	14	0	0	0	0	0	0	0	0	347
2,800	2,850	222	86	21	0	0	0	0	0	0	0	0	358
2,850	2,900	231	94	27	0	0	0	0	0	0	0	0	368
2,900	2,950	239	103	33	0	0	0	0	0	0	0	0	379
2,950	3,000	248	111	40	0	0	0	0	0	0	0	0	390
3,000	3,050	257	120	46	0	0	0	0	0	0	0	0	400
3,050	3,100	268	128	53	0	0	0	0	0	0	0	0	411
3,100	3,150	279	137	59	0	0	0	0	0	0	0	0	422
3,150	3,200	289	145	67	7	0	0	0	0	0	0	0	432
3,200	3,250	300	154	76	13	0	0	0	0	0	0	0	443
3,250	3,300	310	162	84	20	0	0	0	0	0	0	0	443
3,300	3,350	321	171	93	26	0	0	0	0	0	0	0	453
3,350	3,400	332	179	101	32	0	0	0	0	0	0	0	464
3,400	3,450	342	188	110	39	0	0	0	0	0	0	0	475
3,450	3,500	353	196	118	45	1	0	0	0	0	0	0	485
3,500	3,550	364	205	127	51	8	0	0	0	0	0	0	496
3,550	3,600	374	213	135	58	14	0	0	0	0	0	0	509
3,600	3,650	385	222	144	66	20	0	0	0	0	0	0	521

口 週 額 表 (二)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額										税 額	
3,650	3,700	396	230	152	74	27	0	0	0	0	0	0	725
3,700	3,800	406	239	161	83	33	0	0	0	0	0	0	738
3,800	3,900	427	257	178	100	46	2	0	0	0	0	0	764
3,900	4,000	449	278	195	117	58	15	0	0	0	0	0	789
4,000	4,100	470	299	212	134	75	28	0	0	0	0	0	815
4,100	4,200	491	321	229	151	92	40	0	0	0	0	0	840
4,200	4,300	515	342	246	168	109	53	9	0	0	0	0	866
4,300	4,400	541	363	266	185	126	68	22	0	0	0	0	891
4,400	4,500	566	384	287	202	143	85	35	0	0	0	0	917
4,500	4,600	592	406	308	219	160	102	48	4	0	0	0	942
4,600	4,700	617	427	329	236	177	119	61	16	0	0	0	969
4,700	4,800	643	448	351	253	194	136	78	29	0	0	0	999
4,800	4,900	668	469	372	274	211	153	95	42	0	0	0	1,029
4,900	5,000	694	491	393	296	228	170	112	55	11	0	0	1,058
5,000	5,100	719	515	414	317	245	187	129	70	24	0	0	1,088
5,100	5,200	745	540	436	338	265	204	146	87	36	0	0	1,118
5,200	5,300	770	566	457	359	286	221	163	104	49	5	0	1,148
5,300	5,400	796	591	478	381	308	238	180	121	63	18	0	1,177
5,400	5,500	821	617	500	402	329	256	197	138	80	31	0	1,207
5,500	5,600	847	642	525	423	350	277	214	155	97	44	0	1,237
5,600	5,700	872	668	551	444	371	298	231	172	114	56	13	1,267
5,700	5,800	898	693	576	466	393	320	248	189	131	72	25	1,296
5,800	5,900	923	719	602	487	414	341	268	206	148	89	38	1,326
5,900	6,000	952	747	630	513	438	365	292	225	167	108	52	1,359
6,000	6,100	986	777	660	543	463	390	317	245	187	128	70	1,394
6,100	6,200	1,021	807	690	573	488	415	342	269	207	148	90	1,429
6,200	6,300	1,056	837	720	603	516	440	367	294	227	168	110	1,464
6,300	6,400	1,091	867	750	633	546	465	392	319	247	188	130	1,499
6,400	6,500	1,126	897	780	663	576	490	417	344	271	208	150	1,534
6,500	6,600	1,161	927	810	692	606	518	442	369	296	228	170	1,569
6,600	6,700	1,196	957	840	723	636	548	467	394	321	248	190	1,604
6,700	6,800	1,231	992	870	753	666	578	492	419	346	273	210	1,639
6,800	6,900	1,266	1,027	900	783	696	608	521	444	371	298	230	1,679
6,900	7,000	1,301	1,062	930	813	726	638	551	469	396	323	250	1,719
7,000	7,100	1,336	1,097	960	843	756	668	581	494	421	348	275	1,759
7,100	7,200	1,371	1,132	996	873	786	698	611	523	446	373	300	1,799
7,200	7,300	1,406	1,167	1,031	903	816	728	641	553	471	398	325	1,839
7,300	7,400	1,441	1,202	1,066	933	846	758	671	583	495	423	350	1,879
7,400	7,500	1,476	1,237	1,101	964	876	788	701	613	525	448	375	1,919
7,500	7,600	1,511	1,272	1,136	999	906	818	731	643	555	473	400	1,959
7,600	7,700	1,546	1,307	1,171	1,034	936	848	761	673	585	498	425	1,999
7,700	7,800	1,581	1,342	1,206	1,069	967	878	791	703	615	523	450	2,039
7,800	7,900	1,616	1,377	1,241	1,104	1,002	908	821	733	645	558	475	2,079
7,900	8,000	1,652	1,412	1,276	1,139	1,037	938	851	763	675	588	500	2,119
8,000	8,200	1,692	1,447	1,311	1,174	1,072	970	881	793	705	618	530	2,159
8,200	8,400	1,772	1,517	1,381	1,244	1,142	1,040	941	853	765	678	590	2,239
8,400	8,600	1,852	1,587	1,451	1,314	1,212	1,110	1,008	913	825	738	650	2,319
8,600	8,800	1,932	1,659	1,521	1,384	1,282	1,180	1,078	975	885	793	710	2,399
8,800	9,000	2,012	1,739	1,591	1,454	1,352	1,250	1,148	1,045	945	858	770	2,479
9,000	9,200	2,092	1,819	1,663	1,524	1,422	1,320	1,218	1,115	1,013	918	830	2,559
9,200	9,400	2,172	1,899	1,743	1,594	1,492	1,390	1,288	1,185	1,083	981	890	2,639
9,400	9,600	2,252	1,979	1,823	1,667	1,562	1,460	1,358	1,255	1,153	1,051	950	2,719
9,600	9,800	2,332	2,059	1,903	1,747	1,632	1,530	1,428	1,325	1,223	1,121	1,019	2,799
9,800	10,000	2,412	2,139	1,983	1,827	1,710	1,600	1,498	1,395	1,293	1,191	1,089	2,879
10,000	10,200	2,492	2,219	2,063	1,907	1,790	1,673	1,568	1,465	1,363	1,261	1,159	2,959

口 週 額 表 (三)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											
10,200	10,400	2,572	2,299	2,143	1,987	1,870	1,753	1,638	1,535	1,433	1,331	1,229	3,039
10,400	10,600	2,652	2,379	2,223	2,067	1,950	1,833	1,717	1,605	1,503	1,401	1,299	3,119
10,600	10,800	2,732	2,459	2,303	2,147	2,030	1,913	1,797	1,680	1,573	1,471	1,369	3,199
10,800	11,000	2,812	2,539	2,383	2,227	2,110	1,993	1,877	1,760	1,643	1,541	1,439	3,289
11,000	11,200	2,892	2,619	2,463	2,307	2,190	2,073	1,957	1,840	1,723	1,611	1,509	3,979
11,200	11,400	2,972	2,699	2,543	2,387	2,270	2,153	2,037	1,920	1,803	1,686	1,579	3,469
11,400	11,600	3,052	2,779	2,623	2,467	2,350	2,233	2,117	2,000	1,883	1,766	1,649	3,559
11,600	11,800	3,132	2,859	2,703	2,547	2,430	2,313	2,197	2,080	1,963	1,846	1,729	3,649
11,800	12,000	3,214	2,939	2,783	2,627	2,510	2,393	2,277	2,160	2,043	1,926	1,809	3,739
12,000	12,200	3,304	3,019	2,863	2,707	2,590	2,473	2,357	2,240	2,123	2,006	1,889	3,829
12,200	12,400	3,394	3,099	2,943	2,787	2,670	2,553	2,437	2,320	2,203	2,086	1,969	3,919
12,400	12,600	3,484	3,179	3,023	2,867	2,750	2,633	2,517	2,400	2,283	2,166	2,049	4,009
12,600	12,800	3,574	3,267	3,103	2,947	2,830	2,713	2,597	2,480	2,363	2,246	2,129	4,099
12,800	13,000	3,664	3,357	3,183	3,027	2,910	2,793	2,677	2,560	2,443	2,326	2,209	4,189
13,000	13,200	3,754	3,447	3,271	3,107	2,990	2,873	2,757	2,640	2,523	2,406	2,289	4,279
13,200	13,400	3,844	3,537	3,361	3,187	3,070	2,953	2,837	2,720	2,603	2,486	2,369	4,369
13,400	13,600	3,934	3,627	3,451	3,276	3,150	3,033	2,917	2,800	2,683	2,566	2,449	4,459
13,600	13,800	4,024	3,717	3,541	3,366	3,234	3,113	2,997	2,880	2,763	2,646	2,529	4,549
13,800	14,000	4,114	3,807	3,631	3,456	3,324	3,193	3,077	2,960	2,843	2,726	2,609	4,639
14,000	14,200	4,204	3,897	3,721	3,546	3,414	3,283	3,157	3,040	2,923	2,806	2,689	4,729
14,200	14,400	4,294	3,987	3,811	3,636	3,504	3,373	3,242	3,120	3,003	2,886	2,769	4,819
14,400	14,600	4,384	4,077	3,901	3,726	3,594	3,463	3,332	3,200	3,083	2,966	2,849	4,909
14,600	14,800	4,474	4,167	3,991	3,816	3,684	3,553	3,422	3,290	3,163	3,046	2,929	4,999
14,800	15,000	4,564	4,257	4,081	3,906	3,774	3,643	3,512	3,380	3,249	3,126	3,009	5,089
15,000	15,350	4,654	4,347	4,171	3,996	3,864	3,733	3,602	3,470	3,339	3,207	3,089	5,179
15,350	15,700	4,811	4,504	4,329	4,153	4,022	3,890	3,759	3,628	3,496	3,365	3,233	5,336
15,700	16,050	4,963	4,662	4,486	4,311	4,179	4,048	3,917	3,785	3,654	3,522	3,391	5,494
16,050	16,400	5,126	4,819	4,644	4,468	4,337	4,205	4,074	3,943	3,811	3,680	3,548	5,651
16,400	16,750	5,284	4,977	4,801	4,626	4,494	4,363	4,232	4,100	3,969	3,837	3,706	5,809
16,750	17,100	5,441	5,134	4,959	4,783	4,652	4,520	4,389	4,258	4,126	3,995	3,863	5,966
17,100	17,450	5,599	5,292	5,116	4,941	4,809	4,678	4,547	4,415	4,284	4,152	4,021	6,124
17,450	17,800	5,756	5,449	5,274	5,098	4,967	4,835	4,704	4,573	4,441	4,310	4,178	6,281
17,800	18,150	5,914	5,607	5,431	5,256	5,124	4,993	4,862	4,730	4,599	4,467	4,336	6,439
18,150	18,500	6,071	5,764	5,589	5,413	5,282	5,150	5,019	4,888	4,756	4,625	4,493	6,596
18,500	18,850	6,229	5,922	5,746	5,571	5,439	5,308	5,177	5,045	4,914	4,782	4,651	6,754
18,850	19,200	6,386	6,079	5,904	5,728	5,597	5,465	5,334	5,203	5,071	4,940	4,808	6,911
19,200	19,550	6,544	6,237	6,061	5,886	5,754	5,623	5,492	5,360	5,229	5,097	4,966	7,069
19,550	19,900	6,701	6,394	6,219	6,043	5,912	5,780	5,649	5,518	5,386	5,255	5,123	7,226
19,900	20,250	6,859	6,552	6,376	6,201	6,069	5,938	5,807	5,675	5,544	5,412	5,281	7,384
20,250	20,600	7,016	6,709	6,534	6,358	6,227	6,095	5,964	5,833	5,701	5,570	5,438	7,541
20,600	20,950	7,174	6,867	6,691	6,516	6,384	6,253	6,122	5,990	5,859	5,727	5,596	7,713
20,950	21,300	7,331	7,024	6,849	6,673	6,542	6,410	6,279	6,148	6,016	5,885	5,753	7,888
21,300	21,650	7,489	7,182	7,006	6,831	6,699	6,568	6,437	6,305	6,174	6,042	5,911	8,063
21,650	22,000	7,655	7,339	7,164	6,988	6,857	6,725	6,594	6,463	6,331	6,200	6,068	8,238
22,000	22,350	7,830	7,497	7,321	7,146	7,014	6,883	6,752	6,620	6,489	6,357	6,226	8,413
22,350	22,700	8,005	7,664	7,479	7,303	7,172	7,040	6,909	6,778	6,646	6,515	6,383	8,588
22,700	23,050	8,180	7,839	7,644	7,461	7,329	7,198	7,067	6,935	6,804	6,672	6,541	8,763
23,050	23,400	8,355	8,014	7,819	7,624	7,487	7,355	7,224	7,093	6,961	6,830	6,698	8,938
23,400	23,750	8,530	8,189	7,994	7,799	7,653	7,513	7,382	7,250	7,119	6,987	6,856	9,113
23,750	24,100	8,705	8,364	8,169	7,974	7,828	7,682	7,539	7,408	7,276	7,145	7,013	9,288

口 週 額 表 (四)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											
24,100	24,450	8,880	8,539	8,344	8,149	8,003	7,857	7,711	7,565	7,434	7,302	7,171	9,468
24,450	24,800	9,055	8,714	8,519	8,324	8,178	8,032	7,886	7,740	7,594	7,460	7,328	9,638
24,800	25,150	9,230	8,889	8,694	8,499	8,353	8,207	8,061	7,915	7,769	7,623	7,486	9,813
25,150	25,500	9,405	9,064	8,869	8,674	8,528	8,382	8,236	8,090	7,944	7,798	7,652	9,988
25,500円		9,580	9,239	9,044	8,849	8,703	8,557	8,411	8,265	8,119	7,973	7,827	10,163
25,500 円をこ え 41,000円に 満たない金額		25,500 円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 25,500円をこえる金額の 50%に相当する金額を加算した金額											10,163 円にその週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 25,500 円をこえる金額の 50%に相当する金額を加算した金額
41,000 円		17,333	16,989	16,794	16,599	16,453	16,307	16,161	16,015	15,869	15,723	15,577	17,975
41,000 円をこ え 60,500円に 満たない金額		41,000 円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 41,000円をこえる金額の 55%に相当する金額を加算した金額											17,975 円にその週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 41,000 円をこえる金額の 55%に相当する金額を加算した金額
60,500 円		28,064	27,713	27,518	27,323	27,177	27,031	26,885	26,739	26,593	26,447	26,301	28,765
60,500 円をこ える 金 額		60,500 円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 60,500円をこえる金額の 60%に相当する金額を加算した金額											28,765 円にその週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 60,500 円をこえる金額の 60%に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 78 円を控除した金額													
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 78 円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、117 円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につき 78 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

(備考 税額の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(ロ)に該当しない者)については、

(1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(4) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)のその週の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 78 円(これらの控除が認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、117 円)を控除した金額)が、その求める税額である。

ロ 週 額 表 (五)

- (イ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額が、その求める税額である。
- (2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、その者のその週の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (イ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がない者とみなして(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき80円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ハ 日 額 表（一）

その日の社会		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三	丙 第三	
保険料控除後		扶 養 親 族 の 数										第十八条第	第十八条第	
の給与の金額		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	一項第五	一項第六
		税 額										号の規定	号の規定	
以 上 未 満												による	による	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その日の社会	その日の社会
100円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	保険料控除後	保険料控除後
100	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	の給与の金額	の給与の金額
													の12%に相当	の14%に相当
													する金額	する金額
200	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円	円
210	220	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	32
220	230	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	34
230	240	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	36
240	250	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	38
250	260	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	40
													41	42
260	270	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	44
270	280	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	46
280	290	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	48
290	300	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	50
300	310	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	52
310	320	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	54
320	330	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	56
330	340	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	58
340	350	21	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	60
350	360	23	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	62
360	370	24	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	64
370	380	26	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	66
380	390	28	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	68
390	400	29	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	69	70
400	410	31	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	71	72
410	420	33	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	73	74
420	430	35	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	75	76
430	440	37	17	6	0	0	0	0	0	0	0	0	77	78
440	450	39	18	7	0	0	0	0	0	0	0	0	79	80
450	460	41	20	9	0	0	0	0	0	0	0	0	81	82
460	470	44	22	11	2	0	0	0	0	0	0	0	83	84
470	480	46	23	12	3	0	0	0	0	0	0	0	85	86
480	490	48	25	14	4	0	0	0	0	0	0	0	87	88
490	500	50	27	16	5	0	0	0	0	0	0	0	89	90
500	510	52	29	17	7	0	0	0	0	0	0	0	91	92
510	520	54	30	19	8	2	0	0	0	0	0	0	93	94
520	530	56	32	21	10	3	0	0	0	0	0	0	95	96
530	540	58	34	22	11	4	0	0	0	0	0	0	97	98
540	550	61	35	24	13	6	0	0	0	0	0	0	99	100
550	560	63	38	26	15	7	0	0	0	0	0	0	101	102
560	570	65	40	28	16	8	2	0	0	0	0	0	103	104
570	580	67	42	29	18	10	3	0	0	0	0	0	105	106
580	590	69	45	31	20	11	4	0	0	0	0	0	107	108
590	600	71	47	33	21	13	6	0	0	0	0	0	109	110
600	620	73	49	34	23	15	7	1	0	0	0	0	111	112
620	640	79	53	39	27	18	10	3	0	0	0	0	113	114
640	660	84	57	43	30	22	13	6	0	0	0	0	115	116
660	680	89	62	48	33	25	17	8	2	0	0	0	117	118
680	700	94	66	52	38	28	20	12	4	0	0	0	119	120
700	720	99	70	56	42	32	23	15	7	1	0	0	121	122

ハ 日 額 表 (二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八 条 第一 項 第 五 号 の 規 定 に よ る 税 額	丙 第三 十八 条 第一 項 第 六 号 の 規 定 に よ る 税 額	
	扶 養 親 族 の 数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	税 額										税 額	税 額	
720	740	104	75	60	46	35	27	18	10	3	0	157	15
740	760	109	80	65	51	40	30	22	13	6	0	163	19
760	780	114	85	69	55	44	34	25	17	8	2	169	22
780	800	119	90	73	59	49	38	29	20	12	5	175	26
800	820	124	95	78	63	53	42	32	24	15	7	181	29
820	840	130	100	83	68	57	47	35	27	19	10	186	32
840	860	135	105	89	72	62	51	41	31	22	14	193	36
860	880	141	112	95	78	67	56	46	35	26	18	200	39
880	900	148	118	101	84	71	61	51	40	30	22	207	43
900	920	155	124	107	90	77	66	56	45	34	26	214	46
920	940	162	130	113	96	83	71	61	50	40	30	221	50
940	960	169	136	119	102	89	77	66	55	45	34	228	54
960	980	176	142	125	108	95	83	71	60	50	39	235	58
980	1,000	183	149	131	114	101	89	76	65	55	44	243	63
1,000	1,020	190	156	137	120	107	95	82	70	60	49	251	67
1,020	1,040	197	163	143	126	113	101	88	76	65	54	259	71
1,040	1,060	204	170	150	132	119	107	94	82	70	59	267	75
1,060	1,080	211	177	157	138	125	113	100	88	75	64	275	80
1,080	1,100	218	184	164	145	131	119	106	94	81	69	283	84
1,100	1,120	225	191	171	152	137	125	112	100	87	74	291	88
1,120	1,140	232	198	178	159	144	131	118	106	93	80	299	92
1,140	1,160	240	205	185	166	151	137	124	112	99	86	307	96
1,160	1,180	248	212	192	173	158	143	130	118	105	92	315	102
1,180	1,200	256	219	199	180	165	150	136	124	111	98	323	106
1,200	1,220	264	226	206	187	172	157	143	130	117	104	331	114
1,220	1,240	272	233	213	194	179	164	150	136	123	110	339	120
1,240	1,260	280	241	220	201	186	171	157	142	129	116	347	126
1,260	1,280	288	249	227	208	193	178	164	149	135	122	355	132
1,280	1,300	296	257	234	215	200	185	171	156	141	128	363	138
1,300	1,320	304	265	242	222	207	192	178	163	148	134	371	144
1,320	1,340	312	273	250	230	215	200	186	171	156	144	379	150
1,340	1,360	320	281	258	238	223	208	194	179	164	150	387	156
1,360	1,380	328	289	266	246	231	216	201	186	171	156	395	162
1,380	1,400	336	297	274	254	239	224	209	195	180	165	403	168
1,400	1,420	344	305	282	262	247	232	217	202	187	171	411	174
1,420	1,440	352	313	290	270	255	240	225	210	192	177	419	180
1,440	1,460	360	321	298	278	263	248	233	218	200	183	427	186
1,460	1,480	368	329	306	286	271	256	241	226	207	189	435	192
1,480	1,500	376	337	314	294	279	264	249	234	215	195	443	198
1,500	1,520	384	345	322	302	287	272	257	242	223	201	451	204
1,520	1,540	392	353	330	310	295	280	265	250	231	207	459	210
1,540	1,560	400	361	338	318	303	288	273	258	239	213	467	216
1,560	1,580	408	369	346	326	311	296	281	266	247	219	475	222
1,580	1,600	416	377	354	334	319	304	293	278	259	225	483	228
1,600	1,620	424	385	362	342	327	312	301	286	267	231	491	234
1,620	1,640	432	393	370	350	335	320	309	294	275	237	499	240
1,640	1,660	440	401	378	358	343	328	317	302	283	243	507	246
1,660	1,680	448	409	386	366	351	336	325	310	290	249	515	252
1,680	1,700	456	417	394	374	359	344	333	318	297	255	523	258
1,700	1,720	464	425	402	382	367	352	341	326	305	261	531	264
1,720	1,740	472	433	410	390	375	360	349	334	313	267	539	270
1,740	1,760	480	441	418	398	383	368	357	342	321	273	547	276
1,760	1,780	488	449	426	406	391	376	365	350	329	279	555	282
1,780	1,800	496	457	434	414	400	384	373	358	337	285	563	288
1,800	1,820	504	465	442	422	408	392	381	366	345	291	571	294
1,820	1,840	512	473	450	430	416	400	389	374	353	297	579	300
1,840	1,860	520	481	458	438	424	408	397	382	361	303	587	306
1,860	1,880	528	489	466	446	432	416	405	391	369	309	595	312
1,880	1,900	536	497	474	454	440	424	413	400	377	315	603	318
1,900	1,920	544	505	482	462	448	432	421	408	385	321	611	324
1,920	1,940	552	513	490	470	456	440	429	417	393	327	619	330
1,940	1,960	560	521	498	478	464	448	437	425	401	333	627	336
1,960	1,980	568	529	506	486	472	456	445	433	409	339	635	342
1,980	2,000	576	537	514	494	480	464	453	441	417	345	643	348
2,000	2,020	584	545	522	502	488	472	461	449	425	351	651	354
2,020	2,040	592	553	530	510	496	480	469	457	433	357	659	360
2,040	2,060	600	561	538	518	504	488	477	465	441	363	667	366
2,060	2,080	608	569	546	526	512	496	485	473	449	369	675	372
2,080	2,100	616	577	554	534	520	504	493	481	457	375	683	378
2,100	2,120	624	585	562	542	528	512	501	489	465	381	691	384
2,120	2,140	632	593	570	550	536	520	509	497	473	387	699	390
2,140	2,160	640	601	578	558	544	528	517	505	479	393	707	396
2,160	2,180	648	609	586	566	552	536	525	513	487	399	715	402
2,180	2,200	656	617	594	574	560	544	533	521	495	405	723	408
2,200	2,220	664	625	602	582	568	552	541	529	503	411	731	414
2,220	2,240	672	633	610	590	576	560	549	537	511	417	739	420
2,240	2,260	680	641	618	598	584	568	557	545	519	423	747	426
2,260	2,280	688	649	626	606	592	576	565	553	527	429	755	432
2,280	2,300	696	657	634	614	600	584	573	561	535	435	763	438
2,300	2,320	704	665	642	622	608	592	581	569	543	441	771	444
2,320	2,340	712	673	650	630	616	600	589	577	551	447	779	450
2,340	2,360	720	681	658	638	624	608	597	585	559	453	787	456
2,360	2,380	728	689	666	646	632	616	605	593	567	459	795	462
2,380	2,400	736	697	674	654	640	624	613	601	575	465	803	468
2,400	2,420	744	705	682	662	648	632	621	609	583	471	811	474
2,420	2,440	752	713	690	670	656	640	629	617	591	477	819	480
2,440	2,460	760	721	698	678	664	648	637	625	601	483	827	486
2,460	2,480	768	729	706	686	672	656	645	633	609	489	835	492
2,480	2,500	776	737	714	694	680	664	653	641	617	495	843	498
2,500	2,520	784	745	722	702	688	672	661	649	625	501	851	504
2,520	2,540	792	753	730	710	696	680	669	657	633	507	859	510
2,540	2,560	800	761	738	718	704	688	677	665	641	513	867	516
2,560	2,580	808	769	746	726	712	696	685	673	649	519	875	522
2,580	2,600	816	777	754	734	720	704	693	681	657	525	883	528
2,600	2,620	824	785	762	742	728	712	701	689	665	531	891	534
2,620	2,640	832	793	770	750	736	720	709	697	673	537	899	540
2,640	2,660	840	801	778	758	744	728	717	705	681	543	907	546
2,660													

ハ 日 額 表 (三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人			10人
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額	
2,080	2,110	635	591	566	541	522	503	484	465	448	431	414	710	423
2,110	2,140	649	605	579	554	535	516	497	479	460	443	426	724	435
2,140	2,170	662	618	593	568	549	530	511	492	473	455	438	737	447
2,170	2,200	676	632	606	581	562	543	524	506	487	468	450	751	459
2,200	2,250	689	645	620	595	576	557	538	519	500	481	462	764	471
2,250	2,300	712	668	642	617	598	579	560	542	523	504	485	787	491
2,300	2,350	734	690	665	640	621	602	583	564	545	526	507	809	511
2,350	2,400	757	713	687	662	643	624	605	587	568	549	530	832	531
2,400	2,450	779	735	710	685	666	647	628	609	590	571	552	854	551
2,450	2,500	802	758	732	707	688	669	650	632	613	594	575	877	571
2,500	2,550	824	780	755	730	711	692	673	654	635	616	597	899	591
2,550	2,600	847	803	777	752	733	714	695	677	658	639	620	922	611
2,600	2,650	869	825	800	775	756	737	718	699	680	661	642	944	632
2,650	2,700	892	848	822	797	778	759	740	722	703	684	665	967	654
2,700	2,750	914	870	845	820	801	782	763	744	725	706	687	989	677
2,750	2,800	937	893	867	842	823	804	785	767	748	729	710	1,012	699
2,800	2,850	959	915	890	865	846	827	808	789	770	751	732	1,034	722
2,850	2,900	982	938	912	887	868	849	830	812	793	774	755	1,057	744
2,900	2,950	1,004	960	935	910	891	872	853	834	815	796	777	1,079	767
2,950	3,000	1,027	983	957	932	913	894	875	857	838	819	800	1,104	789
3,000	3,050	1,049	1,005	980	955	936	917	898	879	860	841	822	1,129	812
3,050	3,100	1,072	1,028	1,002	977	958	939	920	902	883	864	845	1,154	834
3,100	3,150	1,096	1,050	1,025	1,000	981	962	943	924	905	886	867	1,179	857
3,150	3,200	1,121	1,073	1,047	1,022	1,003	984	965	947	928	909	890	1,204	879
3,200	3,250	1,146	1,097	1,070	1,045	1,026	1,007	988	969	950	931	912	1,229	902
3,250	3,300	1,171	1,122	1,094	1,067	1,048	1,029	1,010	992	973	954	935	1,254	924
3,300	3,350	1,196	1,147	1,119	1,091	1,071	1,052	1,033	1,014	995	976	957	1,279	947
3,350	3,400	1,221	1,172	1,144	1,116	1,095	1,074	1,055	1,037	1,018	999	980	1,304	969
3,400	3,450	1,246	1,197	1,169	1,141	1,120	1,099	1,078	1,059	1,040	1,021	1,002	1,329	992
3,450	3,500	1,271	1,222	1,194	1,166	1,145	1,124	1,103	1,082	1,063	1,044	1,025	1,354	1,014
3,500	3,550	1,296	1,247	1,219	1,191	1,170	1,149	1,128	1,107	1,086	1,066	1,047	1,379	1,037
3,550	3,600	1,321	1,272	1,244	1,216	1,195	1,174	1,153	1,132	1,111	1,090	1,070	1,404	1,059
3,600	3,650	1,346	1,297	1,269	1,241	1,220	1,199	1,178	1,157	1,136	1,115	1,094	1,429	1,082
3,650	3,700	1,371	1,322	1,294	1,266	1,245	1,224	1,203	1,182	1,161	1,140	1,119	1,454	1,104
3,700		1,396	1,347	1,319	1,291	1,270	1,249	1,228	1,207	1,186	1,165	1,144	1,479	1,127
3,700 円をこえ	5,850 円に満た	3,700 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち										1,479 円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 3,700 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額	1,127 円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 3,700 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額	
ない金額		3,700 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額												
5,850 円		2,471	2,422	2,394	2,366	2,345	2,324	2,303	2,282	2,261	2,240	2,219	2,563	2,201
5,850 円をこえ	8,630 円に満	5,850 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち										2,563 円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 5,850 円をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額	2,201 円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 5,850 円をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額	
たない金額		5,850 円をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額												

ハ 日 額 表 (四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による 税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による 税 額	
	扶 養 親 族 の 数														
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人				
以 上	未 満	税 額												税 額	税 額
8,630 円		4,000	3,950	3,922	3,894	3,873	3,852	3,831	3,810	3,789	3,768	3,747	4,101	3,729	
8,630 円 を こ え る 金 額		8,630 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 8,630 円をこえる金額の 60%に相当する金額を加算した金額												4,101円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 8,630 円を こえる金額の 60%に相当 する金額を加 算した金額	3,729円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 8,630 円を こえる金額の 60%に相当 する金額を加 算した金額
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人 をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額														—	—
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 12 円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受け る者であるときは、17 円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につ き 12 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														—	—

(備考 税額の求め方)

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(二に該当しない者)については、

(1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、

(i) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 12 円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、17 円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ii) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(i)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、

(i) (ii)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ii) 日雇労働者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と丙欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

(二) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(i)第 1 順位の扶養親族のないもの、(ii)扶養親族の数が 3 人以下で、(i)に該当するもの及び第 4 順位又は第 4 順位より後順位の扶養親族のあるもの、(iii)扶養親族の数が 4 人以上で、(i)に該当するもの、第 2 順位の扶養親族のないもの又は第 3 順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(一)の(1)の(i)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に依り、扶養親族 1 人につき 10 円を控除した金額が、その求める税額である。

並びに同条第四項の規定による賞与の金額に乘すべき率の表)

規定の適用がある場合										乙 第三十八条 第一項第七号 ロの規定の適用がある場合	
族の人数											
6人		7人		8人		9人		10人以上			
除後の給与の金額										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
14,100円	円未満	15,200円	円未満	16,400円	円未満	17,600円	円未満	18,800円	円未満	100円	円未満
14,100	15,600	15,200	16,800	16,400	18,000	17,600	19,200	18,800	20,000	100	1,500
15,600	18,000	16,800	18,700	18,000	19,200	19,200	19,600	20,000	20,300	1,500	3,900
18,000	19,600	18,700	19,800	19,200	20,600	19,600	20,800	20,300	22,300	3,900	6,200
19,600	20,500	19,800	20,600	20,600	21,600	20,800	22,600	22,300	23,600	6,200	7,800
20,500	21,500	20,600	21,900	21,600	22,900	22,600	23,900	23,600	24,900	7,800	9,400
21,500	23,000	21,900	24,000	22,900	25,000	23,900	26,000	24,900	27,000	9,400	15,600
23,000	26,100	24,000	27,200	25,000	28,500	26,000	29,500	27,000	30,500	15,600	16,400
26,100	28,300	27,200	29,300	28,500	30,300	29,500	31,300	30,500	32,300	16,400	17,000
28,300	31,000	29,300	32,000	30,300	33,000	31,300	34,000	32,300	35,000	17,000	19,400
31,000	35,000	32,000	36,000	33,000	37,000	34,000	38,000	35,000	39,000	19,400	23,000
35,000	42,900	36,000	43,900	37,000	44,900	38,000	45,900	39,000	46,900	23,000	30,900
42,900	48,300	43,900	49,300	44,900	50,300	45,900	51,300	46,900	52,300	30,900	36,300
48,300	61,600	49,300	62,600	50,300	63,600	51,300	64,600	52,300	65,600	36,300	49,600
61,600	81,600	62,600	82,600	63,600	83,600	64,600	84,600	65,600	85,600	49,600	69,600
81,600	121,600	82,600	122,600	83,600	123,600	84,600	124,600	85,600	125,600	69,600	109,600
121,600	148,300	122,600	149,300	123,600	150,300	124,600	151,300	125,600	152,300	109,600	136,300
148,300	174,900	149,300	175,900	150,300	176,900	151,300	177,900	152,300	178,900	136,300	163,000
174,900	215,000	175,900	216,000	176,900	217,000	177,900	218,000	178,900	219,000	163,000	203,000
215,000	294,900	216,000	295,900	217,000	296,900	218,000	297,900	219,000	298,900	203,000	282,900
294,900	348,300	295,900	349,300	296,900	350,300	297,900	351,300	298,900	352,300	282,900	336,300
348,300	円以上	349,300	円以上	350,300	円以上	351,300	円以上	352,300	円以上	336,300	円以上

た社会保険料の金額を控除し、

「除後の給与の金額」欄において該当する行を求める。

である。

る行を求める。

である。

手から控除された社会保険料の金額を控除した後の金額が零であるときは、この表によらず、第三十八条第一項第七号

第1順位の扶養親族のないもの、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)により求めた率が、

別表第三 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ及びロ

賞与の 金額に 乗ずべ き 率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号 イ の											
	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
10%	4,700円	円未満	7,400円	円未満	9,000円	円未満	10,500円	円未満	11,700円	円未満	12,900円	円未満
12	4,700	6,200	7,400	9,000	9,000	10,500	10,500	12,100	11,700	13,300	12,900	14,500
15	6,200	8,600	9,000	11,300	10,500	12,900	12,100	14,500	13,300	15,600	14,500	16,800
18	8,600	10,900	11,300	13,700	12,900	15,200	14,500	16,800	15,600	17,800	16,800	18,700
20	10,900	12,500	13,700	15,200	15,200	16,800	16,800	18,400	17,800	18,900	18,700	19,300
22	12,500	14,100	15,200	16,700	16,800	18,400	18,400	19,000	18,900	19,700	19,300	20,400
25	14,100	16,400	16,700	18,900	18,400	19,300	19,000	20,000	19,700	21,000	20,400	22,000
28	16,400	18,700	18,900	21,100	19,300	21,700	20,000	23,200	21,000	24,100	22,000	25,100
30	18,700	20,300	21,100	22,600	21,700	24,000	23,200	25,300	24,100	26,300	25,100	27,300
32	20,300	22,900	22,600	25,300	24,000	26,600	25,300	27,900	26,300	29,000	27,300	30,000
35	22,900	27,000	25,300	29,300	26,600	30,600	27,900	32,000	29,000	33,000	30,000	34,000
38	27,000	34,900	29,300	37,300	30,600	38,600	32,000	39,900	33,000	40,900	34,000	41,900
40	34,900	40,300	37,300	42,600	38,600	44,000	39,900	45,300	40,900	46,300	41,900	47,300
42	40,300	53,600	42,600	56,000	44,000	57,300	45,300	58,600	46,300	59,600	47,300	60,600
45	53,600	73,600	56,000	76,000	57,300	77,300	58,600	78,600	59,600	79,600	60,600	80,600
48	73,600	113,600	76,000	115,900	77,300	117,300	78,600	118,600	79,600	119,600	80,600	120,600
50	113,600	140,300	115,900	142,600	117,300	144,000	118,600	145,300	119,600	146,300	120,600	147,300
52	140,300	166,900	142,600	169,300	144,000	170,600	145,300	171,900	146,300	172,900	147,300	173,900
55	166,900	207,000	169,300	209,300	170,600	210,600	171,900	212,000	172,900	213,000	173,900	214,000
58	207,000	268,900	209,300	289,300	210,600	290,600	212,000	291,900	213,000	292,900	214,000	293,900
60	268,900	340,300	289,300	342,600	290,600	344,000	291,900	345,300	292,900	346,300	293,900	347,300
62	340,300	円以上	342,600	円以上	344,000	円以上	345,300	円以上	346,300	円以上	347,300	円以上

(備考 賞与の金額に乘ずべき率の求め方)

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者（(ロ)に該当しない者）については、

(1) 第三十九条第一項の申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与（賞与を除く。以下同じ。）の金額から、当該給与から控除され

(ロ) 次に、その者の申告された扶養親族の数と(イ)による控除後の給与の金額とに依り、甲欄の「前月の社会保

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交るところに記載されている率が、その求める率

(2) 第三十九条第一項の申告書が提出されていないときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、

(ロ) (イ)による控除後の給与の金額に依り、乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当す

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交るところに記載されている率が、その求める率

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額から当該給与及び(一)の規定により税額を計算する。

(二) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(ハ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、(一)の(3)に準じ税額を計算する。)

別表第四 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第二項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

給与の金額		税 額	給与の金額		税 額	給与の金額		税 額	給与の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
201,000	円未満	0	250,000	252,000	4,000	400,000	404,000	20,500	600,000	604,000	49,500
201,000	202,000	75	252,000	254,000	4,200	404,000	408,000	21,000	604,000	608,000	50,200
202,000	203,000	150	254,000	256,000	4,400	408,000	412,000	21,500	608,000	612,000	50,900
203,000	204,000	225	256,000	258,000	4,600	412,000	416,000	22,000	612,000	616,000	51,600
204,000	205,000	300	258,000	260,000	4,800	416,000	420,000	22,500	616,000	620,000	52,300
205,000	206,000	375	260,000	262,000	5,000	420,000	424,000	23,000	620,000	624,000	53,000
206,000	207,000	450	262,000	264,000	5,200	424,000	428,000	23,500	624,000	628,000	53,700
207,000	208,000	525	264,000	266,000	5,400	428,000	432,000	24,000	628,000	632,000	54,400
208,000	209,000	600	266,000	268,000	5,600	432,000	436,000	24,500	632,000	636,000	55,100
209,000	210,000	675	268,000	270,000	5,800	436,000	440,000	25,000	636,000	640,000	55,800
210,000	211,000	750	270,000	272,000	6,000	440,000	444,000	25,500	640,000	644,000	56,500
211,000	212,000	825	272,000	274,000	6,200	444,000	448,000	26,100	644,000	648,000	57,200
212,000	213,000	900	274,000	276,000	6,400	448,000	452,000	26,700	648,000	652,000	57,900
213,000	214,000	975	276,000	278,000	6,600	452,000	456,000	27,300	652,000	656,000	58,600
214,000	215,000	1,050	278,000	280,000	6,800	456,000	460,000	27,900	656,000	660,000	59,300
215,000	216,000	1,125	280,000	282,000	7,000	460,000	464,000	28,500	660,000	664,000	60,000
216,000	217,000	1,200	282,000	284,000	7,200	464,000	468,000	29,100	664,000	668,000	60,700
217,000	218,000	1,275	284,000	286,000	7,400	468,000	472,000	29,700	668,000	672,000	61,400
218,000	219,000	1,350	286,000	288,000	7,600	472,000	476,000	30,300	672,000	676,000	62,100
219,000	220,000	1,425	288,000	290,000	7,800	476,000	480,000	30,900	676,000	680,000	62,800
220,000	221,000	1,500	290,000	292,000	8,000	480,000	484,000	31,500	680,000	684,000	63,500
221,000	222,000	1,575	292,000	294,000	8,200	484,000	488,000	32,100	684,000	688,000	64,200
222,000	223,000	1,650	294,000	296,000	8,400	488,000	492,000	32,700	688,000	692,000	64,900
223,000	224,000	1,725	296,000	298,000	8,600	492,000	496,000	33,300	692,000	696,000	65,600
224,000	225,000	1,800	298,000	300,000	8,800	496,000	500,000	33,900	696,000	700,000	66,300
225,000	226,000	1,875	300,000	304,000	9,000	500,000	504,000	34,500	700,000	706,000	67,000
226,000	227,000	1,950	304,000	308,000	9,400	504,000	508,000	35,100	706,000	712,000	68,050
227,000	228,000	2,025	308,000	312,000	9,800	508,000	512,000	35,700	712,000	718,000	69,100
228,000	229,000	2,100	312,000	316,000	10,200	512,000	516,000	36,300	718,000	724,000	70,150
229,000	230,000	2,175	316,000	320,000	10,600	516,000	520,000	36,900	724,000	730,000	71,200
230,000	231,000	2,250	320,000	324,000	11,000	520,000	524,000	37,500	730,000	736,000	72,250
231,000	232,000	2,325	324,000	328,000	11,400	524,000	528,000	38,100	736,000	742,000	73,300
232,000	233,000	2,400	328,000	332,000	11,800	528,000	532,000	38,700	742,000	748,000	74,350
233,000	234,000	2,475	332,000	336,000	12,200	532,000	536,000	39,300	748,000	754,000	75,400
234,000	235,000	2,550	336,000	340,000	12,600	536,000	540,000	39,900	754,000	760,000	76,450
235,000	236,000	2,625	340,000	344,000	13,000	540,000	544,000	40,500	760,000	766,000	77,500
236,000	237,000	2,700	344,000	348,000	13,500	544,000	548,000	41,100	766,000	772,000	78,550
237,000	238,000	2,775	348,000	352,000	14,000	548,000	552,000	41,700	772,000	778,000	79,600
238,000	239,000	2,850	352,000	356,000	14,500	552,000	556,000	42,300	778,000	784,000	80,650
239,000	240,000	2,925	356,000	360,000	15,000	556,000	560,000	42,900	784,000	790,000	81,700
240,000	241,000	3,000	360,000	364,000	15,500	560,000	564,000	43,500	790,000	796,000	82,750
241,000	242,000	3,100	364,000	368,000	16,000	564,000	568,000	44,100	796,000	802,000	83,800
242,000	243,000	3,200	368,000	372,000	16,500	568,000	572,000	44,700	802,000	808,000	84,900
243,000	244,000	3,300	372,000	376,000	17,000	572,000	576,000	45,300	808,000	814,000	86,100
244,000	245,000	3,400	376,000	380,000	17,500	576,000	580,000	45,900	814,000	820,000	87,300
245,000	246,000	3,500	380,000	384,000	18,000	580,000	584,000	46,500	820,000	826,000	88,500
246,000	247,000	3,600	384,000	388,000	18,500	584,000	588,000	47,100	826,000	832,000	89,700
247,000	248,000	3,700	388,000	392,000	19,000	588,000	592,000	47,700	832,000	838,000	90,900
248,000	249,000	3,800	392,000	396,000	19,500	592,000	596,000	48,300	838,000	844,000	92,100
249,000	250,000	3,900	396,000	400,000	20,000	596,000	600,000	48,900	844,000	850,000	93,300

(二)

給与の金額		税 額	給与の金額		税 額	給与の金額		税 額	給与の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	
850,000	856,000	94,500	940,000	946,000	112,500	1,000,000	1,200,000	給与の金額に20%を乗じて算出した金額から75,500円を控除した金額	4,200,000	6,200,000	給与の金額に27.5%を乗じて算出した金額から265,500円を控除した金額
856,000	862,000	95,700	946,000	952,000	113,700						
862,000	868,000	96,900	952,000	958,000	114,900						
868,000	874,000	98,100	958,000	964,000	116,100						
874,000	880,000	99,300	964,000	970,000	117,300						
880,000	886,000	100,500	970,000	976,000	118,500	1,200,000	2,200,000	給与の金額に22.5%を乗じて算出した金額から105,500円を控除した金額	6,200,000	10,200,000	給与の金額に30%を乗じて算出した金額から420,500円を控除した金額
886,000	892,000	101,700	976,000	982,000	119,700						
892,000	898,000	102,900	982,000	988,000	120,900						
898,000	904,000	104,100	988,000	994,000	122,100						
904,000	910,000	105,300	994,000	1,000,000	123,300						
910,000	916,000	106,500				2,200,000	4,200,000	給与の金額に25%を乗じて算出した金額から180,500円を控除した金額	10,200,000円以上		給与の金額に32.5%を乗じて算出した金額から675,500円を控除した金額
916,000	922,000	107,700									
922,000	928,000	108,900									
928,000	934,000	110,100									
934,000	940,000	111,300									

(備考 税額の求め方) 給与の金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
險料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
165,500	166,000	180,500	181,000	195,500	196,000	210,500	211,000	225,500	226,000	240,500	241,000
166,000	166,500	181,000	181,500	196,000	196,500	211,000	211,500	226,000	226,500	241,000	241,500
166,500	167,000	181,500	182,000	196,500	197,000	211,500	212,000	226,500	227,000	241,500	242,000
167,000	167,500	182,000	182,500	197,000	197,500	212,000	212,500	227,000	227,500	242,000	242,500
167,500	168,000	182,500	183,000	197,500	198,000	212,500	213,000	227,500	228,000	242,500	243,000
168,000	168,500	183,000	183,500	198,000	198,500	213,000	213,500	228,000	228,500	243,000	243,500
168,500	169,000	183,500	184,000	198,500	199,000	213,500	214,000	228,500	229,000	243,500	244,000
169,000	169,500	184,000	184,500	199,000	199,500	214,000	214,500	229,000	229,500	244,000	244,500
169,500	170,000	184,500	185,000	199,500	200,000	214,500	215,000	229,500	230,000	244,500	245,000
170,000	171,000	185,000	186,000	200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000
171,000	172,000	186,000	187,000	201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000
172,000	173,000	187,000	188,000	202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000
173,000	174,000	188,000	189,000	203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000
174,000	175,000	189,000	190,000	204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000
175,000	176,000	190,000	191,000	205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000
176,000	177,000	191,000	192,000	206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000
177,000	178,000	192,000	193,000	207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000
178,000	179,000	193,000	194,000	208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000
179,000	180,000	194,000	195,000	209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000
180,000	181,000	195,000	196,000	210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000
181,000	182,000	196,000	197,000	211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000
182,000	183,000	197,000	198,000	212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000
183,000	184,000	198,000	199,000	213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000
184,000	185,000	199,000	200,000	214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000
185,000	186,000	200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000
186,000	187,000	201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000
187,000	188,000	202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000
188,000	189,000	203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000
189,000	190,000	204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000
190,000	191,000	205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000
191,000	192,000	206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000
192,000	193,000	207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000
193,000	194,000	208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000
194,000	195,000	209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000
195,000	196,000	210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000
196,000	197,000	211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000
197,000	198,000	212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000
198,000	199,000	213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000
199,000	200,000	214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000
200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000
201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000
202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000
203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000
204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000
205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000
206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000
207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000
208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000
209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000
210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000
211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000
212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000
213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000
214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000

別表第五 年末調整のための簡易税額表(第四十条第一項の規定による所得税額表)

(一)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の勤労控除後の給与の金額から社会保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	60,500	61,000	95,500	96,000	115,500	116,000	135,500	136,000	150,500	151,000
75	60,500	61,000	95,500	96,000	115,500	116,000	135,500	136,000	150,500	151,000
150	61,000	61,500	96,000	96,500	116,000	116,500	136,000	136,500	151,000	151,500
225	61,500	62,000	96,500	97,000	116,500	117,000	136,500	137,000	151,500	152,000
300	62,000	62,500	97,000	97,500	117,000	117,500	137,000	137,500	152,000	152,500
375	62,500	63,000	97,500	98,000	117,500	118,000	137,500	138,000	152,500	153,000
450	63,000	63,500	98,000	98,500	118,000	118,500	138,000	138,500	153,000	153,500
525	63,500	64,000	98,500	99,000	118,500	119,000	138,500	139,000	153,500	154,000
600	64,000	64,500	99,000	99,500	119,000	119,500	139,000	139,500	154,000	154,500
675	64,500	65,000	99,500	100,000	119,500	120,000	139,500	140,000	154,500	155,000
750	65,000	66,000	100,000	101,000	120,000	121,000	140,000	141,000	155,000	156,000
900	66,000	67,000	101,000	102,000	121,000	122,000	141,000	142,000	156,000	157,000
1,050	67,000	68,000	102,000	103,000	122,000	123,000	142,000	143,000	157,000	158,000
1,200	68,000	69,000	103,000	104,000	123,000	124,000	143,000	144,000	158,000	159,000
1,350	69,000	70,000	104,000	105,000	124,000	125,000	144,000	145,000	159,000	160,000
1,500	70,000	71,000	105,000	106,000	125,000	126,000	145,000	146,000	160,000	161,000
1,650	71,000	72,000	106,000	107,000	126,000	127,000	146,000	147,000	161,000	162,000
1,800	72,000	73,000	107,000	108,000	127,000	128,000	147,000	148,000	162,000	163,000
1,950	73,000	74,000	108,000	109,000	128,000	129,000	148,000	149,000	163,000	164,000
2,100	74,000	75,000	109,000	110,000	129,000	130,000	149,000	150,000	164,000	165,000
2,250	75,000	76,000	110,000	111,000	130,000	131,000	150,000	151,000	165,000	166,000
2,400	76,000	77,000	111,000	112,000	131,000	132,000	151,000	152,000	166,000	167,000
2,550	77,000	78,000	112,000	113,000	132,000	133,000	152,000	153,000	167,000	168,000
2,700	78,000	79,000	113,000	114,000	133,000	134,000	153,000	154,000	168,000	169,000
2,850	79,000	80,000	114,000	115,000	134,000	135,000	154,000	155,000	169,000	170,000
3,000	80,000	81,000	115,000	116,000	135,000	136,000	155,000	156,000	170,000	171,000
3,200	81,000	82,000	116,000	117,000	136,000	137,000	156,000	157,000	171,000	172,000
3,400	82,000	83,000	117,000	118,000	137,000	138,000	157,000	158,000	172,000	173,000
3,600	83,000	84,000	118,000	119,000	138,000	139,000	158,000	159,000	173,000	174,000
3,800	84,000	85,000	119,000	120,000	139,000	140,000	159,000	160,000	174,000	175,000
4,000	85,000	86,000	120,000	121,000	140,000	141,000	160,000	161,000	175,000	176,000
4,200	86,000	87,000	121,000	122,000	141,000	142,000	161,000	162,000	176,000	177,000
4,400	87,000	88,000	122,000	123,000	142,000	143,000	162,000	163,000	177,000	178,000
4,600	88,000	89,000	123,000	124,000	143,000	144,000	163,000	164,000	178,000	179,000
4,800	89,000	90,000	124,000	125,000	144,000	145,000	164,000	165,000	179,000	180,000
5,000	90,000	91,000	125,000	126,000	145,000	146,000	165,000	166,000	180,000	181,000
5,200	91,000	92,000	126,000	127,000	146,000	147,000	166,000	167,000	181,000	182,000
5,400	92,000	93,000	127,000	128,000	147,000	148,000	167,000	168,000	182,000	183,000
5,600	93,000	94,000	128,000	129,000	148,000	149,000	168,000	169,000	183,000	184,000
5,800	94,000	95,000	129,000	130,000	149,000	150,000	169,000	170,000	184,000	185,000
6,000	95,000	96,000	130,000	131,000	150,000	151,000	170,000	171,000	185,000	186,000
6,200	96,000	97,000	131,000	132,000	151,000	152,000	171,000	172,000	186,000	187,000
6,400	97,000	98,000	132,000	133,000	152,000	153,000	172,000	173,000	187,000	188,000
6,600	98,000	99,000	133,000	134,000	153,000	154,000	173,000	174,000	188,000	189,000
6,800	99,000	100,000	134,000	135,000	154,000	155,000	174,000	175,000	189,000	190,000
7,000	100,000	101,000	135,000	136,000	155,000	156,000	175,000	176,000	190,000	191,000
7,200	101,000	102,000	136,000	137,000	156,000	157,000	176,000	177,000	191,000	192,000
7,400	102,000	103,000	137,000	138,000	157,000	158,000	177,000	178,000	192,000	193,000
7,600	103,000	104,000	138,000	139,000	158,000	159,000	178,000	179,000	193,000	194,000
7,800	104,000	105,000	139,000	140,000	159,000	160,000	179,000	180,000	194,000	195,000
8,000	105,000	106,000	140,000	141,000	160,000	161,000	180,000	181,000	195,000	196,000
8,200	106,000	107,000	141,000	142,000	161,000	162,000	181,000	182,000	196,000	197,000
8,400	107,000	108,000	142,000	143,000	162,000	163,000	182,000	183,000	197,000	198,000
8,600	108,000	109,000	143,000	144,000	163,000	164,000	183,000	184,000	198,000	199,000
8,800	109,000	110,000	144,000	145,000	164,000	165,000	184,000	185,000	199,000	200,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
保険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000
216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000
217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000
218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000
219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000
220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000
221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000
222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000
223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000
224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000
225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000
226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000
227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000
228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000
229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000
230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000
231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000
232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000
233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000
234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000
235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000
236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000
237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000
238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000
239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000
240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000
241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000
242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000
243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000
244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000
245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000
246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000
247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000
248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000
249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000
250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000	325,000	326,000
251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000	326,000	327,000
252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000	327,000	328,000
253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000	328,000	329,000
254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000	329,000	330,000
255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000	315,000	316,000	330,000	331,000
256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000	316,000	317,000	331,000	332,000
257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000	317,000	318,000	332,000	333,000
258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000	318,000	319,000	333,000	334,000
259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000	319,000	320,000	334,000	335,000
260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000	320,000	321,000	335,000	336,000
261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000	321,000	322,000	336,000	337,000
262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000	322,000	323,000	337,000	338,000
263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000	323,000	324,000	338,000	339,000
264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000	324,000	325,000	339,000	340,000
265,000	267,000	280,000	282,000	295,000	297,000	310,000	312,000	325,000	327,000	340,000	342,000
267,000	269,000	282,000	284,000	297,000	299,000	312,000	314,000	327,000	329,000	342,000	344,000
269,000	271,000	284,000	286,000	299,000	301,000	314,000	316,000	329,000	331,000	344,000	346,000
271,000	273,000	286,000	288,000	301,000	303,000	316,000	318,000	331,000	333,000	346,000	348,000
273,000	275,000	288,000	290,000	303,000	305,000	318,000	320,000	333,000	335,000	348,000	350,000

(二)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の勤労控除後の給与の金額から社会									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
9,000	110,000	111,000	145,000	146,000	165,000	166,000	185,000	186,000	200,000	201,000
9,200	111,000	112,000	146,000	147,000	166,000	167,000	186,000	187,000	201,000	202,000
9,400	112,000	113,000	147,000	148,000	167,000	168,000	187,000	188,000	202,000	203,000
9,600	113,000	114,000	148,000	149,000	168,000	169,000	188,000	189,000	203,000	204,000
9,800	114,000	115,000	149,000	150,000	169,000	170,000	189,000	190,000	204,000	205,000
10,000	115,000	116,000	150,000	151,000	170,000	171,000	190,000	191,000	205,000	206,000
10,200	116,000	117,000	151,000	152,000	171,000	172,000	191,000	192,000	206,000	207,000
10,400	117,000	118,000	152,000	153,000	172,000	173,000	192,000	193,000	207,000	208,000
10,600	118,000	119,000	153,000	154,000	173,000	174,000	193,000	194,000	208,000	209,000
10,800	119,000	120,000	154,000	155,000	174,000	175,000	194,000	195,000	209,000	210,000
11,000	120,000	121,000	155,000	156,000	175,000	176,000	195,000	196,000	210,000	211,000
11,200	121,000	122,000	156,000	157,000	176,000	177,000	196,000	197,000	211,000	212,000
11,400	122,000	123,000	157,000	158,000	177,000	178,000	197,000	198,000	212,000	213,000
11,600	123,000	124,000	158,000	159,000	178,000	179,000	198,000	199,000	213,000	214,000
11,800	124,000	125,000	159,000	160,000	179,000	180,000	199,000	200,000	214,000	215,000
12,000	125,000	126,000	160,000	161,000	180,000	181,000	200,000	201,000	215,000	216,000
12,200	126,000	127,000	161,000	162,000	181,000	182,000	201,000	202,000	216,000	217,000
12,400	127,000	128,000	162,000	163,000	182,000	183,000	202,000	203,000	217,000	218,000
12,600	128,000	129,000	163,000	164,000	183,000	184,000	203,000	204,000	218,000	219,000
12,800	129,000	130,000	164,000	165,000	184,000	185,000	204,000	205,000	219,000	220,000
13,000	130,000	131,000	165,000	166,000	185,000	186,000	205,000	206,000	220,000	221,000
13,250	131,000	132,000	166,000	167,000	186,000	187,000	206,000	207,000	221,000	222,000
13,500	132,000	133,000	167,000	168,000	187,000	188,000	207,000	208,000	222,000	223,000
13,750	133,000	134,000	168,000	169,000	188,000	189,000	208,000	209,000	223,000	224,000
14,000	134,000	135,000	169,000	170,000	189,000	190,000	209,000	210,000	224,000	225,000
14,250	135,000	136,000	170,000	171,000	190,000	191,000	210,000	211,000	225,000	226,000
14,500	136,000	137,000	171,000	172,000	191,000	192,000	211,000	212,000	226,000	227,000
14,750	137,000	138,000	172,000	173,000	192,000	193,000	212,000	213,000	227,000	228,000
15,000	138,000	139,000	173,000	174,000	193,000	194,000	213,000	214,000	228,000	229,000
15,250	139,000	140,000	174,000	175,000	194,000	195,000	214,000	215,000	229,000	230,000
15,500	140,000	141,000	175,000	176,000	195,000	196,000	215,000	216,000	230,000	231,000
15,750	141,000	142,000	176,000	177,000	196,000	197,000	216,000	217,000	231,000	232,000
16,000	142,000	143,000	177,000	178,000	197,000	198,000	217,000	218,000	232,000	233,000
16,250	143,000	144,000	178,000	179,000	198,000	199,000	218,000	219,000	233,000	234,000
16,500	144,000	145,000	179,000	180,000	199,000	200,000	219,000	220,000	234,000	235,000
16,750	145,000	146,000	180,000	181,000	200,000	201,000	220,000	221,000	235,000	236,000
17,000	146,000	147,000	181,000	182,000	201,000	202,000	221,000	222,000	236,000	237,000
17,250	147,000	148,000	182,000	183,000	202,000	203,000	222,000	223,000	237,000	238,000
17,500	148,000	149,000	183,000	184,000	203,000	204,000	223,000	224,000	238,000	239,000
17,750	149,000	150,000	184,000	185,000	204,000	205,000	224,000	225,000	239,000	240,000
18,000	150,000	151,000	185,000	186,000	205,000	206,000	225,000	226,000	240,000	241,000
18,250	151,000	152,000	186,000	187,000	206,000	207,000	226,000	227,000	241,000	242,000
18,500	152,000	153,000	187,000	188,000	207,000	208,000	227,000	228,000	242,000	243,000
18,750	153,000	154,000	188,000	189,000	208,000	209,000	228,000	229,000	243,000	244,000
19,000	154,000	155,000	189,000	190,000	209,000	210,000	229,000	230,000	244,000	245,000
19,250	155,000	156,000	190,000	191,000	210,000	211,000	230,000	231,000	245,000	246,000
19,500	156,000	157,000	191,000	192,000	211,000	212,000	231,000	232,000	246,000	247,000
19,750	157,000	158,000	192,000	193,000	212,000	213,000	232,000	233,000	247,000	248,000
20,000	158,000	159,000	193,000	194,000	213,000	214,000	233,000	234,000	248,000	249,000
20,250	159,000	160,000	194,000	195,000	214,000	215,000	234,000	235,000	249,000	250,000
20,500	160,000	162,000	195,000	197,000	215,000	217,000	235,000	237,000	250,000	252,000
21,000	162,000	164,000	197,000	199,000	217,000	219,000	237,000	239,000	252,000	254,000
21,500	164,000	166,000	199,000	201,000	219,000	221,000	239,000	241,000	254,000	256,000
22,000	166,000	168,000	201,000	203,000	221,000	223,000	241,000	243,000	256,000	258,000
22,500	168,000	170,000	203,000	205,000	223,000	225,000	243,000	245,000	258,000	260,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
除料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
275,000	277,000	280,000	292,000	305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000
277,000	279,000	292,000	294,000	307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000
279,000	281,000	294,000	296,000	309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000
281,000	283,000	296,000	298,000	311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000
283,000	285,000	298,000	300,000	313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000
285,000	287,000	300,000	302,000	315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000
287,000	289,000	302,000	304,000	317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000
289,000	291,000	304,000	306,000	319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000
291,000	293,000	306,000	308,000	321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000
293,000	295,000	308,000	310,000	323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000
295,000	297,000	310,000	312,000	325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000
297,000	299,000	312,000	314,000	327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000
299,000	301,000	314,000	316,000	329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000
301,000	303,000	316,000	318,000	331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000
303,000	305,000	318,000	320,000	333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000
305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000
307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000
309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000
311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000
313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000
315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000	390,000	392,000
317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000	392,000	394,000
319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000	394,000	396,000
321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000	396,000	398,000
323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000	398,000	400,000
325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000	400,000	402,000
327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000	402,000	404,000
329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000	404,000	406,000
331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000	406,000	408,000
333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000	408,000	410,000
335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000	395,000	397,000	410,000	412,000
337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000	397,000	399,000	412,000	414,000
339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000	399,000	401,000	414,000	416,000
341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000	401,000	403,000	416,000	418,000
343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000	403,000	405,000	418,000	420,000
345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000	390,000	392,000	405,000	407,000	420,000	422,000
347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000	392,000	394,000	407,000	409,000	422,000	424,000
349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000	394,000	396,000	409,000	411,000	424,000	426,000
351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000	396,000	398,000	411,000	413,000	426,000	428,000
353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000	398,000	400,000	413,000	415,000	428,000	430,000
355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000	400,000	402,000	415,000	417,000	430,000	432,000
357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000	402,000	404,000	417,000	419,000	432,000	434,000
359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000	404,000	406,000	419,000	421,000	434,000	436,000
361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000	406,000	408,000	421,000	423,000	436,000	438,000
363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000	408,000	410,000	423,000	425,000	438,000	440,000
365,000	368,000	380,000	383,000	395,000	398,000	410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000
368,000	371,000	383,000	386,000	398,000	401,000	413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000
371,000	374,000	386,000	389,000	401,000	404,000	416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000
374,000	377,000	389,000	392,000	404,000	407,000	419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000
377,000	380,000	392,000	395,000	407,000	410,000	422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000
380,000	383,000	395,000	398,000	410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000
383,000	386,000	398,000	401,000	413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000
386,000	389,000	401,000	404,000	416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000
389,000	392,000	404,000	407,000	419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000
392,000	395,000	407,000	410,000	422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000

(三)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の勤労控除後の給与の金額から社会保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
23,000	170,000	172,000	205,000	207,000	225,000	227,000	245,000	247,000	260,000	262,000
23,500	172,000	174,000	207,000	209,000	227,000	229,000	247,000	249,000	262,000	264,000
24,000	174,000	176,000	209,000	211,000	229,000	231,000	249,000	251,000	264,000	266,000
24,500	176,000	178,000	211,000	213,000	231,000	233,000	251,000	253,000	266,000	268,000
25,000	178,000	180,000	213,000	215,000	233,000	235,000	253,000	255,000	268,000	270,000
25,500	180,000	182,000	215,000	217,000	235,000	237,000	255,000	257,000	270,000	272,000
26,100	182,000	184,000	217,000	219,000	237,000	239,000	257,000	259,000	272,000	274,000
26,700	184,000	186,000	219,000	221,000	239,000	241,000	259,000	261,000	274,000	276,000
27,300	186,000	188,000	221,000	223,000	241,000	243,000	261,000	263,000	276,000	278,000
27,900	188,000	190,000	223,000	225,000	243,000	245,000	263,000	265,000	278,000	280,000
28,500	190,000	192,000	225,000	227,000	245,000	247,000	265,000	267,000	280,000	282,000
29,100	192,000	194,000	227,000	229,000	247,000	249,000	267,000	269,000	282,000	284,000
29,700	194,000	196,000	229,000	231,000	249,000	251,000	269,000	271,000	284,000	286,000
30,300	196,000	198,000	231,000	233,000	251,000	253,000	271,000	273,000	286,000	288,000
30,900	198,000	200,000	233,000	235,000	253,000	255,000	273,000	275,000	288,000	290,000
31,500	200,000	202,000	235,000	237,000	255,000	257,000	275,000	277,000	290,000	292,000
32,100	202,000	204,000	237,000	239,000	257,000	259,000	277,000	279,000	292,000	294,000
32,700	204,000	206,000	239,000	241,000	259,000	261,000	279,000	281,000	294,000	296,000
33,300	206,000	208,000	241,000	243,000	261,000	263,000	281,000	283,000	296,000	298,000
33,900	208,000	210,000	243,000	245,000	263,000	265,000	283,000	285,000	298,000	300,000
34,500	210,000	212,000	245,000	247,000	265,000	267,000	285,000	287,000	300,000	302,000
35,100	212,000	214,000	247,000	249,000	267,000	269,000	287,000	289,000	302,000	304,000
35,700	214,000	216,000	249,000	251,000	269,000	271,000	289,000	291,000	304,000	306,000
36,300	216,000	218,000	251,000	253,000	271,000	273,000	291,000	293,000	306,000	308,000
36,900	218,000	220,000	253,000	255,000	273,000	275,000	293,000	295,000	308,000	310,000
37,500	220,000	222,000	255,000	257,000	275,000	277,000	295,000	297,000	310,000	312,000
38,100	222,000	224,000	257,000	259,000	277,000	279,000	297,000	299,000	312,000	314,000
38,700	224,000	226,000	259,000	261,000	279,000	281,000	299,000	301,000	314,000	316,000
39,300	226,000	228,000	261,000	263,000	281,000	283,000	301,000	303,000	316,000	318,000
39,900	228,000	230,000	263,000	265,000	283,000	285,000	303,000	305,000	318,000	320,000
40,500	230,000	232,000	265,000	267,000	285,000	287,000	305,000	307,000	320,000	322,000
41,100	232,000	234,000	267,000	269,000	287,000	289,000	307,000	309,000	322,000	324,000
41,700	234,000	236,000	269,000	271,000	289,000	291,000	309,000	311,000	324,000	326,000
42,300	236,000	238,000	271,000	273,000	291,000	293,000	311,000	313,000	326,000	328,000
42,900	238,000	240,000	273,000	275,000	293,000	295,000	313,000	315,000	328,000	330,000
43,500	240,000	242,000	275,000	277,000	295,000	297,000	315,000	317,000	330,000	332,000
44,100	242,000	244,000	277,000	279,000	297,000	299,000	317,000	319,000	332,000	334,000
44,700	244,000	246,000	279,000	281,000	299,000	301,000	319,000	321,000	334,000	336,000
45,300	246,000	248,000	281,000	283,000	301,000	303,000	321,000	323,000	336,000	338,000
45,900	248,000	250,000	283,000	285,000	303,000	305,000	323,000	325,000	338,000	340,000
46,500	250,000	252,000	285,000	287,000	305,000	307,000	325,000	327,000	340,000	342,000
47,100	252,000	254,000	287,000	289,000	307,000	309,000	327,000	329,000	342,000	344,000
47,700	254,000	256,000	289,000	291,000	309,000	311,000	329,000	331,000	344,000	346,000
48,300	256,000	258,000	291,000	293,000	311,000	313,000	331,000	333,000	346,000	348,000
48,900	258,000	260,000	293,000	295,000	313,000	315,000	333,000	335,000	348,000	350,000
49,500	260,000	263,000	295,000	298,000	315,000	318,000	335,000	338,000	350,000	353,000
50,550	263,000	266,000	298,000	301,000	318,000	321,000	338,000	341,000	353,000	356,000
51,600	266,000	269,000	301,000	304,000	321,000	324,000	341,000	344,000	356,000	359,000
52,650	269,000	272,000	304,000	307,000	324,000	327,000	344,000	347,000	359,000	362,000
53,700	272,000	275,000	307,000	310,000	327,000	330,000	347,000	350,000	362,000	365,000
54,750	275,000	278,000	310,000	313,000	330,000	333,000	350,000	353,000	365,000	368,000
55,800	278,000	281,000	313,000	316,000	333,000	336,000	353,000	356,000	368,000	371,000
56,850	281,000	284,000	316,000	319,000	336,000	339,000	356,000	359,000	371,000	374,000
57,900	284,000	287,000	319,000	322,000	339,000	342,000	359,000	362,000	374,000	377,000
58,950	287,000	290,000	322,000	325,000	342,000	345,000	362,000	365,000	377,000	380,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
除料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
395,000	398,000	410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000
398,000	401,000	413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000
401,000	404,000	416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000
404,000	407,000	419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000
407,000	410,000	422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000
410,000	413,000	425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000
413,000	416,000	428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000
416,000	419,000	431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000
419,000	422,000	434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000
422,000	425,000	437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000
425,000	428,000	440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000
428,000	431,000	443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000
431,000	434,000	446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000
434,000	437,000	449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000
437,000	440,000	452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000
440,000	443,000	455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000	515,000	518,000
443,000	446,000	458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000	518,000	521,000
446,000	449,000	461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000	521,000	524,000
449,000	452,000	464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000	524,000	527,000
452,000	455,000	467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000	527,000	530,000
455,000	458,000	470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000	515,000	518,000	530,000	533,000
458,000	461,000	473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000	518,000	521,000	533,000	536,000
461,000	464,000	476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000	521,000	524,000	536,000	539,000
464,000	467,000	479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000	524,000	527,000	539,000	542,000
467,000	470,000	482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000	527,000	530,000	542,000	545,000
470,000	473,000	485,000	488,000	500,000	503,000	515,000	518,000	530,000	533,000	545,000	548,000
473,000	476,000	488,000	491,000	503,000	506,000	518,000	521,000	533,000	536,000	548,000	551,000
476,000	479,000	491,000	494,000	506,000	509,000	521,000	524,000	536,000	539,000	551,000	554,000
479,000	482,000	494,000	497,000	509,000	512,000	524,000	527,000	539,000	542,000	554,000	557,000
482,000	485,000	497,000	500,000	512,000	515,000	527,000	530,000	542,000	545,000	557,000	560,000
485,000	488,000	500,000	504,000	515,000	519,000	530,000	534,000	545,000	549,000	560,000	564,000
488,000	493,000	504,000	508,000	519,000	523,000	534,000	538,000	549,000	553,000	564,000	568,000
493,000	497,000	508,000	512,000	523,000	527,000	538,000	542,000	553,000	557,000	568,000	572,000
497,000	501,000	512,000	516,000	527,000	531,000	542,000	546,000	557,000	561,000	572,000	576,000
501,000	505,000	516,000	520,000	531,000	535,000	546,000	550,000	561,000	565,000	576,000	580,000
505,000	509,000	520,000	524,000	535,000	539,000	550,000	554,000	565,000	569,000	580,000	584,000
509,000	513,000	524,000	528,000	539,000	543,000	554,000	558,000	569,000	573,000	584,000	588,000
513,000	517,000	528,000	532,000	543,000	547,000	558,000	562,000	573,000	577,000	588,000	592,000
517,000	521,000	532,000	536,000	547,000	551,000	562,000	566,000	577,000	581,000	592,000	596,000
521,000	525,000	536,000	540,000	551,000	555,000	566,000	570,000	581,000	585,000	596,000	600,000
525,000	529,000	540,000	544,000	555,000	559,000	570,000	574,000	585,000	589,000	600,000	604,000
529,000	533,000	544,000	548,000	559,000	563,000	574,000	578,000	589,000	593,000	604,000	608,000
533,000	537,000	548,000	552,000	563,000	567,000	578,000	582,000	593,000	597,000	608,000	612,000
537,000	541,000	552,000	556,000	567,000	571,000	582,000	586,000	597,000	601,000	612,000	616,000
541,000	545,000	556,000	560,000	571,000	575,000	586,000	590,000	601,000	605,000	616,000	620,000
545,000	549,000	560,000	564,000	575,000	579,000	590,000	594,000	605,000	609,000	620,000	624,000
549,000	553,000	564,000	568,000	579,000	583,000	594,000	598,000	609,000	613,000	624,000	628,000
553,000	557,000	568,000	572,000	583,000	587,000	598,000	602,000	613,000	617,000	628,000	632,000
557,000	561,000	572,000	576,000	587,000	591,000	602,000	606,000	617,000	621,000	632,000	636,000
561,000	565,000	576,000	580,000	591,000	595,000	606,000	610,000	621,000	625,000	636,000	640,000
565,000	569,000	580,000	584,000	595,000	599,000	610,000	614,000	625,000	629,000	640,000	644,000
569,000	573,000	584,000	588,000	599,000	603,000	614,000	618,000	629,000	633,000	644,000	648,000
573,000	577,000	588,000	592,000	603,000	607,000	618,000	622,000	633,000	637,000	648,000	652,000
577,000	581,000	592,000	596,000	607,000	611,000	622,000	626,000	637,000	641,000	652,000	656,000
581,000	585,000	596,000	600,000	611,000	615,000	626,000	630,000	641,000	645,000	656,000	660,000

(四)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の勤労控除後の給与の金額から社会保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
60,000	290,000	293,000	325,000	328,000	345,000	348,000	365,000	368,000	380,000	383,000
61,050	293,000	296,000	328,000	331,000	348,000	351,000	368,000	371,000	383,000	386,000
62,100	296,000	299,000	331,000	334,000	351,000	354,000	371,000	374,000	386,000	389,000
63,150	299,000	302,000	334,000	337,000	354,000	357,000	374,000	377,000	389,000	392,000
64,200	302,000	305,000	337,000	340,000	357,000	360,000	377,000	380,000	392,000	395,000
65,250	305,000	308,000	340,000	343,000	360,000	363,000	380,000	383,000	395,000	398,000
66,300	308,000	311,000	343,000	346,000	363,000	366,000	383,000	386,000	398,000	401,000
67,350	311,000	314,000	346,000	349,000	366,000	369,000	386,000	389,000	401,000	404,000
68,400	314,000	317,000	349,000	352,000	369,000	372,000	389,000	392,000	404,000	407,000
69,450	317,000	320,000	352,000	355,000	372,000	375,000	392,000	395,000	407,000	410,000
70,500	320,000	323,000	355,000	358,000	375,000	378,000	395,000	398,000	410,000	413,000
71,550	323,000	326,000	358,000	361,000	378,000	381,000	398,000	401,000	413,000	416,000
72,600	326,000	329,000	361,000	364,000	381,000	384,000	401,000	404,000	416,000	419,000
73,650	329,000	332,000	364,000	367,000	384,000	387,000	404,000	407,000	419,000	422,000
74,700	332,000	335,000	367,000	370,000	387,000	390,000	407,000	410,000	422,000	425,000
75,750	335,000	338,000	370,000	373,000	390,000	393,000	410,000	413,000	425,000	428,000
76,800	338,000	341,000	373,000	376,000	393,000	396,000	413,000	416,000	428,000	431,000
77,850	341,000	344,000	376,000	379,000	396,000	399,000	416,000	419,000	431,000	434,000
78,900	344,000	347,000	379,000	382,000	399,000	402,000	419,000	422,000	434,000	437,000
79,950	347,000	350,000	382,000	385,000	402,000	405,000	422,000	425,000	437,000	440,000
81,000	350,000	353,000	385,000	388,000	405,000	408,000	425,000	428,000	440,000	443,000
82,050	353,000	356,000	388,000	391,000	408,000	411,000	428,000	431,000	443,000	446,000
83,100	356,000	359,000	391,000	394,000	411,000	414,000	431,000	434,000	446,000	449,000
84,150	359,000	362,000	394,000	397,000	414,000	417,000	434,000	437,000	449,000	452,000
85,200	362,000	365,000	397,000	400,000	417,000	420,000	437,000	440,000	452,000	455,000
86,250	365,000	368,000	400,000	403,000	420,000	423,000	440,000	443,000	455,000	458,000
87,300	368,000	371,000	403,000	406,000	423,000	426,000	443,000	446,000	458,000	461,000
88,350	371,000	374,000	406,000	409,000	426,000	429,000	446,000	449,000	461,000	464,000
89,400	374,000	377,000	409,000	412,000	429,000	432,000	449,000	452,000	464,000	467,000
90,450	377,000	380,000	412,000	415,000	432,000	435,000	452,000	455,000	467,000	470,000
92,500	380,000	384,000	415,000	419,000	435,000	439,000	455,000	459,000	470,000	474,000
94,100	384,000	388,000	419,000	423,000	439,000	443,000	459,000	463,000	474,000	478,000
95,700	388,000	392,000	423,000	427,000	443,000	447,000	463,000	467,000	478,000	482,000
97,300	392,000	396,000	427,000	431,000	447,000	451,000	467,000	471,000	482,000	486,000
98,900	396,000	400,000	431,000	435,000	451,000	455,000	471,000	475,000	486,000	490,000
100,500	400,000	404,000	435,000	439,000	455,000	459,000	475,000	479,000	490,000	494,000
102,100	404,000	408,000	439,000	443,000	459,000	463,000	479,000	483,000	494,000	498,000
103,700	408,000	412,000	443,000	447,000	463,000	467,000	483,000	487,000	498,000	502,000
105,300	412,000	416,000	447,000	451,000	467,000	471,000	487,000	491,000	502,000	506,000
106,900	416,000	420,000	451,000	455,000	471,000	475,000	491,000	495,000	506,000	510,000
108,500	420,000	424,000	455,000	459,000	475,000	479,000	495,000	499,000	510,000	514,000
110,100	424,000	428,000	459,000	463,000	479,000	483,000	499,000	503,000	514,000	518,000
111,700	428,000	432,000	463,000	467,000	483,000	487,000	503,000	507,000	518,000	522,000
113,300	432,000	436,000	467,000	471,000	487,000	491,000	507,000	511,000	522,000	526,000
114,900	436,000	440,000	471,000	475,000	491,000	495,000	511,000	515,000	526,000	530,000
116,500	440,000	444,000	475,000	479,000	495,000	499,000	515,000	519,000	530,000	534,000
118,100	444,000	448,000	479,000	483,000	499,000	503,000	519,000	523,000	534,000	538,000
119,700	448,000	452,000	483,000	487,000	503,000	507,000	523,000	527,000	538,000	542,000
121,300	452,000	456,000	487,000	491,000	507,000	511,000	527,000	531,000	542,000	546,000
122,900	456,000	460,000	491,000	495,000	511,000	515,000	531,000	535,000	546,000	550,000
124,500	460,000	464,000	495,000	499,000	515,000	519,000	535,000	539,000	550,000	554,000
126,100	464,000	468,000	499,000	503,000	519,000	523,000	539,000	543,000	554,000	558,000
127,700	468,000	472,000	503,000	507,000	523,000	527,000	543,000	547,000	558,000	562,000
129,300	472,000	476,000	507,000	511,000	527,000	531,000	547,000	551,000	562,000	566,000
130,900	476,000	480,000	511,000	515,000	531,000	535,000	551,000	555,000	566,000	570,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
險料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
585,000	589,000	600,000	604,000	615,000	619,000	630,000	634,000	645,000	649,000	660,000	664,000
589,000	593,000	604,000	608,000	619,000	623,000	634,000	638,000	649,000	653,000	664,000	668,000
593,000	597,000	608,000	612,000	623,000	627,000	638,000	642,000	653,000	657,000	668,000	672,000
597,000	601,000	612,000	616,000	627,000	631,000	642,000	646,000	657,000	661,000	672,000	676,000
601,000	605,000	616,000	620,000	631,000	635,000	646,000	650,000	661,000	665,000	676,000	680,000
605,000	609,000	620,000	624,000	635,000	639,000	650,000	654,000	665,000	669,000	680,000	684,000
609,000	613,000	624,000	628,000	639,000	643,000	654,000	658,000	669,000	673,000	684,000	688,000
613,000	617,000	628,000	632,000	643,000	647,000	658,000	662,000	673,000	677,000	688,000	692,000
617,000	621,000	632,000	636,000	647,000	651,000	662,000	666,000	677,000	681,000	692,000	696,000
621,000	625,000	636,000	640,000	651,000	655,000	666,000	670,000	681,000	685,000	696,000	700,000
625,000	629,000	640,000	644,000	655,000	659,000	670,000	674,000	685,000	689,000	700,000	704,000
629,000	633,000	644,000	648,000	659,000	663,000	674,000	678,000	689,000	693,000	704,000	708,000
633,000	637,000	648,000	652,000	663,000	667,000	678,000	682,000	693,000	697,000	708,000	712,000
637,000	641,000	652,000	656,000	667,000	671,000	682,000	686,000	697,000	701,000	712,000	716,000
641,000	645,000	656,000	660,000	671,000	675,000	686,000	690,000	701,000	705,000	716,000	720,000
645,000	650,000	660,000	665,000	675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000
650,000	655,000	665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000
655,000	660,000	670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000
660,000	665,000	675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000
665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000
670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000
675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000
680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000
685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000
690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000
695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000
700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000
705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000
710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000
715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000
720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000
725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000
730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000
735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000
740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000
745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000
750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000
755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000
760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000
765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000
770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000
775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000
780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000
785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000
790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000
795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000
800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000	875,000	880,000
805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000	865,000	870,000	880,000	885,000
810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000	870,000	875,000	885,000	890,000
815,000円		830,000円		845,000円		860,000円		875,000円		890,000円	

(五)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の勤労控除後の給与の金額から社会保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
132,500	480,000	484,000	515,000	519,000	535,000	539,000	555,000	559,000	570,000	574,000
134,100	484,000	488,000	519,000	523,000	539,000	543,000	559,000	563,000	574,000	578,000
135,700	488,000	492,000	523,000	527,000	543,000	547,000	563,000	567,000	578,000	582,000
137,300	492,000	496,000	527,000	531,000	547,000	551,000	567,000	571,000	582,000	586,000
138,900	496,000	500,000	531,000	535,000	551,000	555,000	571,000	575,000	586,000	590,000
140,500	500,000	504,000	535,000	539,000	555,000	559,000	575,000	579,000	590,000	594,000
142,100	504,000	508,000	539,000	543,000	559,000	563,000	579,000	583,000	594,000	598,000
143,700	508,000	512,000	543,000	547,000	563,000	567,000	583,000	587,000	598,000	602,000
145,300	512,000	516,000	547,000	551,000	567,000	571,000	587,000	591,000	602,000	606,000
146,900	516,000	520,000	551,000	555,000	571,000	575,000	591,000	595,000	606,000	610,000
148,500	520,000	524,000	555,000	559,000	575,000	579,000	595,000	599,000	610,000	614,000
150,100	524,000	528,000	559,000	563,000	579,000	583,000	599,000	603,000	614,000	618,000
151,700	528,000	532,000	563,000	567,000	583,000	587,000	603,000	607,000	618,000	622,000
153,300	532,000	536,000	567,000	571,000	587,000	591,000	607,000	611,000	622,000	626,000
154,900	536,000	540,000	571,000	575,000	591,000	595,000	611,000	615,000	626,000	630,000
156,500	540,000	545,000	575,000	580,000	595,000	600,000	615,000	620,000	630,000	635,000
158,500	545,000	550,000	580,000	585,000	600,000	605,000	620,000	625,000	635,000	640,000
160,500	550,000	555,000	585,000	590,000	605,000	610,000	625,000	630,000	640,000	645,000
162,500	555,000	560,000	590,000	595,000	610,000	615,000	630,000	635,000	645,000	650,000
164,500	560,000	565,000	595,000	600,000	615,000	620,000	635,000	640,000	650,000	655,000
166,750	565,000	570,000	600,000	605,000	620,000	625,000	640,000	645,000	655,000	660,000
169,000	570,000	575,000	605,000	610,000	625,000	630,000	645,000	650,000	660,000	665,000
171,250	575,000	580,000	610,000	615,000	630,000	635,000	650,000	655,000	665,000	670,000
173,500	580,000	585,000	615,000	620,000	635,000	640,000	655,000	660,000	670,000	675,000
175,750	585,000	590,000	620,000	625,000	640,000	645,000	660,000	665,000	675,000	680,000
178,000	590,000	595,000	625,000	630,000	645,000	650,000	665,000	670,000	680,000	685,000
180,250	595,000	600,000	630,000	635,000	650,000	655,000	670,000	675,000	685,000	690,000
182,500	600,000	605,000	635,000	640,000	655,000	660,000	675,000	680,000	690,000	695,000
184,750	605,000	610,000	640,000	645,000	660,000	665,000	680,000	685,000	695,000	700,000
187,000	610,000	615,000	645,000	650,000	665,000	670,000	685,000	690,000	700,000	705,000
189,250	615,000	620,000	650,000	655,000	670,000	675,000	690,000	695,000	705,000	710,000
191,500	620,000	625,000	655,000	660,000	675,000	680,000	695,000	700,000	710,000	715,000
193,750	625,000	630,000	660,000	665,000	680,000	685,000	700,000	705,000	715,000	720,000
196,000	630,000	635,000	665,000	670,000	685,000	690,000	705,000	710,000	720,000	725,000
198,250	635,000	640,000	670,000	675,000	690,000	695,000	710,000	715,000	725,000	730,000
200,500	640,000	645,000	675,000	680,000	695,000	700,000	715,000	720,000	730,000	735,000
202,750	645,000	650,000	680,000	685,000	700,000	705,000	720,000	725,000	735,000	740,000
205,000	650,000	655,000	685,000	690,000	705,000	710,000	725,000	730,000	740,000	745,000
207,250	655,000	660,000	690,000	695,000	710,000	715,000	730,000	735,000	745,000	750,000
209,500	660,000	665,000	695,000	700,000	715,000	720,000	735,000	740,000	750,000	755,000
211,750	665,000	670,000	700,000	705,000	720,000	725,000	740,000	745,000	755,000	760,000
214,000	670,000	675,000	705,000	710,000	725,000	730,000	745,000	750,000	760,000	765,000
216,250	675,000	680,000	710,000	715,000	730,000	735,000	750,000	755,000	765,000	770,000
218,500	680,000	685,000	715,000	720,000	735,000	740,000	755,000	760,000	770,000	775,000
220,750	685,000	690,000	720,000	725,000	740,000	745,000	760,000	765,000	775,000	780,000
223,000	690,000	695,000	725,000	730,000	745,000	750,000	765,000	770,000	780,000	785,000
225,250	695,000	700,000	730,000	735,000	750,000	755,000	770,000	775,000	785,000	790,000
227,500	700,000	705,000	735,000	740,000	755,000	760,000	775,000	780,000	790,000	795,000
229,750	705,000	710,000	740,000	745,000	760,000	765,000	780,000	785,000	795,000	800,000
232,000	710,000円		745,000円		765,000円		785,000円		800,000円	

親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した後の 残額が 710,000 円以下で、且つ、扶養親族 の数が 10 人
じ、別表第一 所得税の簡易税額表に定める金額

	当	該	残	額
		710,000 円超	1,060,000 円未満	
		1,060,000 円以上	2,060,000 円未満	
		2,060,000 円以上	3,060,000 円未満	
		3,060,000 円以上	5,060,000 円未満	
			5,060,000 円以上	

に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける 者であるときは、6,000 円)を、扶養
た金額

8,000 円)

除の金額を控除し、その残額を求める。

会保険料控除及び生命保険料控除を行つた後の金額」欄において(1)により求めた金額の該当する行の「税額」欄に記載
控除が認められるごとに当該金額から 4,000 円 (これらの控除を認められる者が 遺族等援護法の規定による障害年金

みなし、その金額に応じ、別表第一 所得税の簡易税額表により求めた金額 (不具者控除、老年者控除、寡婦 控除

具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる 場合には、(3)の(イ)と同様に計算した 金額)が、その求

順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が 3 人以下で、(イ)に該当するもの及び第 4 順位又は第 4 順位より後順位
は第 3 順位の扶養親族のないもの)については、

の扶養親族についての第十一条の七第二項各号の順位に応じ、同項に規定する扶養控除の金額と 60,000 円との合計額

の簡易税額表により求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる 場合には、(3)の

り求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算し

(六)

上欄によつて税額が求められない場合	(イ)	その年の勤労控除後の給与の金額につき社会保険料控除及び生命保険料控除を行つた金額から、扶養をこえる場合には、その残額から 60,000 円を控除した金額を課税総所得金額とみなし、その金額に依	
		上記の残額が 710,000 円をこえる場合には、当該残額について、次の区分に応じて計算した金額	
		税	額
	(ロ)	当該残額に 45 % を乗じて算出した金額から 87,500 円を控除した金額 当該残額に 50 % を乗じて算出した金額から 140,500 円を控除した金額 当該残額に 55 % を乗じて算出した金額から 243,500 円を控除した金額 当該残額に 60 % を乗じて算出した金額から 396,500 円を控除した金額 当該残額に 65 % を乗じて算出した金額から 649,500 円を控除した金額	
	その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 4,000 円(これらの一親族である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につき 4,000 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除し		

(備考 税額の求め方)

(一) 第四十条第一項の規定の適用を受ける者(二に該当しない者)については、

- (1) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた勤労控除後の給与の金額から、
 - (イ) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (ロ) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (ハ) 申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額(その金額が 8,000 円をこえる場合には、ハを控除した金額を求め、
- (2) 次に、(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数に応じて第十一条の七第一項の規定による扶養控
- (3) (2)の残額が 710,000 円以下である者については、
 - (イ) 扶養親族の数が 10 人以下であるときは、扶養親族の数に応じ「その年の勤労控除後の給与の金額から社
 されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの
 又は遺族年金を受ける者である場合には、6,000 円)を控除した金額)
 - (ロ) 扶養親族の数が 10 人をこえるときは、(2)の残額から 60,000 円を控除した後の金額を課税総所得金額と
 又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)の(イ)と同様に計算した金額)
 が、その求める税額である。
- (4) (2)の残額が 710,000 円をこえる者については、当該残額に応じてこの表の(ロ)の「税額」欄に定める金額(不
 める税額である。

- (二) 第四十条第六項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第 1
 の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が 4 人以上で、(ハ)に該当するもの、第 2 順位の扶養親族のないもの又は
- (1) その者に対する給与所得の収入金額につき、(一)の(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数及びそ
 を控除し、その残額を求める。
 - (2) (1)の残額が 650,000 円以下である者については、当該残額を課税総所得金額とみなし、別表第一 所得税
 (イ)と同様に計算した金額)が、その求める税額である。
 - (3) (1)の残額が 650,000 円をこえる者については、当該残額を課税総所得金額とみなし、第十三条の税率によ
 た金額)が、その求める税額である。

別表第五の附表

(一)

給与の金額		勤労控除 後の給与 の金額	給与の金額		勤労控除 後の給与 の金額	給与の金額		勤労控除 後の給与 の金額	給与の金額		勤労控除 後の給与 の金額	
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		
71,180	円未満	60,500	円未満	95,500	96,000	81,175	141,000	142,000	119,850	191,000	192,000	162,350
71,180	71,500	60,503	96,000	96,500	81,600	142,000	143,000	120,700	192,000	193,000	163,200	
71,500	72,000	60,775	96,500	97,000	82,025	143,000	144,000	121,550	193,000	194,000	164,050	
72,000	72,500	61,200	97,000	97,500	82,450	144,000	145,000	122,400	194,000	195,000	164,900	
72,500	73,000	61,625	97,500	98,000	82,875	145,000	146,000	123,250	195,000	196,000	165,750	
73,000	73,500	62,050	98,000	98,500	83,300	146,000	147,000	124,100	196,000	197,000	166,600	
73,500	74,000	62,475	98,500	99,000	83,725	147,000	148,000	124,950	197,000	198,000	167,450	
74,000	74,500	62,900	99,000	99,500	84,150	148,000	149,000	125,800	198,000	199,000	168,300	
74,500	75,000	63,325	99,500	100,000	84,575	149,000	150,000	126,650	199,000	200,000	169,150	
75,000	75,500	63,750	100,000	101,000	85,000	150,000	151,000	127,500	200,000	201,000	170,000	
75,500	76,000	64,175	101,000	102,000	85,850	151,000	152,000	128,350	201,000	202,000	170,850	
76,000	76,500	64,600	102,000	103,000	86,700	152,000	153,000	129,200	202,000	203,000	171,700	
76,500	77,000	65,025	103,000	104,000	87,550	153,000	154,000	130,050	203,000	204,000	172,550	
77,000	77,500	65,450	104,000	105,000	88,400	154,000	155,000	130,900	204,000	205,000	173,400	
77,500	78,000	65,875	105,000	106,000	89,250	155,000	156,000	131,750	205,000	206,000	174,250	
78,000	78,500	66,300	106,000	107,000	90,100	156,000	157,000	132,600	206,000	207,000	175,100	
78,500	79,000	66,725	107,000	108,000	90,950	157,000	158,000	133,450	207,000	208,000	175,950	
79,000	79,500	67,150	108,000	109,000	91,800	158,000	159,000	134,300	208,000	209,000	176,800	
79,500	80,000	67,575	109,000	110,000	92,650	159,000	160,000	135,150	209,000	210,000	177,650	
80,000	80,500	68,000	110,000	111,000	93,500	160,000	161,000	136,000	210,000	211,000	178,500	
80,500	81,000	68,425	111,000	112,000	94,350	161,000	162,000	136,850	211,000	212,000	179,350	
81,000	81,500	68,850	112,000	113,000	95,200	162,000	163,000	137,700	212,000	213,000	180,200	
81,500	82,000	69,275	113,000	114,000	96,050	163,000	164,000	138,550	213,000	214,000	181,050	
82,000	82,500	69,700	114,000	115,000	96,900	164,000	165,000	139,400	214,000	215,000	181,900	
82,500	83,000	70,125	115,000	116,000	97,750	165,000	166,000	140,250	215,000	216,000	182,750	
83,000	83,500	70,550	116,000	117,000	98,600	166,000	167,000	141,100	216,000	217,000	183,600	
83,500	84,000	70,975	117,000	118,000	99,450	167,000	168,000	141,950	217,000	218,000	184,450	
84,000	84,500	71,400	118,000	119,000	100,300	168,000	169,000	142,800	218,000	219,000	185,300	
84,500	85,000	71,825	119,000	120,000	101,150	169,000	170,000	143,650	219,000	220,000	186,150	
85,000	85,500	72,250	120,000	121,000	102,000	170,000	171,000	144,500	220,000	221,000	187,000	
85,500	86,000	72,675	121,000	122,000	102,850	171,000	172,000	145,350	221,000	222,000	187,850	
86,000	86,500	73,100	122,000	123,000	103,700	172,000	173,000	146,200	222,000	223,000	188,700	
86,500	87,000	73,525	123,000	124,000	104,550	173,000	174,000	147,050	223,000	224,000	189,550	
87,000	87,500	73,950	124,000	125,000	105,400	174,000	175,000	147,900	224,000	225,000	190,400	
87,500	88,000	74,375	125,000	126,000	106,250	175,000	176,000	148,750	225,000	226,000	191,250	
88,000	88,500	74,800	126,000	127,000	107,100	176,000	177,000	149,600	226,000	227,000	192,100	
88,500	89,000	75,225	127,000	128,000	107,950	177,000	178,000	150,450	227,000	228,000	192,950	
89,000	89,500	75,650	128,000	129,000	108,800	178,000	179,000	151,300	228,000	229,000	193,800	
89,500	90,000	76,075	129,000	130,000	109,650	179,000	180,000	152,150	229,000	230,000	194,650	
90,000	90,500	76,500	130,000	131,000	110,500	180,000	181,000	153,000	230,000	231,000	195,500	
90,500	91,000	76,925	131,000	132,000	111,350	181,000	182,000	153,850	231,000	232,000	196,350	
91,000	91,500	77,350	132,000	133,000	112,200	182,000	183,000	154,700	232,000	233,000	197,200	
91,500	92,000	77,775	133,000	134,000	113,050	183,000	184,000	155,550	233,000	234,000	198,050	
92,000	92,500	78,200	134,000	135,000	113,900	184,000	185,000	156,400	234,000	235,000	198,900	
92,500	93,000	78,625	135,000	136,000	114,750	185,000	186,000	157,250	235,000	236,000	199,750	
93,000	93,500	79,050	136,000	137,000	115,600	186,000	187,000	158,100	236,000	237,000	200,600	
93,500	94,000	79,475	137,000	138,000	116,450	187,000	188,000	158,950	237,000	238,000	201,450	
94,000	94,500	79,900	138,000	139,000	117,300	188,000	189,000	159,800	238,000	239,000	202,300	
94,500	95,000	80,325	139,000	140,000	118,150	189,000	190,000	160,650	239,000	240,000	203,150	
95,000	95,500	80,750	140,000	141,000	119,000	190,000	191,000	161,500	240,000	241,000	204,000	

(二)

給与の金額		勤労控除 後の給与 の金額	給与の金額		勤労控除 後の給与 の金額	給与の金額		勤労控除 後の給与 の金額	給与の金額		勤労控除 後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
241,000	242,000	204,850	256,000	257,000	217,600	271,000	272,000	230,350	286,000	287,000	243,100
242,000	243,000	205,700	257,000	258,000	218,450	272,000	273,000	231,200	287,000	288,000	243,950
243,000	244,000	206,550	258,000	259,000	219,300	273,000	274,000	232,050	288,000	289,000	244,800
244,000	245,000	207,400	259,000	260,000	220,150	274,000	275,000	232,900	289,000	290,000	245,650
245,000	246,000	208,250	260,000	261,000	221,000	275,000	276,000	233,750	290,000	291,000	246,500
246,000	247,000	209,100	261,000	262,000	221,850	276,000	277,000	234,600	291,000	292,000	247,350
247,000	248,000	209,950	262,000	263,000	222,700	277,000	278,000	235,450	292,000	293,000	248,200
248,000	249,000	210,800	263,000	264,000	223,550	278,000	279,000	236,300	293,000	294,000	249,050
249,000	250,000	211,650	264,000	265,000	224,400	279,000	280,000	237,150	294,000	295,000	249,900
250,000	251,000	212,500	265,000	266,000	225,250	280,000	281,000	238,000	295,000	296,000	250,750
251,000	252,000	213,350	266,000	267,000	226,100	281,000	282,000	238,850	296,000	297,000	251,600
252,000	253,000	214,200	267,000	268,000	226,950	282,000	283,000	239,700	297,000	298,000	252,450
253,000	254,000	215,050	268,000	269,000	227,800	283,000	284,000	240,550	298,000	299,000	253,300
254,000	255,000	215,900	269,000	270,000	228,650	284,000	285,000	241,400	299,000	300,000	254,150
255,000	256,000	216,750	270,000	271,000	229,500	285,000	286,000	242,250	300,000円以上		給与の金額 から45,000 円を控除し た金額

(備考 勤労控除後の給与の金額の求め方) 給与所得の収入金額に依り「給与の金額」欄に該当する行を求め、「勤労控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての勤労控除後の給与の金額である。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
- 2 この附則において「新法」とは、この法律による改正後の所得税法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の所得税法をいう。
- 3 この附則において特別の定めのあるものを除く外、新法の規定（新法第三十条の二の規定を除く。）は、昭和二十八年分以後の所得税について適用し、昭和二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 4 新法第一條第四項、第五條第一項第一号、同條第二項、第六條第七号及び第八号、第九條第二項第二号及び第四号、第十八條第二項、第三十七條並びに同法第六十一條の二の規定は、株式の消却、資本の減少、出資の減少、退社、脱退又は合併に因り株式、社員又は出資者が取得する財産については、昭和二十八年四月一日以後に、株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議、退社、脱退又は合併があつた場合にこれらの事由に因り株式、社員又は出資者が取得する財産について適用し、同日前にこれら事由があつた場合においてこれらの事由に因り株式、社員又は出資者が取得する財産については、なお従前の例による。
- 5 新法第六條第六号及び第九條第二項第三号の規定は、昭和二十八年四月一日以後に解散した法人又はこの法律施行の際清算中の法人（昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。）で、昭和二十八年四月一日前に残余財産の分配をしていないもの若しくは同日前に分配した残余財産の額が、当該法人の解散の時にける資本又は出資の金額の合計額、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の規定による再評価額（同法第百四條の規定により再評価額立金を取りくずした場合には、その取りくずした金額を控除した金額）並びに法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九條の二から第九條の四までの規定により益金に算入されなかつたもの及び同法第九條の五第一項に規定する合併減資益金で留保した金額の合計額をこえていないものから、その解散に因り残余財産の分配として同年一月一日以後株式、社員又は出資者が取得する財産について適用し、同年四月一日前に解散したその他の法人からその解散に因り同年一月一日以後に残余財産の分配として株式、社員又は出資者が取得する財産については、なお従前の例による。
- 6 新法第六條第五号及び第十号並びに第九條第二項第一号及び第五号の規定は、昭和二十八年一月一日以後において生じた所得又は損失で有価証券（新法第六條第五号に規定する有価証券をいう。）の譲渡又は証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因るもの（前二項の規定により従前の例によることとされる旧法第十條の二の規定によつて譲渡所得とみなされるものを含む。）について、適用する。

7 新法第九条の二第三項の規定の適用については、昭和二十七年分以前の山林所得及び譲渡所得は、新法第十四条第一項に規定する変動所得とみなす。

8 新法第十一条の五の規定は、昭和二十六年十二月三十一日以前に支払うべきであつた社会保険料については、適用しない。

9 昭和二十五年分から昭和二十七年分までの各年分の旧法第十四条第一項に規定する変動所得について同項の規定の適用があつた場合においてその変動所得のうち同条第二項に規定する乙種変動所得があつたとき（昭和二十五年分及び昭和二十六年分の旧法第十四条第二項に規定する乙種変動所得について同条第一項の規定の適用があつた場合においては、当該乙種変動所得につき昭和二十七年分の所得税について旧法第十四条の二第二項の規定の適用があつたときに限る。）においては、新法第十四条の二第二項の規定の適用については、当該乙種変動所得を新法第十四条第一項の変動所得とみなす。

10 新法第十五条の八の規定は、昭和二十八年一月一日以後外国において課せられた所得税に相当する税額について適用する。

11 新法第一条第二項第三号、同条第四項、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第三十七條、第四十一条並びに第四十二条第三項の規定は、附則第四項又は第五項の規定の適用がある場合を除く外、昭和二十八年四月一日以後に支払を受けるべき所得（無記名債券の利

子、無記名株式の配当、無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益及び無記名の証券投資信託の受益証券につき受ける収益の分配については、同日以後に支払を受けるもの）について適用する。

12 昭和二十八年年において純損失の金額がある場合における新法第三十六条の規定の適用については、旧法の規定により計算した昭和二十七年分の課税総所得金額（同年分の所得税について、旧法第十四条第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額、旧法第十四条の二第一項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額。以下本項に同じ。）に対し旧法第十三条から第十四条の二までの規定により計算した所得税額（旧法第十五条の規定の適用がある場合には、同条の規定による所得税額。以下本項において同じ。）当該課税総所得金額から純損失の金額の全部又は一部を控除して旧法第十三条から第十四条の二までの規定により計算した所得税額との差額（旧法の規定により計算した同年分の総所得金額につき旧法第十一条の三から第十五条の七まで及び第二十八条又は第三十三条第三項の規定により計算した税額をこえる場合には、当該税額）に相当する金額を新法第三十六条第一項の規定により還付の請求をなすことができる所得税額とし、当該課税総所得金額を同条第二項の規定により記載すべき課税総所得金額とする。

13 新法第三十八条及び第三十九条の二の規定は、昭和二十八年四月一日以後の支給に係る給与所得及び退職所得について適用し、同日以前の支給に係る給与所得及び退職所得については、なお従前の例による。

14 昭和二十八年一月一日以後この法律施行前旧法第三十九条第一項又は第二項の規定により申告書を提出した者は、この法律施行の際その者と生計を一にする他の納税義務者がある場合には、その者及び当該他の納税義務者のすべてと生計を一にする扶養親族がすべて一の納税義務者の扶養親族である場合を除き、命令で定めるところにより、この法律施行後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、これらの扶養親族がすべて一の納税義務者の扶養親族であることとするため、新法第三十九条第二項の規定に準じて申告書を提出しなければならぬ。但し、新法第八条第一項後段但書の規定の適用がある場合には、その規定によることができる。この場合において、その者は、同日までに新法第十一条の七第二項の規定の適用をうける旨及び当該扶養親族について同項各号の順位を記載した申告書を提出しなければならぬ。

15 前項本文の規定により当該申告書が提出された場合においては、当該申告書を提出した者が旧法第三十九条第一項の規定により提出した申告書の記載事項は、前項本文の規定による申告書に記載されたところにより変更されたものと

みなし、同項但書の規定により申告書が提出された場合においては、当該申告書に記載された事項が、当該申告書を提出した者の旧法第三十九条第一項の規定により提出した申告書に記載されたものとみなす。

16 新法第四十条の規定は、その年最後に給与の支払をなす日が、昭和二十八年四月一日以後である場合について適用し、その日が同日以前である場合については、なお従前の例による。

17 新法第四十三条第三項の規定は、昭和二十八年四月一日以後所得税額の還付又は充当をする場合について適用する。

18 新法第五十五条第四項（新法第五十六条第三項、第五十七条第六項及び第五十七条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第七項（新法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和二十八年四月一日以後納付し、又は徴収される利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額について適用する。

19 新法第六十一条の四の規定は、証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因り又は元本の追加償還をなしたる証券投資信託につき昭和二十八年四月一日以後証券投資信託の収益の分配をなす場合について適用し、これらの事由に因り同年一月一日以後同年三月三十一日までの間に証券投資信託の収益の分配をした場合においては、当該収益の分配

を受けた者から請求があつた場合に限り、同条に規定する法人は、同条の規定に準じ通知しなければならぬ。

20 新法第六十二条の規定は、昭和二十八年四月一日以後提出又は交付される源泉徴収票について適用する。

21 新法第六十七条第三項及び第六十七条の二の規定は、昭和二十八年三月三十一日までに死亡した者又は同日以前にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなつた者の昭和二十八年分の所得税で、同日以前に生じた所得に係るものについては、適用しない。

22 この法律施行前昭和二十八年分の所得税につき旧法第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき旧法第四十六条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律施行前旧法第四十六条第五項において準用する同条第一項から第三項までの規定又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和二十八年五月三十一日までに、政府に対し、更正の請求をなすことができる。

23 新法第二十七条第七項及び第八項並びに新法第六章の規定の適用については、前項の規定による更

正の請求は、新法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなす。

24 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第五十七條の二第一項から第三項まで又は第六十二條の四第一項」を「又は第五十七條の二第一項から第三項まで」に、「重加算税額又は加算税額」を「又は重加算税額」に改め、同條第二項中「同法第十四條第二号」を「同項第一号」に改める。

第三條第二項及び第三項中「第三十八條第一項」を「第三十八條第一項若しくは第四項」に、「同項」を「これらの項」に改める。

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「法令による公団、連合国軍人等住宅公社」を削り、同條第三号中「及び船舶管理委員会」を削り、同條に次の一号を加える。

六 前各号に掲げる法人のこの法律の施行地外にある資産又は事業から生ずる所得について法人税に相当する税を課さない外国に本店又は主たる事務所を有する法人で前各号に掲げる法人のうちいずれか一に準ずるものとして命令の定めるところにより

大蔵大臣が指定したもの
第五條第一項第五号中「牧野組

合」を削り、同項に次の一号を加える。

八 前各号に掲げる法人のこの法律の施行地外にある資産又は事業から生ずる所得（収益事業から生ずる所得を除く。）について法人税に相当する税を課さない外国に本店又は主たる事務所を有する法人で前各号に掲げる法人のうちいずれか一に準ずるものとして命令の定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

第五條の二中「清算中の各事業年度において」を「清算中に」に改める。
第五條の三「法人の積立金」を「法人の清算所得及び積立金」に、「各事業年度の積立金」を「清算所得及び各事業年度の積立金」に改める。

第七條の二第二項中「第十七條第一項第二号」を「第十七條第一項第三号」に改め、同條の次に次の一条を加える。

第七條の三 資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の法人が当該収益を享受する場合においては、当該収益については、法人税は、その収益を享受する法人に對して、これを課するものとする。

第八條中「積立金の金額」の下に「並びに清算所得の金額」を加える。
第九條第七項中「第九條の九」を「第九條の十」に改める。

第九條の五第一項中「出資の金額」を「出資の金額」と合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し合併に因り交付した金銭の額との合計額」に改める。

第九條の六第一項を次のように改める。
法人が各事業年度において内国法人から利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配（証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因る収益の分配又は元本の追加償還をなすもの）を証券投資信託の収益の分配については、内国法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額の分配に限る。以下同じ。）を受けた場合に

り受けた金額（これらの元本たる株式、出資又は受益証券を取得するために要した負債の利子があるときは、当該金額から当該利子の額を控除した金額）は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第九條の六第二項各号列記以外の部分中「前項」を「この法律」に改め、同項第一号中「積立金額から成る部分に對する金額」を「資本又は出資の金額、資本積立金額（第九條の二乃至第九條の四の規定により益金に算入されなかつた金額及び前條第一項に規定する合併減資益金のうち留保した金額をいう。以下同じ。）及び再評価積立金額（資産再評価法の規定による再評価積立金額をいう。以下同じ。）の合計額から成る部分の金額以外の金額」に改め、同項第二号中「解散の時における積立金額（剰余財産の分配として他の法人の株式又は出資を取得する場合に、当該積立金額のうち、当該他の法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとし、清算中の各事業年度において当該積立金に對して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額とするものとする。）から成る部分に對する金額」を「資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額から成る部分の金額以外の金額」に改め、同項第三号中「積立金額で合併法人に引き継がれなかつたものから成る部分に對する部分の金額」を「資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額から成る部分の金額以外の金額」に改め、同條第四項

中「当該各号に掲げる積立金」を「株式の消却若しくは資本の減少、退社、脱退若しくは出資の減少の行われた法人又は残余財産の分配をなす法人の資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額」に改める。

第九條の九中「第二十六條の五第一項」及び第二十六條の五第一項、第二十六條の六第一項又は第二十六條の七第一項に、「及び過誤納」を並びに過誤納」に改め、同條の次に次の一条を加える。

第九條の十 法人が各事業年度において支出した交際費等の額のうち、命令の定めるところにより計算した金額をこえる部分の金額の二分の一に相當する金額は、第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入しない。

前項の交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に關係のある者等の接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（もつぱら従業員の慰安のために行われる運動會、演藝會、旅行等のために通常要する費用その他命令で定める費用を除く。）をいう。

第十條中「又は所得税法の臨時條例に関する法律第十九條第一項」を削り、同條の次に次の二條を加える。

第十條の二 法人が各事業年度において、内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九條の六第二項第二号

又は第三号に掲げる金額に該当する金額がある場合においては、その該当する金額の百分の二十五に相当する金額は、命令の定めるところにより、当該事業年度の所得に対する法人税額から、これを控除する。

第十条の三 この法律の施行地外にある資産又は事業を有する内国法人が、当該資産又は事業から生じた所得（以下外国から生じた所得という。）についてその所在地の法令により課せられる法人税に相当する税（以下外国の法人税という。）を納付することとなる場合においては、命令の定めるところにより、当該外国から生じた所得についての外国の法人税の課税上の計算期間内に生じた当該法人の所得のうち、当該外国から生じた所得に相当するものとして命令の定めるところにより計算した部分の金額に對し、当該法人の区分に應じ第七條第一項第一号の税率を乗じて算出した金額を限度として、当該外国の法人税の額を当該計算期間の末日を含む事業年度の所得に對する法人税額から控除する。

前項に規定する外国の法人税の額は、法人の各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。第十一條中「第九條の九を」第九條の十に改める。第十二條の次に次の三條を加える。第十二條の二 法人の清算所得は、左に掲げる金額による。一 法人が解散した場合において、その残余財産の価額が、解散当時の資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額（清算中に資産再評価法第四條の規定により再評価積立金を取りくずした場合には、その取りくずした金額を控除した金額）の合計額（以下解散当時の資本金額等という。）をこえる場合のそのこえる金額

二 法人が合併した場合において、合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し交付する株式又は出資の価額の総額及び金銭の総額の合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額（合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合は、一の被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に對し株式の割当又は出資の引当をしなかつたときは、その割当又は引当をしなかつた株式又は出資に對應するこれらの金額を控除した金額）をこえる場合のそのこえる金額のうち、被合併法人の合併当時の資本積立金額及び再評価積立金額以外の金額から成る部分の金額

前項第二号に規定する場合において被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資の価額は、同項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。但し、合併法人が合併に因り無額面株式を発行したときは、当該株式の価額は、当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合においては、当該法人の設立の時ににおける資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の總数で除して計算した金額による。

法人が清算中において納付した又は納付すべき法人税額（解散の日を含む事業年度以前の事業年度の法人税額、清算中の各事業年度の積立金に對する法人税額及び第四十二條の規定による利子税額に相當する法人税額を除く。）若しくはその法人税額に係る地方税法の規定による市町村民税額若しくは清算所得に對する事業税額又は再評価税額は、これを残余財産の価額に算入する。

法人が清算中になした寄附金の額は、命令で定めるものの金額を除く外、これを残余財産の価額に算入する。

第九條第七項の規定は、第一項の清算所得の計算について、これを準用する。第十二條の三 法人が清算中において所得税法第十八條の規定により納付した所得税額は、命令の定めるところにより、清算所得に對する法人税額から、これを控除する。

前項の場合において控除すべき所得税法第十八條の規定により納付した所得税額は、法人の清算所得の計算上、これを残余財産の価額に算入する。第二十六條の八第一項の規定により還付される所得税額についても同様とする。

第十二條の四 法人が清算中において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九條の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当する金額がある場合においては、その該当する金額の百分の二十五に相當する金額は、命令の定めるところにより、清算所得に對する法人税額から、これを控除する。

前項の場合において控除すべき金額は、法人の清算所得の計算上、これを残余財産の価額に算入する。第二十六條の八第一項の規定により還付される金額についても同様とする。第十七條第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。二 清算所得

第九條第六項に掲げる法人清算所得金額のうち、解散若しくは合併の時ににおける積立金額（清算中の各事業年度において当該積立金額に對して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額）又は清算中に生じた所得で法人税を課せられないものの金額から成る部分の金額（以下積立金及び非課税所得から成る部分の金額という。） 百分の二十

清算所得金額のうち積立金及び非課税所得から成る部分の金額以外の金額 百分の四十六

第十七條第二項中「前項第二号」を「第一項第三号」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。前項第二号の場合において、清算中に生じた所得で法人税を課せられないものの金額とは、左に掲げる金額の合計額をいう。一 第六條第一項に規定する重要財産の製造、採掘又は採取の業務から生じた所得の金額のうち、解散の日から同條の規定による免除期間満了の日（残余財産確定の日がその日前であるときは、残余財産確定の日）までの間に生じた所得の金額

二 清算中において内国法人から受けた第九條の六第一項に規定する利益の配当等に因り受けた金額からこれらの元本たる株式、出資又は受益証券を取得するために要した負債の利子の額を控除した金額

人税額（第四十二条の規定による
る利子税額を除く。）の金額

第十八条第六項、第十九条第一項
及び第二十条第一項中「及び第九条」
を「、第九条乃至第十二条及び第十
三条」に改める。

第二十二條第一項中「各事業年度
の法人税」を「各事業年度の積立金に
対する法人税」に改め、同条の次に
次の四條を加える。

第二十二條の二 清算中の法人は、
その清算中に事業年度が終了した
場合においては、当該事業年度の
所得を解散してない法人の所得
とみなして当該事業年度につき第
六条及び第九条乃至第九條の九並
びに第十條、第十一條の二、第十二
條及び第十七條第一項第一號の規
定により当該事業年度の課税標準
たる所得金額及び当該所得に對す
る法人税額を計算し、その税額が
あるときは、第十八条乃至第二十
一條の規定にかかわらず、前条に
規定するものの外、当該事業年度
終了の日から二箇月以内（当該期
間内に残余財産の最後の分配が行
われるときは、その行われる日の
前日まで）に、当該事業年度の所
得金額及び当該所得に對する法人
税額を記載した申告書を政府に提
出しなければならない。

前項の申告書には、命令の定め
るところにより、当該事業年度終
了の日における財産目録及び貸借
対照表、当該事業年度の収支の計
算に關する明細書、当該事業年度
の所得金額の計算に關する明細書
並びに当該所得に對する法人税額
の計算に關する明細書を添附しな
ければならない。

ければならない。

前二項の規定は、清算中の法人
に清算中の各事業年度について第
一項の法人税額のない場合につい
て、これを準用する。

第二十二條の三 清算中の法人は、
残余財産のうち解散当時の資本金
額等をこえる部分を分配しよう
とするときは、残余財産の全部の分
配をなす場合を除く外、分配のつ
ど、分配の日の前日までに、その
こえる部分の金額を清算所得金額
とみなして計算した課税標準たる
清算所得金額及び当該清算所得に
對する法人税額を記載した申告書
を政府に提出しなければならない。

前項の申告書は、第十七條第一
項第二號に規定する清算所得の区
分にかかわらず、まず、当該配分
の時に對する積立金額の範囲内に
おいて積立金及び非課税所得から
成る部分の金額に相當する残余財
産を分配し、後に積立金及び非課
税所得から成る部分の金額以外の
金額に相當する残余財産を分配す
るものとみなして計算する場合の
清算所得に對する法人税額を記載
するものとする。

第一項の規定による申告書に
は、命令の定めるところにより、
解散の時に對する貸借対照表、残
余財産分配の時に對する財産目録
及び貸借対照表その他清算に關す
る計算書並びに当該清算所得金額
の計算に關する明細書及び当該清
算所得に對する法人税額の計算に
關する明細書を添附しなければな
らない。

第二十二條の四 納税義務がある清
算中の法人は、残余財産が確定し
た場合においては、その確定した
日から一箇月以内（当該期間内に
残余財産の最後の分配が行われる
ときは、その行われる日の前日ま
で）に、清算所得金額及び当該清
算所得に對する法人税額を記載し
た申告書を政府に提出しなければ
ならない。

前条第三項の規定は、前項の規
定により申告書を提出する場合に
ついて、これを準用する。

前二項の規定は、清算中の法人
に清算所得について納付すべき法
人税のない場合について、これを
準用する。

第二十二條の五 合併法人は、合併
の日から二箇月以内に、被合併法
人の清算所得金額及び当該清算所
得に對する法人税額を記載した申
告書を政府に提出しなければならない。

前項の申告書には、命令の定め
るところにより、被合併法人の合
併の時に對する貸借対照表その他
合併に關する書類、合併に因り承
継した資産の明細書並びに当該清
算所得金額の計算に關する明細書
及び当該清算所得に對する法人税
額の計算に關する明細書を添附し
なければならない。

前二項の規定は、被合併法人に
清算所得について納付すべき法人
税のない場合について、これを準
用する。

第二十三條第一項中「又は前条第
一項」を「、第二十二條第一項、第二
十二條の二第一項、第二十二條の三

第一項、第二十二條の四第一項又は
前条第一項」に改め、同条第三項中
「又は第二十二條第三項」を「、第二
十二條第三項、第二十二條の二第三
項、第二十二條の四第三項又は前条
第三項」に改める。

第二十五條第二項中「及び積立金」
を「及び積立金並びに清算所得」に改
め、同条第三項中「二十日以内」を
「二箇月以内」に改め、同条第七項第
四号中「乃至第二十二條」を「乃至第
二十二條の五」に改める。

第二十六條第一項中「又は第二十
二條第一項」を「、第二十二條第一
項、第二十二條の三第一項又は第二
十二條の五第一項」に改め、同条に
次の三項を加える。

第二十二條の二第一項の規定に
よる申告書を提出した法人は、当該
申告書の提出期限内に、当該申告
書に記載した法人税額に相當する
税額の法人税を政府に納付しなけ
ればならない。但し、当該申告書
に係る清算中の事業年度の期間中
に残余財産のうち解散当時の資本
金額等をこえる部分を分配してい
る場合においては、その分配金額が
当該分配の時に對する積立金額を
こえているときは、その納付すべ
き法人税額は、当該申告書に記載
した法人税額からその積立金額を
こえる部分の金額（当該事業年度
の期間中に二回以上分配の時に對
ける積立金額をこえる残余財産の
一部の分配をなしているときは、
当該積立金額をこえる金額の合計
額）に百分の四十二（当該法人が
第九條第六項に掲げる法人である
ときは、百分の三十五）を乗じて
算出した税額に相當する法人税額

を控除した税額とする。

第二十二條の四第一項の規定に
よる申告書を提出した法人は、当
該申告書の提出期限内に、当該申
告書に記載した法人税額に相當す
る税額の法人税を政府に納付しな
ければならない。但し、左の各号
の二に該当する場合においては、そ
の納付すべき法人税額は、当該申
告書に記載した法人税額から左に
掲げる法人税額（左の各号のい
ずれにも該当する場合には、その合
計税額）を控除した税額とする。

一 解散の日から当該申告書提出
の日までに清算中の事業年度が
終了した場合において、当該事
業年度終了後二箇月以内に納付
すべき法人税額があるときは、
その納付すべき税額の合計額

二 解散の日から当該申告書提出
の日までに残余財産の一部を分
配した場合において、その分配
の日の前日までに納付すべき法
人税額があるときは、その納付
すべき税額の合計額

清算中の法人が第一項又は第四
項の規定により納付する第二十二
條の二第一項又は第二十二條の三
第一項の規定による申告書に記載
した法人税額に相當する税額の法
人税は、当該法人が前項の規定に
より納付する法人税の予納として
納付されるものとする。

第二十六條の二第一項中「第二十
一條第一項」の下に「、第二十二條の
二第一項又は第二十二條の四第一
項」を、「前条第三項」の下に「乃至第
五項」を加える。

第二十六條の五第一項中「又は所

得税法の臨時特例に関する法律第十九条第一項」を削り、同条第五項中「その加算すべき」を「その還付すべき」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第二十六条の六 法人が各事業年度において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額で第九條の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額のうち、第十條の二の規定により当該事業年度の所得に対する法人税額から控除することができ、法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、当該事業年度の第十八條若しくは第二十一條の規定による申告書又は第二十三條の規定による申告書で第十八條若しくは第二十一條に規定する事項を記載したもの提出と同時に政府に対し還付の請求をなす場合に限り、政府は、命令の定めるところにより、これを還付する。

前項の規定による還付の請求をしようとする法人は、当該事業年度において内国法人から利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額で第九條の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額、第十條の二の規定により法人税額から控除を受けることができる当該百分の二十五に相当する金額及び当該事業年度の法人税額から控除することができなかつた当該百分の二十五に相当する金額その他命令で定める事項を記載した

申請書を政府に提出しなければならない。

前条第三項乃至第六項の規定は、第一項の規定により還付する場合について、これを準用する。

第二十六条の七 内国法人がこの法律の施行地外にある資産又は事業の所得について納付することとなる外国の法人税の額のうち、第十條の三の規定により当該所得についての外国の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除することができ、法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、当該事業年度の第十八條若しくは第二十一條の規定による申告書又は第二十三條の規定による申告書で第十八條若しくは第二十一條に規定する事項を記載したもの提出と同時に政府に対し還付の請求をなす場合に限り、政府は、命令の定めるところにより、当該控除することができなかつた税額に相当する法人税額を還付する。

前項の規定による外国の法人税の額の還付の請求をしようとする法人は、この法律の施行地外にある資産又は事業の所得について納付することとなる外国の法人税の額、第十條の三の規定により法人税額から控除を受けることができる外国の法人税の額及び当該所得についての外国の法人税の課税上の計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除することができなかつた外国の法人税の額その他命令で定める事項

を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第二十六条の五第三項乃至第六項の規定は、第一項の規定により法人税額を還付する場合について、これを準用する。

第二十六条の八 法人が清算中において、所得税法第十八條の規定により納付した所得税額、内国法人から利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九條の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額又は第二十六條第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額のうち、第十二條の三第一項、第十二條の四第一項又は第二十六條第五項の規定により清算所得に対する法人税額から控除することができ、法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、第二十二條の四の規定による申告書又は第二十三條の規定による申告書で第二十二條の四に規定する事項を記載したもの提出と同時に政府に対し還付の請求をなす場合に限り、政府は、命令の定めるところにより、これを還付する。

前項の規定による法人税額の還付の請求をしようとする法人は、清算中において、所得税法第十八條の規定により納付した所得税額、内国法人から利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額のうち第九條の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する

金額又は第二十六條第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額、第十二條の三第一項、第十二條の四第一項又は第二十六條第五項の規定により清算所得に対する法人税額から控除することができ、所得税額、当該百分の二十五に相当する金額又は法人税額及び清算所得に対する法人税額から控除することができなかつた所得税額、当該百分の二十五に相当する金額又は法人税額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第二十七條第一項中「又は積立金に対する法人税」を「若しくは積立金又は清算所得に対する法人税（清算中に終了した事業年度に係る法人税及び残余財産の一部の分配に因り納付すべき法人税を含む）」に改める。

第三十一條の二第一項中「、第二十一條又は第二十二條」を「又は第二十一條乃至第二十二條の五」に改める。

第三十一條の三に次の一項を加える。

前項の規定は、三以上の支店、工場その他の事業所を有する法人で、その事業所の二分の一以上に当る事業所につき、当該事業所の所長、主任その他の当該事業所に係る事業の主事者又は当該主事者の親族その他の当該主事者と命令で定める特殊の関係のある個人（以下所長等という。）が前に当該事業所において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当

該所長等の有する株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の二分の一以上に相当するものの行為又は計算で、これを容認した場合においては法人税の負担を不当に減少させる結果となることを認められるものがある場合について、これを準用する。

第四十二條第一項第三号中「又は第二十二條第一項」を「第二十二條第一項、第二十二條の二第一項、第二十二條の三第一項、第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項に改め、同条第四項中前三項の下に「及び第七項」を加え、「百円」を「三百円」に改め、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第一項又は前項の利子税額の計算の基礎となる法人税額又は追徴税額（法人税額又は追徴税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額の全額）が十萬円未満で、且つ、その計算の基礎となる期間の総日数が百八十日未満であるときは、第一項の規定により納付すべき利子税額又は前項の規定により徴収する利子税額は、第一項乃至第三項及び前項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる法人税額又は追徴税額及び期間に応じ、命令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

前項に規定する簡易利子税額表に掲げる金額は、第一項乃至第三項及び第六項の規定により計算し

た利子税額の範囲内で、これを定める。

第四十三條第一項及び第二項並びに第四十三條の二第一項及び第二項中「乃至第二十二條」を「乃至第二十二條の五」に改める。

第四十六條の五を次のように改める。

第四十六條の五 外国法人がこの法律の施行地に支店、工場その他の事業所を有しないときは、この法律による申告書の提出、納税その他法人税に関する一切の事項を処理させるため、内国法人若しくはこの法律の施行地に事業所を有する外国法人又はこの法律の施行地に住所を有する個人のうちから納税管理人を定め、政府に申告しなければならぬ。命令で定める場合を除く外、外国法人がこの法律の施行地に事業所を有しないこととなることも同様とする。

第四十八條第一項中「若しくは第二十二條第一項」を「第二十二條第一項、第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項」に改める。

第四十八條の二中「又は第二十二條第一項」を「第二十二條第一項、第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改める。

第四十九條第一項中「又は第二十二條第一項」を「第二十二條第一項、第二十二條の四第一項、第二十二條の五第一項」に改める。

「に虚偽の記載」を「第二十二條の二第一項の規定による申告書(第二十三條第一項の規定による申告書で第二十二條の二第一項に規定する事項を記載したものを含む。)又は第二十二條の三第一項の規定による申告書

書(第二十三條第一項の規定による申告書で第二十二條の三第一項に規定する事項を記載したものを含む。)に虚偽の記載」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第四條、第五條第一項、第九條の五第一項、第九條の九、第九條の十、第十一條及び第三十一條の三第二項の規定は、法人の昭和二十八年四月一日以後終了する事業年度の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

3 新法第五條の三、第八條、第十二條の二、第十二條の三、第十二條の四及び第二十二條、第二十二條の二から第二十二條の五まで、第二十三條、第二十六條、第二十六條の二、第二十六條の八(第二十六條第五項第一号及び第二号に掲げる納付すべき税額の合計額に関する部分に限る)、第二十七條第一項、第三十一條の二第二項、第四十二條第一項、第四十三條及び第四十三條の二の規定は、法人のこの法律施行の日以後における合併に因る清算所得に対する法人税並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の際清算中の法人(昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。)で、解散の日以後この法律施行の日の前日までに残余財産の分配をなしていないもの又は当該期間内における残余財産の分配額が当該法人の新法第十二條の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの法人税の課税については、なお従前の例による。

4 昭和二十五年四月一日以後この法律施行の日前に解散し、且つ、同日前に清算中の事業年度の一以上が終了している法人がこの法律施行後において残余財産の一部を分配する場合における新法第二十二條の三第二項の規定の適用については、当該分配金額のうち、解散の日からこの法律施行の日までに終了した各事業年度の所得の金額の合計額から成る部分の金額は、新法第十七條第一項第二号に掲げる積立金及び非課税所得から成る部分の金額以外の金額とみなす。

5 新法第九條の六第一項の規定中利益の配当又は剰余金の分配する部分は、法人が昭和二十八年三月一日以後取得したこれらの元本たる株式又は出資に係る利益の配当又は剰余金の分配でこの法律施行の日以後終了する事業年度の収入となるものから適用し、その他の利益の配当又は剰余金の分配については、なお従前の例による。

6 新法第九條の六第一項の規定中証券投資信託の収益の分配に係る部分は、法人が昭和二十八年三月一日以後に分配を受ける証券投資信託の収益の分配でこの法律施行の日以後終了する事業年度の収入となるものから適用し、その他の収益の分配については、なお従前の例による。

7 前項の規定により新法第九條の六第一項の規定の適用を受ける証券投資信託の収益の分配が、当該法人により昭和二十八年三月一日前に取得された受益証券に係るものであるときは、当該収益の分配については、同項中「出資又は受益証券がその利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配」とあるのは、「又は出資がその利益の配当又は剰余金の分配」とし、「出資又は受益証券を所有した期間」とあるのは、「又は出資を所有した期間」と読み替えて同項の規定を適用する。

8 新法第九條の六第二項及び第四項の規定は、法人がこの法律施行の日以後における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の際清算中の法人(昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。)で、解散の日以後この法律施行の日の前日までに残余財産の分配をなしていないもの又は当該期間内における残余財産の分配額が当該法人の新法第十二條の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないもの、この法律施行の日以前における残余財産の分配に因り取得した金銭及び金銭以外の財産の価額について、なお従前の例による。

9 新法第十條の二、第十二條の四、第二十六條の六及び第二十六條の八(利益の配当又は剰余金の分配額が当該法人の新法第十二條の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないもの、この法律施行の日以前における残余財産の分配に因り取得した金銭及び金銭以外の財産の価額について、なお従前の例による。

和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。)で、解散の日以後この法律の施行の日の前日までに残余財産の分配をなしていないもの又は当該期間内における残余財産の分配額が当該法人の新法第十二條の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないもの、この法律施行の日以後における残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額から適用し、法人がこの法律施行の日前における株式の消却、資本若しくは出資の減少、退社若しくは脱退又は合併に因り取得した金銭及び金銭以外の財産の価額並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の際清算中の法人(昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。)で、解散の日以後この法律施行の日の前日までに残余財産の分配をなしていないもの、この法律施行の日以前における残余財産の分配に因り取得した金銭及び金銭以外の財産の価額について、なお従前の例による。

分配に因り受けた金額のうち新法第九条の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当するものの百分の二十五に相当する金額に関する部分に限る。の規定は、法人がこの法律施行の日以後における法人の合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額で同項第三号に掲げる金額に該当するもの並びに同日以後解散した法人及びこの法律施行の際清算中の法人（昭和二十五年四月一日前解散した法人を除く。）で、解散の日以後この法律施行の日以前までに残余財産の分配をなしていないもの又は当該期間内における残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないもののこの法律施行の日以後における残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額で新法第九条の六第二項第二号に掲げる金額に該当するものから適用し、法人が同日以前における法人の合併に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価額で同項第三号に掲げる金額に該当するもの並びに昭和二十五年四月一日前に解散した法人、同日以後解散した法人でこの法律施行の日前に清算が終了したもの及び昭和二十五年四月一日以後解散した法人でこの法律施行の日以前までの残余財産の分配額が当該法人の新法第十二条の二第一項第一号に規定する解散当時の資本金額等をこえていないものの残余財産の分配に因り取得する金銭及び金銭以外の財産の価

額で新法第九条の六第二項第二号に掲げる金額に該当するものについては、なお従前の例による。
10 新法第十条の三及び第二十六条の七の規定は、法人が法人税法の施行地外にある資産又は事業から生じた所得についてその所在地の法令により課せられて徴付することとなつた法人税に相当する税でその税の課税上の所得の計算期間の末日がこの法律施行の日以後の日であるものから適用する。
11 新法第二十六条の八の規定中所得税額の還付に関する部分は、法人が清算中において所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第十八条の規定により納付した所得税額のうち新法第十二条の三第一項の規定により清算所得に対する法人税額から控除することができなかつたものについて適用する。
12 新法第四十二条第四項（新法第四十三条第四項及び第四十三条の二第四項において適用する場合を含む。）及び第七項の規定は、法人がこの法律施行の日以後納付し、又は徴収される利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について適用する。

13 法人が昭和二十七年一月一日以後に所得税法の臨時特例に関する法律（昭和二十六年法律第二百七十三号）第十九条第一項の規定により納付した所得税額は、新法第十条、第十二条の三、第二十六条の五及び第二十六条の八の規定並びに附則第十一項の規定の適用については、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額とみなす。
富税法を廃止する法律案
富税法を廃止する法律案
富税法（昭和二十五年法律第七十四号）は、廃止する。
附則
1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
2 昭和二十七年分以前の富税法については、なお従前の例による。
3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十條第三項中、「富税法」を削る。
5 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第十四條第二項中「富税法」を削る。
6 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
第一條中「富税法」を削る。
第八條を次のように改める。
7 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第七條を次のように改める。
第七條 削除
第八條及び第九條中「富税法」を削る。

第十條中、第七條を削る。
8 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。
第一條中「富税法（昭和二十五年法律第七十四号）」を削る。
第六條を次のように改める。
第六條 削除
9 租税士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。
第六條中「富税法」を削る。
10 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第三十條第七項第七号中「富税法」を削る。
11 昭和二十七年分以前の富税法については、改正前の所得税法第十四條第三項、改正前の相続税法第十四條第二項、改正前の租税特別措置法第八條、改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條から第十條まで及び改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第六條の規定は、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

目次中「第二章 課税価格、税率及び控除（第十一條―第二十一條）」
第二章 課税価格、税率及び控除
第二節 相続税（第十一條―第二十一條）
第二十一條 贈与税（第二十一條）
第二十一條の六に改める。
第一條の見出しを「相続税の納税義務者」に改め、同條第一号中「相続、遺贈又は贈与」を「相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）」に改め、同條第二号中「遺贈又は贈与」を削り、同條の次に次の一條を加える。
（贈与税の納税義務者）
第一條の二 左に掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。
一 贈与又は遺贈（包括遺贈を除く。以下同じ。）に因り財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの
二 贈与又は遺贈に因りこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの
第二條の見出しを「相続税の課税財産の範囲」に改め、同條第一項及び第二項中「前條」を「第一條」に改め、「遺贈又は贈与」を削り、同條の次に次の一條を加える。
（贈与税の課税財産の範囲）
第二條の二 第一條の二第一号の規定に該当する者については、その者が贈与又は遺贈に因り取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。
2 第一條の二第二号の規定に該当

する者については、その者が贈与又は遺贈に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対して、贈与税を課する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「相続人」を「相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）」に改め、同項第一号中「被相続人の」を「被相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「前項を」とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 相続人が被相続人から遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該相続人が、当該財産を相続に因り取得したものとみなす。

第四条第二項各号列記以外の部分中「遺言によりなされた場合」の下に「又は第四号の条件が委託者の死亡である場合」を加える。

第十条第一項第六号中「株式又は」を「社債（特別の法律により設立された法人又は外国法人の発行する債券を含む。）若しくは株式又は」に、「当該株式」を「当該社債若しくは株式」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 著作権（出版権を含む。）で当該著作権の目的物である著作物が発行されているものについては、当該著作物を発行する営業所又は事業所の所在

第十条第二項中「前項各号に掲げる財産」を「第一項各号に掲げる財産及び前項に規定する財産」に改め、同条第三項中「前二項を」前二項に

改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国債又は地方債は、この法律の施行地にあるものとし、外国又は外国の地方公共団体その他これに準ずるものの発行する公債は、当該外国にあるものとする。

第二章第十一條の前に次の節名を加える。

第一節 相続税

第十一条の見出しを「相続税の課税価格」に改め、同条第一項及び第二項中「遺贈又は贈与及び」その年中におけるこれらの事由に因る財産の取得についてを削り、「その年中においてこれらの事由に因り」を「当該相続に因り」に改め、「合計額をもつて」の下に「相続税の」を加え、同条第三項を削る。

第十二條の見出しを「相続税の非課税財産」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「課税価格」を「相続税の課税価格」に改め、同項第二号中「又は遺贈」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「遺贈又は贈与」を削り、同項を同項第三号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「二十万円」を「三十万円」に改め、同項を同項第四号とし、同項第八号中「被相続人の異なる」とに、「を」を「相続人の取得したに、二十万円」を「三十万円」に、「当該被相続人」を「同様の被相続人」に改め、同項を同項第五号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第五号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三條第四項中「第五号」を「第三号」に、「第三項」を「第二項」に改め、同条第五項を削る。

第十四條第二項中「又は包括遺贈者」を削り、「相続税」の下に「贈与税」を加える。

第十五條第一項中「又は遺贈」を削り、同条第二項を削り、同条第三項但書を削り、同項第一号及び第二号中「第一項」を「前項」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第二項とする。

第十六條第一項中「又は遺贈（扶養義務者からの遺贈に限る。）」を「包括遺贈者が扶養義務者以外の者である場合における包括遺贈を除く。以下本条において同じ。」に、「当該相続又は遺贈」を「当該相続」に改め、同条第二項中「又は遺贈」及び「又は遺贈者」を削り、同条第四項中「又は遺贈」を削り、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改める。

第十七條の見出しを「相続税の基礎控除」に改め、同条本文中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条但書を削る。

第十八條から第二十條までを次のように改める。

（相続税の税率）

第十八條 相続税は、前条の規定による控除後の課税価格を左の各級に区分し、逐次に各税率を適用して算出した金額の合計額により、課する。

二十万円以下の金額	百分の十五
二十万円をこえる金額	百分の二十

五十万円をこえる金額 百分の二十五

百万円をこえる金額 百分の三十

二百万円をこえる金額 百分の三十五

四百万円をこえる金額 百分の四十

七百万円をこえる金額 百分の四十五

千二百万円をこえる金額 百分の五十

二千万円をこえる金額 百分の五十五

三千万円をこえる金額 百分の六十

五千万円をこえる金額 百分の六十五

一億円をこえる金額 百分の七十

（相続開始前二年内に贈与があつた場合の相続税額）

第十九條 相続に因り財産を取得した者が当該相続の開始前二年内に当該相続に係る被相続人から贈与に因り財産を取得したことがある場合には、その者については、当該贈与に因り取得した財産（第二十一条の二第一項から第三項まで及び第二十一条の三の規定により当該取得の日の属する年の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額を、相続税の課税価格とみなし前二条の規定を適用して算出した金額（当該贈与に因り取得した財産の取得につき課せられた贈与税

があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額（第二十一条の六の規定による控除前の税額とし、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を除く。）として政令の定めるところにより計算した金額（以下本条において「贈与税相当額」という。）を控除した金額をもつて、その者の納付すべき相続税額とする。

2 第十五條第二項の規定は、前項の規定により贈与税相当額の控除をする場合について準用する。

（相続税の控除）

第二十條 相続に因り財産を取得した場合において、当該相続（以下本条において「第二次相続」という。）に係る被相続人が第二次相続の開始前十年以内に開始した相続（以下本条において「第一次相続」という。）に因り財産を取得したことがあるときは、当該被相続人から相続に因り財産を取得した者については、その者について前二条の規定により算出した相続税額から、当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産につき課せられた相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。以下第一号において同じ。）に左の各号に掲げる割合を順次乗じて算出した金額に相当する税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

一 第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者（包括受遺者を除く。以下同じ。）の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（相続税又は贈与税の課税価格に算入される部分に限る。）の合計額の当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産の価額（相続税の課税価格計算の基礎に算入された部分に限る。）から当該財産に係る相続税額を控除した金額に対する割合（当該割合が百分の百をこえる場合には、百分の百の割合）

二 第二次相続に係る被相続人から相続に因り取得した財産の価額（相続税の課税価格に算入される部分に限る。）の第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（相続税又は贈与税の課税価格に算入される部分に限る。）の合計額に対する割合

三 第一次相続開始の時から第二次相続開始の時までの期間に相当する年数を十年から控除した年数（当該年数が一年未満であるときは又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）の十年に対する割合

2 前項の場合において、第一次相続に因り財産を取得した者の当該財産に係る相続税額は、第二次相続に係る被相続人から相続に因り取得した財産に係る相続税額について提出すべき申告書の提出期限までに第一次相続に係る相続税として納付した又は納付すべきことが

確定した税額による。

3 第十五条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

第二十一条の見出し中「税額」を「相続税額」に改め、同条第一項中「遺贈又は贈与」を「第二十一条の二第四項に規定する贈与を含む。以下本条において同じ。」に改め、「第十八条」を「前三条」に、「当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額」を「当該相続に因り取得した財産の価額のうち課税価格計算の基礎に算入された部分」に改め、同条第二項中「第三項」を「第二項」に改め、第二章中同条の次に次の一節を加える。

第二節 贈与税

（贈与税の課税価格）

第二十一条の二 贈与又は遺贈に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一条の二第一号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中において取得した財産の価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

2 贈与又は遺贈に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一条の二第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中においてこれらの事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

3 贈与又は遺贈に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一条の二第一号及び第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その者がこの法律の施行地に住所を有していた期間内にこれらの事由に因り取得した財産の価額及びこの法律の施行地に住所を有していなかつた期間内にこれらの事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

4 相続人が相続開始の年において当該相続に係る被相続人から受けた贈与に因り取得した財産の価額で第十九条第一項の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、前三項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格に算入しない。

（贈与税の非課税財産）

第二十一条の三 左に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

一 法人からの贈与に因り取得した財産（第五条又は第六条の規定により贈与に因り取得したものとみなされる財産を除く。）

二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの

三 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが贈与又は遺贈に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の適用を受ける選挙

の事由に因る財産の取得について第一条の二第一号及び第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その者がこの法律の施行地に住所を有していた期間内にこれらの事由に因り取得した財産の価額及びこの法律の施行地に住所を有していなかつた期間内にこれらの事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

4 相続人が相続開始の年において当該相続に係る被相続人から受けた贈与に因り取得した財産の価額で第十九条第一項の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、前三項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格に算入しない。

（贈与税の非課税財産）

第二十一条の三 左に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

一 法人からの贈与に因り取得した財産（第五条又は第六条の規定により贈与に因り取得したものとみなされる財産を除く。）

二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの

三 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが贈与又は遺贈に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の適用を受ける選挙

における公職の候補者が選挙運動に因り贈与に因り取得した金銭、物品その他の財産上の利益で同法第百八十九条の規定による報告がなされたものの

2 第二十一条第二項の規定は、前項第三号に掲げる財産について準用する。

（贈与税の基礎控除）

第二十一条の四 贈与税については、課税価格から十万円を控除する。

（贈与税の税率）

第二十一条の五 贈与税は、前条の規定による控除後の課税価格を左の各級に区分し、逐次に各税率を適用して算出した金額の合計額により、課する。

課税価格	税率
二十万円以下	百分の二十
二十万円をこえる金額	百分の二十五
五十万円をこえる金額	百分の三十
百万円をこえる金額	百分の三十五
二百万円をこえる金額	百分の四十
四百万円をこえる金額	百分の四十五
七百万円をこえる金額	百分の五十
千二百万円をこえる金額	百分の五十五
二千万円をこえる金額	百分の六十
三千万円をこえる金額	百分の七十

（在外財産に対する贈与税額の控除）

第二十一条の六 贈与又は遺贈に因りこの法律の施行地外にある財産を取得した場合において、当該財産についてその地の法令により贈与税に相当する税が課せられたときは、当該財産を取得した者については、その者について前条の規定により算出した贈与税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。但し、その控除すべき税額が、その者について前条の規定により算出した贈与税額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうち占める割合を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額に相当する税額については、当該控除をしない。

2 第十五条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十四条第二項中「確定申告書（第二十八条第四項の規定による確定申告書を除く。）の提出期限（概算申告書を提出すべき場合には、当該申告書の提出期限）」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項に規定する申告書の提出期限」に改める。

第二十七条から第二十九条までを次のように改める。

（相続税の申告書）

第二十七条 相続に因り財産を取得した者は、相続税の課税価格（第十九条第一項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により相続税の課税価格とみなされた

金額」と第十五条及び第十六条の規定により控除を受ける金額との合計額が五十万円をこえるときは、当該相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、課税価格、相続税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出すべき者が当該申告書の提出前に死亡した場合においては、その者の相続人は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る同項の申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 通信、交通の状況その他やむを得ない事由に因り前二項に規定する申告書の提出期限内に申告書を提出することができない者については、政令の定めるところにより、国税庁長官又は税務署長は、その期限を延長することができる。

4 第一項又は第二項の規定による申告書を提出する場合においては、当該申告書に被相続人の死亡の時ににおける財産及び債務、当該

被相続人から相続人又は受遺者が相続又は遺贈に因り取得した財産又は承継した債務の各人ごとの明細その他政令で定める事項を記載した明細書を添附しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定は、当該各項に規定する申告書の提出期限前に第三十六条の規定による決定の通知があつた場合には、適用しない。

（贈与税の申告書）
第二十八条 贈与又は遺贈に因り財産を取得した者は、贈与税の価格が十万円をこえるときは、第二項の規定に該当する場合を除く外、当該遺贈又は贈与に因り財産を取得した年の翌年二月一日から二月末日まで（同年一月一日から二月末日まで）この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、課税価格、贈与税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 遺贈に因り財産を取得した者が当該財産を取得した年の翌年一月一日以後当該遺贈があつたことを知つた場合においては、その者が当該財産の価額を当該財産を取得した年の贈与税の課税価格計算の基礎に算入することにより贈与税の納税義務がある者となつたときは、当該遺贈があつたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る同項の申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 遺贈に因り財産を取得した者が当該財産を取得した年の翌年一月一日以後当該遺贈があつたことを知つた場合においては、その者が当該財産の価額を当該財産を取得した年の贈与税の課税価格計算の基礎に算入することにより贈与税の納税義務がある者となつたときは、当該遺贈があつたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る同項の申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

なるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、前項の申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前条第二項の規定は、左の各号に掲げる場合については準用する。

一 一年の中途において死亡した者がその年一月一日から死亡の日までに贈与又は遺贈に因り取得した財産の価額のうち贈与税の課税価格に算入される部分の合計額が十万円をこえる場合

二 前二項の規定による申告書を提出すべき者が当該申告書の提出前に死亡した場合

4 前条第三項の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限について準用する。

5 前条第五項の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第三項において準用する前条第二項の規定により提出すべき申告書について準用する。

第二十九条 削除
第三十条 第一項中「概算申告書、確定申告書又は最終確定申告書」を「第二十七条又は第二十八条の規定による申告書」に、「前三条」を「第二十七条又は第二十八条」に、「第二十八條第四項又は前条第一項」を「第二十七條第二項（第二十八條第三項に於いて準用する場合を含む。）」に改め、「又は包括受遺者及び又は遺贈者」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第二十七條第四項の規定は、前

項の場合について準用する。

第三十一条 第一項及び第二項中「又は相続税額」を「相続税額又は贈与税額」に改め、同条第三項中「又は包括受遺者及び又は遺贈者」を削り、「相続税額」の下に「又は贈与税額」を加える。

第三十二条 第一項中「若しくは相続税額を、相続税額若しくは贈与税額」に、「又は相続税額を、相続税額又は贈与税額」に改め、同条第二項中「及び相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 贈与税の課税価格計算の基礎に算入した財産のうち第二十一条の二第四項の規定に該当するものがあつたこと。

第三十二条 第三項及び第四項中「又は相続税額」を「相続税額又は贈与税額」に改め、同条第七項中「第二十八條第四項」を「第三項（第二十八條第三項及び第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三十三条 第一項、第二項及び第三項中「相続税額に相当する相続税額」を「相続税額又は贈与税額に相当する相続税額又は贈与税額」に改め、同条第一項但書、同条各号及び同条第二十八條第四項又は第二十九條第一項を「第二十七條第二項（第二十八條第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は包括受遺者及び又は遺贈者」を削り、「当該各項の規定による確定申告書若しくは最終確定申告書又はこれらの申告書」を「同項の規定による申告書又は当該申告書」に、「相続税額」を「相続税額又は贈与税額」に改

め、「又は遺贈者」を削り、「相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、「又は遺贈」を削り、同条第五項及び第六項中「相続税額」の下に「又は贈与税額」を加える。

第三十四条 第一項中「その相続又は遺贈」を「その相続に因り取得した財産に係る相続税又はその遺贈」に、「相続税額」を「贈与税額」に、「当該相続税額」を「当該贈与税額」に、「相続税額」を「贈与税額」に改め、同条第二項中「包括受遺者」を「受遺者」に、「相続税額」を「相続税額又は贈与税額」に改め、同条第三項中「相続税の課税価格計算」を「相続税又は贈与税の課税価格計算」に改め、「（包括遺贈を除く）」を削り、「遺贈又は受遺者若しくは」に改め、「年分の」を削り、「相当する相続税額」の下に「又は当該財産を課税価格計算の基礎に算入した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうち占める割合を乗じて算出した金額に相当する贈与税額」を加え、同条第四項中「相続税額」を「贈与税額」に、「当該相続税額」を「当該贈与税額」に、「相続税額」を「贈与税額」に改める。

第三十五条 第一項中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、同条第二項中「相続税額（第三十三條第一項各号の一に該当する場合）」に改め、同条第三項及び第四項中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、同条第五項第一号中「又は遺贈者」を削り、同条第二号中「第二十八條第二項から第四項まで」を

「第二十七条第二項、第二十八条第二項又は同条第三項第二号に、「同条第一項に規定する確定申告書」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項に規定する申告書に、「同条第六項において準用する第二十七条第二項を「第二十七条第三項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）に改め、同項第三号中「第二十九条第一項を「第二十八条第三項第一号に、「被相続人又は遺贈者」を「同号に規定する者」に改める。

第三十五条の二第二項中「確定申告書、最終確定申告書若しくはこれらの申告書」を「期限内申告書又は当該申告書」に改め、「又は第五十七条第一項の規定による明細書（当該明細書の提出期限後に提出された明細書を含む。）を削り、「これらの申告書又は明細書に係る年分の」を「これらの申告書に係る」に改め、「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、「又は決定」を削り、「確定申告書、最終確定申告書又は第五十七条第一項の規定による明細書」を期限内申告書」に改め、「又は明細書」を削り、「相続税を免れた者の当該相続税」を「相続税又は贈与税を免れた者の当該相続税又は贈与税」に改める。

第三十六条第一項及び第三十七条中「相続税額」の下に「若しくは贈与税額」を加える。

第三十八条を次のように改める。

（延納）
第三十八条 税務署長は、第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は前条

の規定により徴収すべき相続税の追徴税額が一万円をこえる場合においては、納税義務者の申請により、担保を提供させ、五年（相続に因り取得した財産で当該相続税額又は追徴税額の計算の基礎となつたものの価額の合計額のうち不動産、立木その他政令で定める財産の価額の合計額が占める割合が十分の五以上であるときは、十年）以内の年賦延納を許可することができる。この場合において、延納税額が五万円（十年以内の延納を許可することができる場合においては、十万円）未満であるときは、当該延納を許可することができる期間は、延納税額（当該税額に一万円未満の端数があるときは、これを一万円として計算した金額）を一万円で除して得た数に相当する年数をこえることができる。前項の規定により延納を許可する場合において、延納年賦額は、延納税額を延納期間に相当する年数で除して計算した金額（当該金額が一万円未満の場合においては、最終の年賦額を除き、一万円）とする。

3 税務署長は、第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき贈与税額又は前条の規定により徴収すべき贈与税の追徴税額が一万円以上で、且つ、納税義務者について金銭で一時に納付すること困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供させ、五年以内の年賦延納を許可することができる。

4 第一項又は前項の規定により延納を許可することができる相続税額若しくは贈与税額又は追徴税額は、左の各号の一に該当する者が納付する相続税額若しくは贈与税額又はその者から徴収する追徴税額に限る。

一 期限内申告書を提出した者
二 期限後申告書を提出した者で税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認められるもの
三 第三十五条第五項の規定により申告書の提出期限前に決定を受けた者

5 第一項又は第三項の規定による担保の種類は、国債、地方債若しくは不動産その他の政令で定める財産又は税務署長において確実と認める保証人の保証とする。

る事項が前条第一項、第二項及び第四項の規定に該当するときは、当該申請者の提供しようとする担保の種類が同条第五項の規定に該当しない場合を除く外、当該申請を許可しなければならない。但し、税務署長が、当該申請者の提供しようとする担保の種類が適当でないと認めるときは、その変更を求めることができる。この場合において当該申請者がその変更の求めに応じなかつたときは、当該申請を却下することができる。

3 前条第三項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、その延納を求めようとする贈与税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金銭で一時に納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、延納を求めようとする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添え、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第四十条第一項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「第六項」を「第八項」に改める。

第四十一条第一項中「徴収すべき」の下に「相続税額」を加え、同条第二項中「第二項」を「第四項」に改める。

第四十四条第一項中「相続税額」の下に「贈与税額」を加え、同条第三項中「第三十九条第三項（同条第四項を「第三十九条第五項（同条第六項に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第五項中「第一項」を「第三項」に改める。

第四十五条第二項中「第二項」を「第三項」に改める。

第五十条第一項中「若しくは相続税額」を「相続税額若しくは贈与税額」に、「又は相続税額」を「相続税額若しくは贈与税額」に改め、「徴収することができる相続税額及び」は「贈与税額」を加える。

第五十一条第一項中「相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、同項第一号中「第二十八条第四項」を「第二十七条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は包括受遺者」を削り、「確定申告書」を「申告書」に改め、「又は遺贈者」を削り、「同条第一項から第三項まで」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項」に、「第二十八条第一項から第三項まで」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項」に、「第二十八条第二項」に改め、同項第二号中「相続税額」を「相続税又は贈与税」に改め、同条第二項第一号中「第二十八条第四項」を「第二十七条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は包括受遺者」を削り、「確定申告書」を「申告書」に改め、「又は遺贈者」を削り、「同条第一項から第三項まで」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項」に改め、同項第二号中「相続税の開始又は及び」を「贈与税として」に、「相続税額」を「贈与税額」に、「四月」を「六月」に改め、同条第三項第一号中「第二十八条第四項」を「第二十七条第二項（第二十八条第三項

昭和二十八年二月十日

及び重加算税額について適用する。

5 昭和二十八年一月一日以後相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）に因り財産を取得した者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入したこの法律による改正前の相続税法（以下「旧法」という。）第二十七条の規定による概算申告書を提出している場合においては、当該申告書は、新法第二十七条第一項の規定による申告書とみなす。この場合において、当該申告に係る課税価格又は相続税額が新法第二章の規定の適用に因り過大となることとなつたときは、その者は、この法律施行後二月以内に限り、当該申告書に係る新法第三十二条第一項の規定による更正の請求をすることができ。

6 昭和二十八年一月一日以後贈与又は遺贈（包括遺贈を除く。）に因り財産を取得した者（前項の規定に該当する者を除く。）がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十七条の規定による申告書を提出している場合においては、当該申告書は、新法第二十八条第一項の規定による申告書とみなす。

7 昭和二十八年一月一日以後相続に因り財産を取得した者が同日前に贈与に因り取得した財産で新法第十九条第一項の規定により相続税の課税価格に加算されるものがある場合における同項の規定の適用については、その者が旧法の規定により納付した、又は納付すべき

当該贈与に係る財産を取得した日の属する年分の相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。）に当該財産の価額が当該年分の相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税額を、当該財産の取得につき新法の規定により課せられた贈与税額とみなす。

8 左の各号に掲げる場合における新法第二十条の規定の適用については、当該各号に規定するところによる。

一 昭和二十四年十二月三十一日以前に第一次相続（新法第二十条第一項に規定する第一次相続をいう。以下同じ。）を開始している場合においては、当該第一次相続につき第二次相続（新法第二十条第一項に規定する第二次相続をいう。以下同じ。）に係る被相続人が納付した、又は納付すべき相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を除く。）は、当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産につき新法の規定により課せられた相続税額とみなす。

二 昭和二十五年一月一日以後昭和二十七年十二月三十一日まで第一次相続が開始している場合においては、第二次相続に係る被相続人が当該第一次相続に因り財産を取得した日の属する

年分の相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。）に第一次相続に因り取得した財産の価額が当該年分の相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税額を、当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産につき新法の規定により課せられた相続税額とみなす。

9 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「相続税」の下に「又は贈与税」を加え、「第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで又は第二十九条第一項」を「第二十七条又は第二十八条」に改める。

第六条中「遺贈又は贈与」を「又は包括遺贈」に、「第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで又は第二十九条第一項」を「第二十七条」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、贈与税の納税義務者で災害に因り贈与又は遺贈（包括遺贈を除く。）に因り取得した財産について相続税法第二十八条の規定による申告書の提出期限前に甚大な被害を受けたものの納

付すべき贈与税について準用する。

11 改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第四条及び第六条の規定は、昭和二十七年十二月三十一日以前に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

12 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。

13 租税法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「相続税」の下に「贈与税」を加える。

第八条第一項第五号中「相続税」の下に「贈与税」を加える。

酒税法案

酒税法（昭和十五年法律第三十五号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七

条―第二十一条）

第三章 税率（第二十二条）

第四章 酒税の徴収（第二十三

条―第三十条）

第五章 納税の担保（第三十一

条―第三十六条）

第六章 酒類審議会（第三十七

条―第三十九条）

第七章 雑則（第四十条―第五十

三条）

第八章 罰則（第五十四条―第六

十二条）

附則

第一章 総則

（課税物件）

第一条 酒類には、この法律によ

り、酒税を課する。

（酒類の定義及び種類）

第二条 この法律において「酒類」と

は、アルコール分一度以上の飲料

（うすめて飲料とすることができ

るものを含む、アルコール専売法

（昭和十二年法律第三十二号）の規

定の適用を受けるアルコールを除

く。）をいう。

2 酒類は、清酒、合成清酒、濁

酒、焼酎、味りん、白酒、ビ

ール、果実酒及び雑酒の九種類に

分類する。

（その他の用語の定義）

第三条 この法律において、左の各

号に掲げる用語の意義は、当該各

号に定めるところによる。

一 「アルコール分」とは、摂氏十

五度の時において原容量百分中

に含有するエチルアルコールの

容量をいう。

二 「エキス分」とは、摂氏十五度

の時において原容量百分方セン

チメートル中に含有する不揮発

性成分のグラム数をいう。

三 「清酒」とは、左に掲げる酒類

をいう。

として発酵させて、こしたものをいう。

ロ 米、水及び清酒かす、米こうじその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米（こうじ米を含む）の重量をこえないものに限る。

ハ 清酒に清酒かすを加えて、こしたものをいう。

四 「合成清酒」とは、政令で定めるところにより、アルコール、焼酎、又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するものをいう。

五 「濁酒」とは、左に掲げる酒類をいう。

イ 米、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないものをいう。

ロ 米、水及び麦その他政令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米（こうじ米を含む）の重量をこえないものに限る。

イ 清酒かす、合成清酒かす、味りんかす、清酒、合成清酒、濁酒、味りん若しくは白酒を蒸りゆらしたものを又はこれをさらに蒸りゆらしたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米（こうじ米を含む）の重量をこえないものに限る。

ロ 米、水及び麦その他政令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米（こうじ米を含む）の重量をこえないものに限る。

七 「味りん」とは、左に掲げる酒類をいう。

イ 米及び米こうじに焼酎、又はアルコールを加えて、こしたものをいう。

ロ 米、米こうじ及び焼酎、又はアルコールに味りんその他政令で定める物品を加えて、こしたものをいう。

ハ 味りん、焼酎、又はアルコールを加えたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米（こうじ米を含む）の重量をこえないものに限る。

ニ 味りん、焼酎、又はアルコールを加えて、こしたものをいう。

八 「白酒」とは、左に掲げる酒類をいう。

イ 米又は米こうじに清酒、濁酒、焼酎、味りん又はアルコールを加えて、すりつぶしたものをいう。

ロ 米又は米こうじ及び清酒、濁酒、焼酎、味りん又はアルコールに水を加えて、すりつぶしたものをいう。

九 「ビール」とは、左に掲げる酒類をいう。

イ 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五をこえないものに限る。

ロ 麦芽、ホップ、水及び米その他政令で定める物品を原料として発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五をこえないものに限る。

ハ ビールに炭酸ガスを加えたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五をこえないものに限る。

十 「果実酒」とは、左に掲げる酒類をいう。

類をいう。但し、イに掲げるものの以外のものについては、エキスを分五度未満のものに限る。

イ 果実を原料として発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が果実の重量の十分の五をこえないものに限る。

ロ 果実又は果実に政令で定めるところにより糖類を加えて発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が果実の重量の十分の五をこえないものに限る。

ハ 果実又は果実に政令で定めるところにより糖類を加えて発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が果実の重量の十分の五をこえないものに限る。

ニ イからハまでに掲げる酒類に政令で定めるところにより焼酎、又はアルコールを加えて、こしたものをいう。

イ 米又は米こうじに清酒、濁酒、焼酎、味りん又はアルコールを加えて、すりつぶしたものをいう。

ロ 米又は米こうじ及び清酒、濁酒、焼酎、味りん又はアルコールに水を加えて、すりつぶしたものをいう。

十一 「雑酒」とは、清酒、合成清酒、濁酒、焼酎、味りん、白酒、ビール及び果実酒以外の酒類をいう。

十二 「酒造年度」とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

十三 「保税地域」とは、関税法（明治三十二年法律第六十一号）第二十九条ノ二に規定する保税地域をいう。

（類別及び品目）

第四条 焼酎、味りん、及び米その他政令で定める物品を原料として発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五をこえないものに限る。

アルコール含有物を蒸りゆらしつづつフィルター油、アルデヒドその他不純物を取り除くことができる蒸りゆら機をいう。以下同じ。）によるものとする。

イ 焼酎、味りん、及び米その他政令で定める物品を原料として発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五をこえないものに限る。

ロ 焼酎、味りん、及び米その他政令で定める物品を原料として発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五をこえないものに限る。

ハ 焼酎、味りん、及び米その他政令で定める物品を原料として発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五をこえないものに限る。

ニ 焼酎、味りん、及び米その他政令で定める物品を原料として発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五をこえないものに限る。

イ 焼酎、味りん、及び米その他政令で定める物品を原料として発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五をこえないものに限る。

ロ 焼酎、味りん、及び米その他政令で定める物品を原料として発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五をこえないものに限る。

十一 「雑酒」とは、清酒、合成清酒、濁酒、焼酎、味りん、白酒、ビール及び果実酒以外の酒類をいう。

十二 「酒造年度」とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

十三 「保税地域」とは、関税法（明治三十二年法律第六十一号）第二十九条ノ二に規定する保税地域をいう。

（類別及び品目）

第四条 焼酎、味りん、及び米その他政令で定める物品を原料として発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五をこえないものに限る。

（納税義務者）

第六条 酒類の製造者は、その製造場から移出した酒類の石数に應じ、酒税を納める義務がある。

（以下「酒類引取者」という。）は、その引取る酒類の石数に應じ、酒税を納める義務がある。

（酒類の製造免許）

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の種類別（焼酎、味りん、及び米その他政令で定める物品を原料として発酵させたものを（イ又はハに該当するものを除く）。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五をこえないものに限る。）に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

（酒類の製造免許）

第八条 酒類の製造免許は、一の製造場における毎酒造年度の酒類の製造見込石数（一の製造場において、味りんの各級又は二以上の品目の酒類を製造しようとする場合には、味りんの各級又は二以上の品目の酒類の合計見込石数）が当該酒類につき左に掲げる石数に達しない場合には、受けることができない。

（酒類の製造免許）

（酒類の製造免許）

（酒類の製造免許）

（酒類の製造免許）

（酒類の製造免許）

七 白酒 五十石 八 ビール 一万石 九 果実酒 三十石 十 雑酒 三十石	の製造の用に供するため、酒母、もろみ又はこうじを製造する場合	二 酒母の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、当該酒母の製造の用に供するため、こうじを製造する場合	三 もろみの製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、当該もろみの製造の用に供するため、酒母又はこうじを製造する場合	四 アルコール専売法の規定によりアルコールの製造の特許、許可又は委託を受けた者が、当該アルコールの製造の用に供するため、酒母、もろみ又はこうじを製造する場合
三 試験のために酒類を製造しようとする場合	四 一の製造場において清酒及び合成清酒を製造しようとする場合で、毎酒造年度におけるその製造見込石数の合計が三百石以上であるとき	五 一の製造場において焼酎、甲類及び焼酎、乙類を製造しようとする場合で、毎酒造年度におけるその製造見込石数の合計が三百石以上であるとき	六 みそ又はしょう油の製造業者が、その製造場において、みそ又はしょう油の製造の用に供するため、こうじを製造する場合	七 免許の申請者が法人であつて、その役員のうち第一号、第二号、第七号又は第八号に規定する者がある場合
一 清酒の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、濁酒、焼酎、乙類、味りん又は白酒を製造しようとする場合	二 焼酎、乙類の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、味りん又は白酒を製造しようとする場合	三 免許の申請者が第二号第一号若しくは第二号（これらの規定を第十三条において準用する場合を含む）、同条第五号又は第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消されたことがある者である場合	四 免許の申請者が第二号第一号若しくは第二号（これらの規定を第十三条において準用する場合を含む）、同条第五号又は第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消されたことがある者である場合	五 免許の申請者が第一号、第二号、第七号又は第八号に規定する者を免許申請に係る製造場又は販売場に係る支配人としようとする場合
（酒母等の製造免許）	（酒類の販売免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）
（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）
（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）
（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）
（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）	（酒類の製造免許）

一に該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一、偽造その他不正の行為により酒類の製造免許を受けた場合

二、第十号第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に規定する者に該当することとなつた場合又は国税若しくは地方税の滞納処分を受けた場合

三、三年以上引き続き酒類を製造しない場合

四、三酒造年度以上引き続き酒類の製造石数が第七号第二項に規定する石数に達しない場合。但し、同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五、第三十一号第二項の規定により命ぜられた担保の提供又は酒類の保存をしない場合

(酒母等の製造免許の取消)
第十三条 前条第一号から第三号までの規定は、酒母、もろみ又はこうじの製造免許を受けた者(以下「酒母等の製造者」という。)について準用する。

(酒類の販売業免許の取消)

第十四条 酒類販売業者が左の各号の一に該当する場合には、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。

一、偽造その他不正の行為により酒類の販売業免許を受けた場合

二、第十号第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に規定する者に該当することとなつた場合又は国税若しくは地方税の滞納処分を受けた場合

三、二年以上引き続き酒類を販売しない場合

(免許取消の手続)

第十五条 税務署長は、酒類の製造免許、酒母、もろみ若しくはこうじの製造免許又は酒類の販売業免許の取消しようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、酒類製造者、酒母等の製造者若しくは酒類販売業者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、聴聞しなければならない。

(製造場又は販売場の移転の許可)
第十六条 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者は、その酒類、酒母、もろみ若しくはこうじの製造場又は酒類の販売場を移転しようとするときは、政令で定める手続により、移転先の所轄税務署長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、移転先につき第十号第九号又は第十一号に掲げる事由があるときは、税務署長は、前項の許可を与えないことができる。

(製造又は販売業の廃止)
第十七条 酒類製造者又は酒母等の製造者若しくは酒類の販売業者は、その製造の全部又は一部を廃止しようとするときは、政令で定める手続により、免許の取消を申請しなければならない。

2 酒類販売業者がその販売業を廃止しようとするとき(その販売場の全部又は一部を廃止しようとするときを含む)は、政令で定める手続により、免許の取消を申請しなければならない。

(こうじの販売業の開業等の申告義務)
第十八条 こうじの販売業をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場ごとにその販売場の所在地(販売場を設けない場合には、住所)の所轄税務署長に申告しなければならない。但し、こうじの製造免許を受けた者がその免許を受けた製造場において、このこうじの販売業については、この限りでない。

2 こうじの販売業者は、その販売場を移転したときは、政令で定める手続により、移転先の所轄税務署長にその旨を申告しなければならない。

3 こうじの販売業者は、その販売業を廃止したとき(その販売場の全部又は一部を廃止したときを含む)は、政令で定める手続により、その旨を当該販売場の所在地(販売場を設けていない場合には、住所)の所轄税務署長に申告しなければならない。

4 販売場を設けていない酒類販売業者又はこうじの販売業者がその住所を移転したときは、政令で定める手続により、その旨を移転先の所轄税務署長に申告しなければならない。

(製造業又は販売業の相続)
第十九条 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者につき相続の開始があつた場合において、引き続きその製造業又は販売業をしようとする相続人は、政令で定める手続により、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地又はその販売場の所在地(販売場がない場合には、相続人の住所)の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 前項の申告をした相続人が第十号第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに規定する者に該当しないときは、当該相続人は、その相続開始の時に、被相続人が受けていた酒類の製造免許、酒母、もろみ若しくはこうじの製造免許又は酒類の販売業免許を受けたものとみなす。

3 前項の規定の適用については、第十号第六号中「免許の申請前」とするの「申請前」とする。

(必要ない行為の継続等)
第二十条 酒類製造者若しくは酒類製造者を取り消された場合又は酒類製造者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該両許を取り消された者又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒類の製造又は販売を継続させることができる。

2 酒母等の製造者若しくは酒類製造者を取り消された場合又は酒母等の製造者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、その製造場に半製品が現存するときは、税務署長は、当該両許を取り消された者又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒母、もろみ又はこうじの製造を継続させることができる。

3 酒類販売業者がその免許を取り消された場合又は酒類販売業者の

相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該免許を取り消された者又はその相続人が酒類を所有しているときは、税務署長は、その者の申請により、期間を指定し、当該酒類の販売を継続させることができる。

4 第一項の場合においては、当該酒類の処分又はその製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間、第二項の場合においては、当該酒母、もろみ又はこうじの製造が完了するまでの間、第三項の場合においては、当該酒類の販売が完了するまでの間は、これらの項に規定する者を、それぞれ、酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者とみなして、この法律を適用する。

(免許等の通知)
第二十一条 税務署長は、第七号第一項、第八号若しくは第九号の規定による免許、第十号の規定による免許の拒否、第十一号の規定による免許の条件の設定、緩和若しくは解除、第十二号(第十三条において準用する場合を含む)以下本条において同じ)若しくは第十四条の規定による免許の取消、第十六条の規定による許可若しくは不許可又は第十七条の規定による申請に基づく免許の取消をしたときは、文書をもつて、その旨をその者に通知しなければならない。この場合において、第十号の規定による免許の拒否、第十一号の規定による免許の条件の設定、第十二号若しくは第十三号の規定による免許の取消又は第十六条第二項の

取消と同時に第二十条第一項の規定により酒類の製造又は販売の継続を認められた場合を除く。

二 前条第三号又は第四号の規定に該当するとき。

三 第三十一条第二項の規定により担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしないとき。

2 酒類引取者は、保税地域から酒類を引き取る際、その引き取る酒類（第二十八条第一項第四号又は第五号の規定の適用を受けて引き取る酒類を除く）の種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別の石数を記載した申告書を所轄税関長に提出しなければならぬ。

3 前二項の規定により申告すべき石数を「課税標準石数」という。（課税標準石数の決定通知）

第二十五条 前条第一項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準石数が税務署長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書の提出がない場合には、税務署長は、その調査によつて課税標準石数を決定し、当該申告書を提出する義務がある酒類製造者に、これを通知する。

2 前条第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準石数が税関長において調査したところと異なるときは、税関長は、その調査によつて課税標準石数を決定し、これを通知する。

定し、当該申告書を提出した者に、これを通知する。

（納期）
第二十六条 酒類の製造場から移出した酒類に係る酒税は、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取る酒類に係る酒税は、引取の際徴収する。

3 第二十四条第一項但書の規定に該当する場合においては、第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。

（徴収猶予）
第二十七条 税務署長又は税関長は、前条第三項の規定により直ちにその酒税を徴収する場合を除く外、酒類製造者又は酒類引取者の納付すべき酒税につき、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保の提供があつたときは、一箇月以内その酒税の徴収を猶予することができる。

（未納税移出又は引取）
第二十八条 左に掲げる場合において、政令で定める手続により当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長又は所轄税関長の承認を受けて酒類を移出し、又は引き取るときは、当該移出又は引取に係る酒税を免除する。但し、第五項又は第五十八条第二項の規定の適用がある場合については、この限りでない。

一 酒類製造者が酒類を他の自己の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合
二 酒類製造者が酒類を他の酒類製造者の製造する酒類の原料とする目的で当該他の酒類製造者の酒類の製造場へ移出する場合

一 酒類製造者が酒類を他の自己の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合
二 酒類製造者が酒類を他の酒類製造者の製造する酒類の原料とする目的で当該他の酒類製造者の酒類の製造場へ移出する場合

する目的で当該他の酒類製造者の酒類の製造場へ移出する場合

三 酒類製造者が輸出を予定されている酒類を一時他の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合

四 酒類製造者がその製造する酒類の原料とする目的で酒類を保税地域からその酒類の製造場へ引き取る場合

五 酒類製造者がその輸出した酒類を輸出の日から一年以内に保税地域からその酒類の製造場へ引き取る場合

六 第一号から第三号までの場合を除く外、酒類製造者が酒類をその製造場から他の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合で政令で定めるとき

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を予えようとするときは、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該酒類がその移入先に移入され、又はその引取先に引き取られたことについての当該移入先又は引取先の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第三十一条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を予えてはならない。

4 第一項の規定により当該移出し又は引取に係る酒税を免除された酒類については、当該酒税を移入した者が酒類製造者でないときは、これを酒類製造者とみなし、その移入先が酒類の製造場でないときは、これを酒類の製造場とみなす。

4 第一項の規定により当該移出し又は引取に係る酒税を免除された酒類については、当該酒税を移入した者が酒類製造者でないときは、これを酒類製造者とみなし、その移入先が酒類の製造場でないときは、これを酒類の製造場とみなす。

ときは、これを酒類の製造場とみなして、この法律を適用する。

5 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた酒類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、第二十六条第一項又は第二項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。但し、災害その他やむを得ない事由に因り亡失した酒類につき、政令で定める手続により、所轄税務署長又は所轄税関長の承認を受けたときは、その酒税を免除する。

6 税務署長又は税関長は、第一項の承認を予える場合において、必要があると認めるときは、その移出し、又は引き取る酒類の容器に封かんを施すことができる。

（輸出免稅）
第二十九条 酒類製造者が輸出する目的でその製造場から移出する酒類については、酒税を免除する。但し、第五項又は第五十八条第三項の規定の適用がある場合については、この限りでない。

2 前項の規定の適用を受けて酒税を移出しようとする者は、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長に申請してその承認を受けなければならない。

3 税務署長は、前項の承認を予えようとするときは、政令で定めるところにより、申請者に対し、相当の期限を指定して、当該酒類が輸出されたことを証する書類を提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の承認を予えようとするときは、政令で定めるところにより、申請者に対し、相当の期限を指定して、当該酒類が輸出されたことを証する書類を提出しなければならない。

他必要な書類の提出を命ずることが出来る。

4 第二項の承認を申請した者が第三十一条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長は、その承認を予えてはならない。

5 第二項の承認を受けて移出した酒類について、第三項の規定により税務署長の指定した期限内に同項に規定する書類の提出がないときは、又は第六項但書の規定による承認があつたときは、第二十六条第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。但し、災害その他やむを得ない事由に因り亡失した酒類につき、政令で定める手続により、所轄税務署長の承認を受けたときは、その酒税を免除する。

6 第二項の承認を受けて移出した酒類は、この法律の施行地（政令で定める地域を除く。以下同じ）において消費し、又はこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡してはならない。但し、当該酒税を移出した製造者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

第三十条 酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場へもどし入れた場合においては、当該酒類製造者が当該もどし入れの月の翌月中に徴収されるべき酒税額から当該酒税につき当該移出に因り徴収された、又は徴収される

第三十条 酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場へもどし入れた場合においては、当該酒類製造者が当該もどし入れの月の翌月中に徴収されるべき酒税額から当該酒税につき当該移出に因り徴収された、又は徴収される

べき酒税額(利子税額を除く)に相当する金額を控除し、なお控除すべき不足額があるときは、その後徴収されるべき酒税額から順次これを控除する。

2 酒類の製造場から移出された酒類を当該製造場以外の酒類の製造場へ移入した場合(前項の規定の適用がある場合を除く)において、当該酒類を当該移入した製造場からさらに移出したときは、その移出に因り徴収されるべき酒税額から当該酒類につき徴収された、又は徴収されるべき酒税額(利子税額を除く)に相当する金額を控除する。この場合において酒類を既に適用された税率よりも低い税率が適用される酒類として移出したため、なお控除すべき不足額があるときは、当該酒類製造者が当該移出の月の翌月以降に徴収されるべき他の酒税額から順次これを控除する。

3 前二項の場合において、酒類の製造の廃止その他の事由に因り、酒類をもどし入れた、又は移出した月の翌月以降に徴収されるべき酒税額がないときは、控除すべき金額を還付する。

4 酒類製造者が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、当該もどし入れ又は移出に係る酒類の種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別の石数を記載した書類並びに当該酒類につき徴収された、又は徴収されるべき酒税額につき事実を証する書類を提出して、当該もどし入れ又は移出に係る製造場の所在

地の所轄税務署長の確認を受けなければならぬ。

5 第三項の規定の適用を受けようとする者は、前項の書類に準ずる書類を添えて、当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならぬ。

第五章 納税の担保

(担保の提供及び酒類の保存)

第三十一条 税務署長又は税関長は、左に掲げる場合において必要があるとき認めるときは、政令で定めるところにより、酒類製造者に對し、当該酒類に係る酒税額に相当する担保の提供を命ずることができ。

一 酒類製造者が第二十八条第一項の規定による承認を受けて酒類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 酒類製造者が第二十九条第二項の規定による承認を受けて輸出する目的で製造場から酒類を移出する場合

2 前項に規定する場合の外、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、酒税の保全のため必要があるとき認めるときは、政令で定めるところにより、酒類製造者に對し、金額及び期間を指定し、酒税につき担保の提供を命ずることができ。この場合において、提供すべき担保がないときは、又は酒類製造者の申請があつたときは、担保の提供に代え、納税の担保として酒類の保存を命ずることができ。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第二十八条第二項又は第二十九条第三項に規定する証明

書若しくは書類が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第二十八条第五項、第二十九条第五項若しくは第五十八条第二項若しくは第三項の規定により酒税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があるとき認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができ。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手續について必要な事項は、政令で定める。

6 第二項の規定により酒類の保存を命ぜられた者は、保存すべき酒類及び保存の方法を定め、当該保存を命じた者の承認を受けなければならぬ。

7 税務署長は、必要があるとき認めるときは、第二項の規定により保存される酒類の容器に封かんを施すことができる。

8 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、第二項の規定により担保の提供又は酒類の保存を命じた場合において、必要があるとき認めるときは、酒類製造者が担保を提供し、又は第六項の規定により承認を受けるまで、当該酒類製造者の製造場に現存する酒類の容器に封かんを施して、その処分又は移出を禁止することができ。

(担保の種類)

第三十二条 第二十七条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、左に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長において確実と認める社債(特別の法律により設立された法人の発行する債務を含む。以下同じ。)

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 工場財団

七 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長において確実と認める保証人の保証

八 前各号の外、政令で定められるもの

(担保の変換)

第三十三条 第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により担保の提供又は酒類の保存を命じた者は、当該担保の提供又は酒類の保存を命じた者の承認を受けた場合限り、担保又は保存する酒類を變換することができる。

(担保の処分等)

第三十四条 第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供し、又は納税の担保として酒類を保存した場合において、納税義務者が納期限までに酒税を納付しないときは、直ちに、その担保物である金銭は酒税に充て、金銭以外の担保物は若しくは納税の担保として保存する酒類は国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分して酒税及びその処分費に充て、又、保証人に對しては、これにその旨を通知して酒税を納付させる。

2 前項の場合において、担保物又は納税の担保として保存する酒類の価額が徴収すべき酒税及び処分費に充て、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、又、保証人がその納付すべき酒税を完納しないときは、まず納税義務者に對し滞納処分を行い、なお不足があるときは、又は不足があると認めるときは、保証人に對し滞納処分を行う。

3 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十二年法律第二十一号)第三十二条の規定の適用については、納税者とみなす。

4 国税徴収法第七條ノ四第四項の規定は、第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物又は保存された酒類について準用する。

(保存酒類の処分禁止)

第三十五条 酒類製造者は、第三十一条第二項の規定により納税の担保として保存する酒類を処分し、又は製造場から移出してはならぬ。

(酒類の差押)

第三十六条 税務署長は、第二十六条第三項又は国税徴収法第四條ノ一の規定により酒税を徴収する場合(同条第四号に該当する場合を除く)においては、その担保として、国税徴収法の規定による差押の例により、酒類を差し押えることができる。

第六章 酒類審議會

第三十七条 この法律及び酒税の保全及び酒類の製造に關する法律の規定によりその権限に屬せ

しめられた事項を調査審議させるため、国税庁に中央酒類審議会を、国税局ごとに地方酒類審議会を置く。

(組織)

第三十八条 中央酒類審議会は、国税庁長官及び委員三十人以内で組織する。

2 地方酒類審議会は、国税局長及び委員十五人以内で組織する。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央酒類審議会又は地方酒類審議会に臨時委員を置くことができる。

4 中央酒類審議会及び地方酒類審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関又は地方公共団体の職員及び学識又は経験のある者のうちから、それぞれ、国税庁長官又は国税局長が任命する。

5 学識又は経験のある者のうちから任命された中央酒類審議会又は地方酒類審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 中央酒類審議会及び地方酒類審議会の委員及び臨時委員は、再任されることができる。

7 中央酒類審議会及び地方酒類審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(運営)

第三十九条 国税庁長官又は国税局長は、それぞれ、中央酒類審議会又は地方酒類審議会の会長として会務を総理する。

2 前条及び前項に定めるものの外、中央酒類審議会及び地方酒類審議会の組織及び運営に關し必要

な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

(利子税額)

第四十条 酒税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条の規定による指定納期日(第二十七條の規定により徴収を猶予された場合においては、その猶予された納期日)までに酒税額を完納しないときは、その未納に係る酒税額に対し、当該納期日(第五十五條第三項の規定により酒税を徴収する場合において、当該納期日が第二十六條第一項に規定する納期日よりおそいときは、当該納期限)の翌日から当該酒税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を酒税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る酒税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる酒税額は、同項の未納に係る酒税額からその一部納付に係る酒税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる酒税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該酒税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した酒税額が同項の未納に係る酒税額に達するまでは、その納付した税額は、当該酒税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

(酒類の検定)

第四十一条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員(以下「当該職員」という。)は、酒類が製成されたときは、その容器ごとに、その石数、アルコール分及びエキスを検定する。但し、アルコール分及びエキスの検定は、省略することができる。

2 当該職員は、清酒、合成清酒又は味りんの製成に因り、清酒かす、合成清酒かす又は味りんかすを生じたときは、その数量を検定する。

(検定の酒類等の処分禁止)

第四十二条 酒類製造者は、前条の規定による検定前においては、酒類又は清酒かす、合成清酒かす若しくは味りんかすを処分し、又は製造場から移出してはならない。(みなし製造)

第四十三条 酒類に水以外の物品(当該酒類と同一の種類に属する酒類を除く。)を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。但し、左に掲げる場合については、この限りでない。

一 清酒の製造免許を受けた者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け、清酒にアルコールその他政令で定める物品を加えたとき。

二 清酒又は合成清酒の製造免許を受けた者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け、清酒と合成清酒とを混和したとき。

三 政令で定める手続により、所轄税務署長の承認を受け、酒類の保存のため、酒類にアルコールその他政令で定める物品を混和したとき。

2 前項第一号の規定の適用を受けて、清酒にアルコールその他の物品を加えた酒類は、清酒とみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、第三條第六号イ又はロに掲げるもののうちアルコール分が四十五度を超えるものに水を加えて、アルコール分四十五度以下のものとしたときは、その混和前のものの蒸りゆう方法に應じ、焼酎、甲類又は焼酎、乙類を製造したものとみなす。

4 第一項の規定にかかわらず、味りん、甲類と味りん、乙類を混和したときは、新たに味りんを製造したものとみなす。

5 第一項の規定にかかわらず、品目の異なる雑酒を混和したときは、新たに雑酒を製造したものとみなす。

6 前各項の規定は、消費の直前において酒類に他の物品(酒類を含む。)を混和する場合で政令で定めるときについては適用しない。

(原料用酒類及び酒母等の処分禁止)

第四十四条 酒類製造者が第七條第一項但書の規定により免許を受けた製造者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 酒母又はそのろみの製造者は、酒母又はそのろみを処分し、又はその製造場から移出しようとするときは、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。但し、左に掲げる場合については、この限りでない。

一 第八條第一号、第三号又は第四号に規定する者が酒母又はそのろみを当該各号に規定する目的に使用する場合

二 酢の製造業者が酒母又はそのろみを酢の製造に使用する場合

三 第三項の酒母譲渡許可書を有する者に、当該許可書を引き換えて、酒母を譲り渡す場合

4 酒類製造者、酒母等の製造者その他の酒母の譲受を必要とする者は、政令で定めるところにより、税務署長に対し酒母譲渡許可書の交付を請求することができる。

5 税務署長は、第二項の承認を受ける場合において、酒税の取締上、特に必要があると認めるときは、酒母又はそのろみに酒類として飲用することができない処置を施すべき旨を命ずることができる。

2 第二項の規定により酒母又はそのろみを飲用に供することの承認を受けた場合においては、その酒母又はそのろみを濁酒とみなし、その製造者を酒類製造者とみなし、第

ないで製造した酒類を当該製造場から移出しようとするときは、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

三 政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

四 第一号、第三号又は第四号に規定する者が酒母又はそのろみを当該各号に規定する目的に使用する場合

五 酢の製造業者が酒母又はそのろみを酢の製造に使用する場合

六 第三項の酒母譲渡許可書を有する者に、当該許可書を引き換えて、酒母を譲り渡す場合

七 酒類製造者、酒母等の製造者その他の酒母の譲受を必要とする者は、政令で定めるところにより、税務署長に対し酒母譲渡許可書の交付を請求することができる。

八 税務署長は、第二項の承認を受ける場合において、酒税の取締上、特に必要があると認めるときは、酒母又はそのろみに酒類として飲用することができない処置を施すべき旨を命ずることができる。

九 第二項の規定により酒母又はそのろみを飲用に供することの承認を受けた場合においては、その酒母又はそのろみを濁酒とみなし、その製造者を酒類製造者とみなし、第

二十六条第一項の規定にかかわらず、直ちに酒税を徴収する。

6 第八号第一号から第三号まで若しくは第六号に規定する者が同条但書の規定により免許を受けないで製造したところをその製造場から移出し、若しくは譲り渡そうとするとき、又は同条第四号若しくは第五号に規定する者が同条但書の規定により免許を受けないで製造したところを譲り渡そうとするときは、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

(密造酒類の所持等の禁止)

第四十五条 何人も、法令において認められる場合の外、免許を受けない者の製造した酒類、酒母、もろみ又はこうじを所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(記帳義務)

第四十六条 酒類製造者、酒母、もろみ若しくはこうじの製造者(第八号第五号に規定する者を除く。以下次条及び第五十三条において同じ。又は酒類若しくはこうじの販売業者は、政令で定めるところにより、製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務)

第四十七条 酒類製造者又は酒母、もろみ若しくはこうじの製造者は、政令で定めるところにより、製造場の位置及び製造設備、製造の開始及び休止、製造見込石数並びに製造方法について、その製造場の

所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 酒類製造者は、政令で定めるところにより、毎月分の酒類の製成及び移出石数、毎月末における酒類の所持石数並びにその月中に酒類をその製造場から移出しなかつた場合には、その旨を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

3 酒類販売業者は、その販売業を休止又は開始したときは、遅滞なく、その旨をその販売場の所在地(販売場を設けていない場合には、住所地)の所轄税務署長に申告しなければならない。

4 税務署長は、酒税の取締上必要があると認めるときは、酒類の販売業者に対し、その購入若しくは販売した酒類又は所持する酒類の石数について、報告を求めることができる。

(申告義務等の承継)

第四十八条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併に因り消滅した法人の左に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人は、被相続人の左に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

一 第二十四条又は前条の規定による申告の義務

二 第四十六条の規定による記帳の義務

(検査又は検定を受ける義務)

第四十九条 酒類製造者又は酒母等の製造者は、左に掲げる場合に

は、政令で定める手続により、直ちにその製造場の所在地の所轄税務署長に申告し、その検査を受けなければならない。

一 製造場にある酒類、酒母又はもろみが亡失したとき。

二 製造場にある酒類が腐敗その他の事由に因り飲用に供し難くなつたとき。

三 製造場にある酒母又はもろみが腐敗したとき。

2 前項第二号の酒類又は同項第三号の酒母若しくはもろみは、検査を受けないで処分してはならない。当該酒類、酒母又はもろみを製造場から移出しようとする場合には、これに酒類として飲用することができない処置を施さなければならない。

3 酒類製造者若しくは酒母等の製造者又は酒類販売業者は、左に掲げる機械、器具若しくは容器を新設若しくは改造した場合又はこれらのものの形状に変化があつた場合においては、その使用前に、政令で定めるところにより、当該機械、器具又は容器につき所轄税務署長の検定を受けなければならない。

一 酒類製造者又は酒母等の製造者が酒類、酒母、もろみ又はこうじの製造又は貯蔵に使用する機械、器具又は容器で、政令で定めるもの

二 酒類販売業者が酒類の貯蔵に使用する容器

(承認を受ける義務)

第五十条 酒類製造者は、左に掲げる場合においては、政令で定める

ところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

一 第三条第三号若しくはハに規定する清酒、同条第七号ロからニまでに規定する味りん、同条第九号ロ若しくはハに規定するビール又は同条第十号ロからニまでに規定する果実酒を製造しようとするとき。

二 酒類を酒類の製造の原料に供しようとするとき。但し、前号に該当する場合を除く。

三 酒類に水その他の物品(酒類を含む。)を混和しようとするとき。但し、前二号に該当する場合を除く。

四 製造場にある酒類に酒類として飲用することができない処置を施そうとするとき。

五 前各号の外、酒類の製造、貯蔵又は販売に關し酒税の取締上必要がある場合で政令で定めるとき。

2 税務署長は、前項各号の場合において、酒税の取締上特に必要があると認めるときを除いては、同項の承認を与えるものとする。

(酒税証紙)

第五十一条 税務署長又は、税関長は、酒税の保全のため、政令で定めるところにより、酒類製造者又は酒類引取者に対し、その移出し、又は引き取る酒類(第二十八条第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の容器に酒税証紙をはり付けることを命ずることができる。

証紙を破らなければ酒類を取り出すことができない方法によつて、これをはり付けなければならない。

3 酒類製造者、酒類引取者又は酒類の販売業者は、第一項の規定により酒税証紙をその容器にはり付けなければならない酒類であつて、酒税証紙がその容器にはり付けられていないもの又は前項の規定に反する方法によりその容器に酒税証紙がはり付けられたものを所持し、譲り渡し、又は譲り受けはならない。

4 第一項の規定により酒税証紙をはり付けることを命ぜられた者は、政令で定めるところにより、その使用した酒税証紙の種類及び枚数を、第二十四条第一項又は第二項の規定による申告書にあわせて記載して申告しなければならない。

5 第一項の酒税証紙は、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、酒類製造者又は酒類引取者に対して交付する。

6 酒税証紙の種類、様式又は形式は、大蔵省令で定める。

(酒税証紙の取扱)

第五十二条 酒類の製造者、酒類引取者又は酒類の販売業者は、酒税証紙(前条第二項の規定によりはり付けてあるものを除く。)を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、はり付ける前のものについて所轄税務署長又は所轄税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 酒類の製造者又は販売業者は、

その販売の目的で所持する酒類の容器にはり付けてある酒税証紙を破り、又ははがしてはならない。但し、酒類を量り売りするため破る場合については、この限りでない。

(当該職員の特権)

第五十三条 当該職員は、酒類製造者、酒母、もろみ若しくはこうじの製造者又は酒類若しくはこうじの販売業者に対して質問し、又はこれらの者について左に掲げる物件につき検査することができる。

- 一 酒類製造者の所持する酒類、酒母、もろみ、こうじ又は酒類の製造の際生じた副産物
- 二 酒母の製造者の所持する酒母又はこうじ
- 三 もろみの製造者の所持する酒母、もろみ又はこうじ
- 四 こうじの製造者の所持するこうじ
- 五 酒類の販売業者の所持する酒類
- 六 こうじの販売業者の所持するこうじ
- 七 酒類、酒母、もろみ又はこうじの製造、貯蔵又は販売に関する一切の帳簿書類
- 八 酒類、酒母、もろみ又はこうじの製造、貯蔵又は販売上必要な建築物、機械、器具、容器又は原料その他の物件（酒税証紙を含む。）

2 当該職員は、運搬中の酒類、酒類のかす、酒母、もろみ若しくはこうじを検査し、又はこれらのものを運搬する者に対しその出所若しくは到達先を質問することができ。

3 当該職員は、酒税の徴収上必要があると認めるときは、酒類製造者又は酒類販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体の酒類の製造若しくは販売に關し参考となるべき事項を質問し、又は当該団体の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

4 当該職員は、検査若しくは検定のため必要があると認めるときは、酒類製造者若しくは酒母、もろみ若しくはこうじの製造者の製造場にある酒類、酒母、もろみ若しくはこうじの移動を禁止し、又は取崩し必要があると認めるときは、酒類製造者の製造場にある左に掲げる物件に封かんを施すことができる。但し、第二号の物件について封かんを施すことができる箇所は、政令で定める。

- 一 検定前の酒類及び酒類の原料（原料用酒類を含む。）の容器
- 二 使用中の蒸り、ゆ、機（配管装置を含む。）及び酒類の輸送管
- 三 酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具又は容器で使用する休止しているもの

5 当該職員は、前四項の規定による質問、検査又は処分をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による質問又は検査の特権は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 罰則

第五十四条 第七條第一項又は第八條の規定による免許を受けな

2 前項の犯罪に係る酒類に対する酒税又は還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

3 前二項の犯罪に係る酒類、酒母又はもろみに對する酒税相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、前二項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができ。

4 第一項又は第二項の犯罪に係る酒類、酒母、もろみ、原料、副産物、機械、器具又は容器は、何人の所有であるかを問はず没収する。

5 第一項又は第二項の犯罪に係る酒類については、当該酒類を製造した、又は製造に着手してこれを遂げない者から、直ちにその酒税を徴収する。

6 第一項又は第二項の犯罪に係る酒母又はもろみは濁酒とみなし、当該酒母又はもろみを製造した者から、直ちにその酒税を徴収する。

第五十五条 左の各号の一に該當する者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二、偽造その他不正の行為によつて酒税を免れ、又は免れようとした者

て第三十條第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る酒類に対する酒税又は還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

3 第一項第一号の場合においては、第二十六條第一項又は第二項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。

第五十六条 左の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八條の規定による免許を受けないうでこうじを製造した者

二 第九條の規定による免許を受けないうで酒類の販売業をした者

三 第二十四條第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者

四 第四十五條の規定に違反した者

五 第五十四條第一項の罪を犯す目的で原料、機械、器具又は容器を準備した者

2 前項の犯罪（同項第三号に該當する場合を除く。）に係る酒類、酒母、もろみ、こうじ、原料、機械、器具又は容器は何人の所有であるかを問はず没収する。

3 第一項第四号の場合において、酒類、酒母又はもろみの製造者が判明しないときは、酒類については、犯人から、直ちにその酒税を徴収し、酒母又はもろみについては、当該酒母又はもろみを濁酒と

みなして、犯人から、直ちにその酒税を徴収する。

第五十七条 第五十四條第一項若しくは第二項、第五十五條第一項又は前条第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第五十八条 左の各号の一に該當する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第一項の規定による条件に違反した者

二 第二十八條第一項の規定による承認を受けて酒類を移出し、又は引き取つた者で、当該酒類をその移入先又は引取先に移入しないもの

三 第二十九條第二項の承認を受けて移出した酒類を同条第六項但書の承認を受けないうでこの法律の施行地において消費し、又はこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡した者

四 第三十一條第八項、第三十五條又は第四十二條の規定に違反して酒類又は酒類のかすを処分し、又は製造場から移出した者

五 第四十四條第一項の規定に違反して酒類を製造場から移出した者

六 第四十四條第二項の規定に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した者

七 第四十四條第六項の規定に違反してこうじを製造場から移出し、又は譲り渡した者

八 第五十一條第二項又は第三項の規定に違反した者

六四

おける酒税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

旧法第四十二條第一項の規定による承認を受けてこの法律施行前に製造場から移出した酒類が指定期間内に輸出されたことの証明がない場合又は当該酒類をこの法律施行後に新法第二十九條第六項但

書の規定による承認を受けないでこの法律の施行地において消費し、若しくはこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡した場合における酒税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

る。旧法第二十七条第四項の規定に基く命令により国税庁長官から中央酒類審議会又は地方酒類審議会の委員を命ぜられた者は、その残任期間中は、新法第三十八条第四項

の規定により国税庁長官又は国税局長から中央酒類審議会又は地方酒類審議会の委員に命ぜられたものとみなす。

新法第四十条の規定は、この法律施行前に製造場又は指定販売場

から移出した酒類の当該移出に係る酒税及び旧法第五十一条第二項、同法第六十条第五項、同法第六十一条第三項、同法第六十二条第三項又は同法第六十四条第二項若しくは第四項の規定により徴収

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六項の規定によりなおその効力を有する命令で皇太子は、

二十万円以下の罰金に処する。

六四

16 新法第十八条第一項の規定は、この法律施行後一箇月を限り、この法律施行前から引き続いてこの酒の販売業を営む者については、適用しない。

17 第二十五項の規定に該当する場合を除く外、この法律施行の際、酒類製造者又は酒類販売業者が酒類の製造場及び保税地域以外の場所において清酒、合成清酒又はビールのうち旧法第二十七条ノ二の規定による酒税を課されていない酒類を所持する場合においては、当該酒類については、その所持者を酒類製造者、その場所を酒類の製造場とみなして、新法を適用する。この場合において、当該酒類の移出に因り徴収されるべき酒税額は、新法第二十二條の規定にかかわらず、当該酒類につき、同条の規定により算出した酒税額から旧法第二十七條の規定により算出した酒税額を控除した額とする。

18 この法律施行の際、酒類製造者又は酒類販売業者が酒類の製造場（前項の規定により酒類の製造場とみなされた場所を除く。）及び保税地域以外の場所において、各種酒類を通じて合計四斗以上の酒類を所持する場合においては、その者は、当該酒類について、その種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別に、並びに前項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する酒類とその他の酒類とに区分して、その石数及び貯蔵の場所を、この法律施行後二十日以内に、当該酒類の所在地の所

19 この法律施行の日から昭和二十九年二月二十八日までの間に酒類製造者が清酒、合成清酒、焼酎、又はビールをその製造場から国税庁長官の指定を受けた酒類販売業者（以下「指定販売業者」という。）の販売場へ移出する場合において、当該移出に因り徴収されるべき酒税額は、新法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定による税額に百分の七十（焼酎、焼酎については、百分の八十）を乗じて算出した金額とする。

20 前項の規定の適用を受けて移出された酒類については、当該指定販売業者を酒類製造者、その販売場を酒類の製造場とみなして、この法律を適用する。

21 この法律施行の日から昭和二十九年二月二十八日までの間に前項の規定により酒類の製造場とみなされた販売場から第十九項の規定の適用を受けた酒類を移出する場合においては、当該移出に因り徴収されるべき酒税額は、新法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定による税額に百分の三十（焼酎、焼酎については、百分の四十）を乗じて算出した金額とする。但し、租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十五条第一項に規定する特殊用途酒類として移出する酒類又は同条第二項の規定の適用を受ける酒類については、新法第二十二條及び本文の規定による酒税を徴収しない。

22 第二十二項の規定により酒類製造者

者となされた者が第十九項の規定の適用を受けて移出された酒類を昭和二十九年三月一日に持ち越す場合は、その酒類を同年二月二十八日において移出したものとみなして、前項の規定を適用する。

23 この法律施行の際現に旧法第二十七條ノ二第一項の規定による指定を受けている酒類販売業者は、第十九項の規定による指定を受け

たものとみなす。

24 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 昭和二十八年三月一日から昭和二十九年二月二十八日までの間に酒税法第七條第一項の規定により酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が清酒、合成清酒、焼酎、又はビールを、命令で定めるところにより生産の奨励その他の命令で定める用途に供するもの（以下「特殊用途酒類」という。）をその製造場から移出する場合において、当該移出に因り徴収されるべき酒税額は、同法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定による税額に百分の七十（焼酎、焼酎については、百分の八十）を乗じて算出した金額とする。

酒税法第九條の規定により酒類の販売業免許を受けた者（以下「酒類販売業者」という。）が特殊用途酒類として移入した酒類を酒類の製造場以外の場所に移入する場合、同条の規定により移出した酒類とみなして、移

出する場合（飲用に供した場合を含む。）においては、当該酒類については、当該酒類販売業者を酒類製造者とみなし、その販売場を酒類の製造場とみなして、同法を適用する。この場合において、当該酒類の移出に因り徴収されるべき酒税額は、同法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定による税額に百分の三十（焼酎、焼酎については、百分の四十）を乗じて算出した金額とする。

第二十五條の二 当分の間、酒類製造者が製造するアルコール分が二十度以下の焼酎、焼酎に對する酒税の税率は、酒税法第二十二條の規定にかかわらず、焼酎、焼酎については、一石につき一千三百円、焼酎、焼酎については、一石につき九百円とする。

25 この法律施行の際酒類販売業者が酒類の製造場及び保税地域以外の場所において、清酒、焼酎、焼酎の第一級又はビールのうち改正前の租税特別措置法第二十五條第一項の規定により旧法第二十七條ノ二第一項の規定により加算する酒税を免除されたものを所持する場合においては、当該酒類を改正後の租税特別措置法第二十五條第一項に規定する特殊用途酒類として移出するときは、その酒類販売業者を酒類製造者、その場所を製造場とみなす。この場合において当該移出に因り徴収されるべき酒税額は、新法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定により算出し

た酒税額の百分の七十に相当する金額から旧法第二十七條の規定により算出した酒税額に相当する金額を控除した金額とする。

26 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「政府の発行する印紙」の下に「酒税法第五十一條の規定による酒税証紙」を加える。

27 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項の表中央酒類審議会の項中「配給」を「供給」に、並びに酒類の級別及び類別を「について調査審議し、並びに国税庁長官の諮問に應じて、酒類の級別」に改める。

第四十六條第一項の表地方酒類審議会の項中「配給」を「供給」に改め、「及び類別」を削る。

28 日本国アメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法（昭和十五年法律第三十五号）」を「酒税法（昭和二十八年法律第 号）」に改める。

第十二條第三項中「酒税法第三十六條」を「酒税法第二十六條」に改める。

第六五

○愛知政府委員 ただいま議題となり
ました所得税法の一部を改正する法律
案外四法律案について、提案の理由を
説明いたします。

政府は、国民の租税負担を軽減合理
化するため、さきに昭和二十八年分所
得税の臨時特例等に関する法律によつ
て、本年一月から三月までの給与所得
に対する源泉徴収所得税の軽減等を行
つたのでありますが、今回、この措置
を平常化するほか、さらに国民生活の
安定と資本蓄積の促進に資する等のた
め、所得税、法人税、相続税及び酒税
その他について、軽減合理化の措置を
講ずることとしたのであります。さし
あたりここに関係五法律案
を提出した次第であります。

第一に、所得税法の一部を改正する
法律案について、その大要を申し上げ
ます。

所得税におきましては、まず、さき
に臨時特例法によつて実施いたしました
控除及び税率の改正を平常化するこ
とといたしております。すなわち、基
礎控除額を五万円から六万円に、扶養
控除額を最初の一人について二万円か
ら三万五千円に、給与所得についての
控除の限度額を三万円から四万五千円
に、それより引上げるとともに、社会
保険料を所得から控除することとし、
また税率については、最低税率を
二〇%から一五%に引下げておりま
す。なお、今回富徴税を廃止すること
に伴い、新たに課税所得金額のうち、三
百万円を越える部分について六〇%、
五百万円を越える部分について六五%
の税率を設けることとしたのでありま
す。

次に、資本蓄積の促進に資するため

に、有価証券の譲渡所得に対する課税
を廃止し、また、生命保険料の控除限
度額を四万円から八万円に引上げるこ
とといたしております。

さらに、医療費控除については、現
在医療費が所得金額の一〇%を越える
場合に、その越える部分について十萬
円を限度として控除してゐるのであり
ますが、これを所得金額の五%を越え
る場合に、その越える部分について十
五万円を限度として控除することとい
はしてあります。また、退職所得につ
いての控除額も、十五万円から二十萬
円に引上げることとしてゐるのであり
ます。

次に、青色申告者について認められ
てゐる専従者控除の限度額を五万円か
ら六万円に引上げるとともに、専従者
となる者の範囲を十八歳以上の者から
十五歳以上の者に拡張することとした
のであります。

さらに、山林所得、不動産等の譲渡
所得及び一時所得については、その負
担の軽減と課税の簡素化をはかること
といたしております。すなわち、山林
所得については、十五万円を控除し、
五分五厘の方式によつて他の所得と合
算して課税することとし、また、不動
産等の譲渡所得及び一時所得について
は、その合計額から十五万円を控除し
た後の半額を他の所得と合算して課税
することとしてあります。

これらの措置により、所得税の負担
は相当軽減されるのであります。特
に低額所得者につきましては、かなり
顕著な軽減となるのであります。
なお、この機会において課税の簡素
化と適正化をはかるため若干の措置を
講ずることとしたのであります。

第二に、富裕税法を廃止する法律案
について申し上げます。

富裕税は、その施行の状況等にかん
がみ、負担の調整と税制の簡素化をは
かるため、昭和二十八年分から、廃止
することとしたのであります。

第三に、法人税法の一部を改正する
法律案について申し上げます。

法人税につきましては、資本蓄積の
促進に資するため、企業合理化促進法
及び租税特別措置法による特別償却の
適用範囲の拡張及び価格変動準備金制
度の改善、貸倒準備金の限度引上げ等
の措置を講ずるとともに、貿易の振興
に資する等のため、輸出契約取消準備
金制度の新設及び海外支店設置の特別
償却を認めることとしてありますが、
これらの措置は近く提案を予定いたし
ております。租税特別措置法の改正案に
より、または関係政令の改正によつて
実施することを考慮してあります。

しかし、法人税法の改正案におき
ましては、個人の有価証券に対する譲
渡所得課税の廃止に伴い、法人の解散等
の場合における剰余金に対する課税を
かつて行つていたように法人の清算所
得課税によつて行うこととし、また、
法人の支出した交際費、接待費等が一
定の限度を越えるときは、その越える
額の二分の一は損金に算入しないこと
といたしております。さらに、外国で
生じた所得に法人税を課税する場合に
は、法人税額からその所得に課せられ
た外国の税額を控除することとして、
国際二重課税の防止をはかるほか、課
税の適正簡素化のため所要の改正を行
うこととしたのであります。

第四に、相続税法の一部を改正する
法律案について申し上げます。

現在、相続税は、相続、遺贈または
贈与によつて取得した財産について取
得者の一生を通じて累積課税いたして
ゐるのでありますが、今回、実行上の
難点等を考慮して、これを相続税と贈
与税とにわけ、これを相続税の一層の
軽減合理化をはかることとしてゐるの
であります。すなわち、相続税は、相
続及び包括遺贈によつて取得した財産
について、その都度課税し、贈与税
は、贈与及び特定遺贈によつて取得し
た財産について、一年間分を合算して
課税することとしたのであります。

次に、基礎控除額は、相続税につい
ては、従来の三十万円を五十万円に引
上げ、贈与税については、十万円を控
除することとし、また、死亡保険金及
び退職金についての控除額は、それぞ
れ二十万円から三十万円に引上げてお
ります。

さらに、税率につきましては、相続
税にあつては、最高税率の七〇%はす
え置いてありますが、課税価格三千万
円以下の税率をそれより五%程度ずつ
引下げて、負担の軽減をはかることと
し、また、贈与税にあつては、負担の
権衡を考慮して相続税の税率より若干
高めとし、おおむね現行税率と同程度
といたしてあります。

以上のほか、相続税の納付を容易に
するため、延納の条件を緩和する等の
措置を講じてあります。
最後に酒税法案について申し上げます。

酒税につきましては、今回税率を引
下げることに、この機会において酒
税法の全文を改正し、最近の事態に即
応せしめることとしたのであります。

二十五年末に軽減措置をとられたので
ありますが、なお相当高率であり、酒類
密造の弊害も著しいので、今回、特に
大衆の酒類に重点を置いて、二割ない
し三割程度引下げることとしたのであ
ります。これにより自由販売酒の小売
価格は、たとえば清酒第二級では、一
升五百二十五円が四百四十五円程度
に、しよちゆらは、同じく三百八十
円が三百円程度になる見込みでありま
す。また、現在の基本税と加算税の制
度は、酒類の大部分が自由販売酒で、
かつ税率も相当引下げられる後におい
ては、その意義が少くなると認められ
るので、これを一本の税率に統合する
こととしたのでありますが、指定販売
業者及び配給酒の制度は、なお向う一
年間存置することとしたのであります。

なお、酒税法の改正は、取引の実態
にかんがみ、来る三月一日から施行し
たいと考えてあります。

以上五法律案の大要を申し上げた次
第であります。昭和二十八年年度の租
税及び印紙収入の総額は、七千八百億
四千九百円でありまして、今回の税
制改正による減収額は、総額千九億五
千八百円でありまして、このうち所得
税の減収額は、特別減税国債の購入に
よる減収額二十五億円を含めて、総額
九百三十一億円、富裕税の減収額は約
十九億円、法人税の減収額は特別減税
国債の購入による減収額四十二億円を
含めて約百二十九億円、相続税の減収
額は約十億円となつております。なお
酒税につきましては、今回の税率引下
げは相当大幅であります。この引下
げ後の収入は、密造酒類を駆逐するこ
と等により、おおむね現行税率による

場合と同額程度の収入を確保し得ると見込んでおります。

何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられるよう切望する次第であります。

○佐藤(観)委員 改正法の新旧対照表を配付していただきたいと思ひます。その資料が出ませんと、提案理由ではわかりませんので、ぜひ早く提出していただきたいと思ひます。

○奥村委員 政府の方ではいつごろ出される御予定ですか。改正法の新旧対照表が出ないとういふ審議が進められませんので、これは特に急いでもらわなければなりません。

○川野委員 この際資料を要求しておきたいと存じますが、実は昭和二十七年の一月から十二月までが必要なんです。ところが、実際の資料が得られなかつた場合は、得られるまでの月でつこうであります。密造酒の取締りのための経費の全国配分表、すなわち各税務署ごとに配分された金額、月日、並びに国税局が使つた総金額と月日、並びに国税庁が使つた金額、国税庁と国税局と税務署、この区分をはつきりしていただきたいと思ひます。さらに違反件数とその処罰件数、税務署が違反として検挙いたしました数と処罰された件数であります。それから酒造家の違反件数、さらに甲機関と乙機関の数、それから免許条件、これは酒造家の免許条件、御機関の免許条件、小売機関の免許条件、以上の資料を御配付願いたいと思ひます。

○渡辺(喜)政府委員 ちよつとお伺いしますが、最初の密造の件数と申ししますのは、検挙件数と了解してよろしゅうございましょうか。

○川野委員 検挙件数と違反件数です。

○渡辺(喜)政府委員 あとでおつしやいました税務署、国税局、国税庁というのは、密造に使つた経費の分類じゃないかと思ひますが、それでよろしゅうございましょうか。

○川野委員 密造酒の取締りの経費の中から、国税庁が旅費等にお使いになるだらうと思ひますが、その国税庁が使つた総金額、さらに全国の国税局ごとに使つた金額、さらに各税務署に使つた金額であります。これは先般の臨時国会に資料を要求しておきまして、一向に御配付がないので、重ねてお願いした次第であります。

○渡辺(喜)政府委員 要するに密造酒取締り経費の使い方を知りたい、こういうふうにご了解してよろしゅうございましょうか。

○川野委員 そうです。

○渡辺(喜)政府委員 かしこまりました。

○奥村委員 委員長から申し上げておきますが、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案要綱の内容をなるべく早く御提出願ひます。

ほかに御発言がなければ、本日はこれをもちて散会いたします。

午前十一時八分散会

昭和二十八年二月十四日印刷

昭和二十八年二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局